独立行政法人緑資源機構の

中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

（対：独立行政法人森林総合研究所）

農林水産省独立行政法人評価委員会

独立行政法人緑資源機構の中期目標期間終了時の評価結果について
【対：森林総合研究所】

１　評価結果

（１）評価の考え方

独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）は、機構をめぐる官製談合を組織として自らチェックすることができず、国民の信頼を甚だしく損なう事態を招いたことから、このような組織を引き続き重要な政策を担う機関として位置付けて存続させ、更生の機会を与えることは、国民の信頼を更に損なうものであるとの政策的な決定がなされ、平成２０年３月３１日に成立した「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」（以下「廃止法」という。）の施行により同年４月１日に解散した。

中期目標期間終了時の評価及び平成１９事業年度の評価については、廃止法の規定により、独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）及び独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）が、それぞれ機構から承継した業務に応じて受けることとされるとともに、評価結果に関する通知もそれぞれに行うこととされた。

このため、農林水産省評価委員会林野分科会（以下「分科会」という。）は、「独立行政法人緑資源機構の業務の実績に関する評価基準」（以下「評価基準」という。）により、中期目標及び同目標に基づき作成された中期計画の達成度合いを客観的に判断するため設定した２５の評価単位ごとに、研究所及びセンターが、それぞれ評価を受けることとされた業務について行った自己評価結果の提出・説明を受け、当該資料の調査・分析を基本として、取り組むべき課題の達成状況を評価した。

具体的には、廃止法での整理により、研究所が受けることとなった２３評価単位について評定を行ったところである。

なお、今年度の総合評価については、評価を受けるべき機構は既に解散しているところであるが、不祥事案を引き起こし、遂には解散に至ったことについての機構の社会的責任の大きさを踏まえれば、今回、機構に代わり評価を受けることとされた法人に対して、機構に対する総合評価の趣旨を具体的に伝えることが重要であるとの考えで一致したことから、（４）のとおり文章により示すこととした。

（２）評価単位

廃止法での整理により、研究所が受けることとなった２３評価単位について評定を行った。

定量的な目標の達成度合いの観点からは、大半の評価単位について中期計画に対して概ね順調に推移していると判断したものの、機構をめぐる官製談合事件について、関係者の有罪判決が確定したことを重く受け止め、談合事案に強い関連を有すると判断した７評価単位について「ｄ」と評定した。

（３）大項目

大項目については、評価単位の評定を基に、達成割合を計算した結果、「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」及び「重要な財産の譲渡に関する計画」については「Ａ」、「短期借入金の限度額」については「Ｃ」、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項」については「Ｄ」とそれぞれ評定した。

「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」については、当項目に含まれる１５評価単位のうち、研究所が受けることとなった１３評価単位について評定を行っている。

（４）総合評価

機構については、国民の信頼を甚だしく損なう事態を招き、更生の機会を与える意義はないとして廃止の方針が決定され、廃止法の制定・施行を経て解散するに至った。分科会は、昨年度の評価において、「機構の実施している事業に関する目的・結果について、その意義を認めつつも、事業を実施する主体としてはその適格性を欠くものと言わざるを得ない」と意見を述べたところであるが、その後、談合事件の裁判の判決において同事件の反社会性が指弾されたほか、事業実施主体の解散により、事業が実施されていた地域をはじめ各方面に多大な支障を生じさせている。機構は、託された業務の大半を中期計画に基づいて順調に推移させてきたほか、新技術や新工法も開発してきており評価すべき点もある。しかしながら、分科会としては、組織の廃止という遺憾な結果を自ら招いたことについて、機構が適正な業務運営を怠った責任の重大さを改めて指摘するものである。

２　業務運営に対する総括的な意見

・　今般、業務を継承された研究所におかれては、機構が引き起こした不祥事案を重く受け止め適正な業務運営を確保することはもとより、業務運営の効率化や適切な執行体制の整備を図りながら、継承した業務の必要性等についての説明責任の履行等を通じて、国民の負託に適確に応えていくよう努められたい。

・　水源地域の森林造成の社会的な意義は大きく、それ故に、社会への説明責任も折に触れ果たされるべきであり、事業内容や事業効果についての積極的な説明姿勢を通じて、事業の透明性の確保に努められたい。また、各種広報媒体の特徴を活かした多角的な情報発信に努められたい。

大項目	評定
第1　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	D
第2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 （中項目1～4、6は森林総合研究所、中項目5は国際農林水産業研究センターが評価を受ける）	
第3　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A
第4　短期借入金の限度額	C
第5　重要な財産の譲渡に関する計画	A
第7　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	D

中項目 ＜これらの中項目は、大項目　第2「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」に属する＞	評定
1　水源林造成事業	a
2　緑資源幹線林道事業	d
3　特定中山間保全整備事業	a
4　農用地総合整備事業	a
5　海外農業開発事業	※
6　情報提供の充実	b

※　国際農林水産業研究センターに対する評価書に記載

参　考　（評定単位の評定一覧）

大項目	評定	中項目	評定	評価単位（計23）	評定
第1　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	D			1　業務運営の効率化による経費の抑制	d
				2　執行体制の整備	d
				3　業務の効率的処理	d
第2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		1　水源林造成事業	a	(1) 事業の重点化の実施	a
				(2) 事業の実施手法の高度化のための措置	a
				(3) 事業実施コストの縮減	a
		2　緑資源幹線林道事業	d	(1) 事業重点化の実施	d
				(2) 事業の実施手法の高度化のための措置	d
				(3) 事業実施コストの縮減	d
		3　特定中山間保全整備事業	a	(1) 計画的で的確な事業の実施	a
				(2) 事業の実施手法の高度化のための措置	a
				(3) 事業実施コストの縮減	a
		4　農用地総合整備事業	a	(1) 計画的で的確な事業の実施	a
				(2) 事業の実施手法の高度化のための措置	a
				(3) 事業実施コストの縮減	a
		5　海外農業開発事業 （国際農林水産業研究センター）		(1) 事業の重点化の実施	
				(2) 事業の実施手法の高度化のための措置	
		6　情報提供の充実	b	情報提供の充実	b
第3　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A			財投借入金から段階的に脱却するとともに、出資金方式から補助金方式へ切り替えるための取り組み（造林勘定）	a
				収支相償を図るための取り組み（造林勘定）	a
				負担金等の徴収を確実に実施するための取り組み（林道等勘定）	a
				収支相償を図るための取り組み（林道等勘定）	a
第4　短期借入金の限度額	C			借り入れに至った理由等	c
第5　重要な財産の譲渡に関する計画	A			計画以外の重要財産の譲渡に至った理由	a
第7　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	D			1　人事に関する計画	d

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

評 価 単 位	１　業務運営の効率化による経費の抑制

１．中期目標

一般管理費（退職給付引当金繰入を除く）については、中期目標期間の最終年度に平成１４年度と比較して１３%削減する。

なお、「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）を踏まえ、平成１８年度以降５年間において、国家公務員に準じた人件費（退職給付引当金繰入及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

また、事業費については、効率的な事業実行を通じ、中期目標期間の最終年度に平成１４年度と比較して１０%削減する。

２．中期計画

一般管理費（退職給付引当金繰入を除く）については、中期目標期間の最終年度に平成１４年度と比較して１３%以上削減する。

「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）を踏まえ、平成１８年度以降５年間において、人件費（退職給付引当金繰入及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について５%以上の削減を行う。なお、平成１８年度以降２年間に、人件費の２%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

また、事業費については、効率的な事業実行を通じ、中期目標期間の最終年度に平成１４年度と比較して１０%削減する。

３．中期目標の達成状況

一般管理費については、計画的な要員の削減により人件費の削減を図った。

さらに、光熱給水費、図書印刷費、委託費、通信運搬費等の削減及び競争　原理の活用による調達コストの削減を図った。

この結果、中期目標の最終年度では、平成１４年度と比較して１８．３%　を削減し、目標を達成した。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
（対14年度削減） （目標割合）	－	6.2%	9.4%	11.9%	13.0%
（削減割合）	1.9%	7.9%	10.3%	12.9%	18.3%

※上記目標割合は各年度計画における目標値

また、緑資源機構では、「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）を踏まえ、平成１８年度から平成２２年度までの５年間で５％以上の人件費の削減を行うこととし、要員数の計画的な縮減を図るとともに、国家公務員の給与の見直しに準じて給与体系の見直しを進めてきたところである。

具体的には、

① 俸給表の水準を、職員▲４．８％強、役員▲６．７％強の引き下げ（平成１８年度実施）

② 一時金の支給月数を▲０．３箇月引き下げ（平成１７、１８年度実施）

③ 国家公務員の昇格時号俸決定方式（昇格メリット）の採用を見送り（平成１８年度実施）

④ 職務手当（国では俸給の特別調整額）の定額化にあたり、手当が減額する場合の経過措置を国より１年短縮（平成１９年度実施）

⑤ 国が新設した広域異動手当の導入を見送り（平成１９年度実施）

⑥ 平成１９年度夏期一時金支給率の対前年比▲１０％の削減（管理職員）

⑦ 平成１９年度人事院勧告の年末一時金の支給率０．０５箇月のプラスについては適用を見送り

などの給与体系等の見直しに取り組んだところである。この結果、下表のとおり平成１７年度（基準年度）に比べ▲８．５％（人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の人件費の削減が図られた。

【参考】ラスパイレス指数の推移

平成１５年度　　１１９．４

平成１６年度　　１２０．４（１．０）

平成１７年度　　１１９．７（▲０．７）

平成１８年度　　１１７．７（▲２．０）

平成１９年度　　１１４．１（▲３．６）※集計中

	平成17年度（基準年度）	平成18年度	平成19年度		（合計）
人件費	6,465,182千円	6,277,506千円	5,963,552千円		
対基準年度削減率 （人勧改定部分含む） （人勧改定部分除く）		 △2.9% △2.9%	 △7.8% △8.5%		
（数値目標）		１%以上	２%以上		

加えて、事業費については、効率的な事業実行により平成１４年度と比較して、１６．９％に相当する１８，８９４百万円（補正予算を除いた場合２３．２％）の削減を行うとともに、事業量の確保に努めた。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
（対14年度削減）					
（目標割合）補正前	―	(10.2%)	(14.4%)	(16.9%)	(10.0%)
補正後	―	8.8%	12.6%	4.8%	10.0%
（削減割合）補正前		(10.5)	(14.5%)	(17.1%)	(23.2%)
補正後	6.2%	9.1%	12.7%	4.9%	16.9%

※上記目標割合は各年度計画における目標値

（関連する評価単位）

第１、２　執行体制の整備

第１、３　業務の効率的処理

第２、１　水源林造成事業　～４　農用地総合整備事業

第７、１　人事に関する計画

法人における自己評価結果					
評　定	a＋	ⓐ	b	c	d

評定理由

上記達成状況のとおり、計画的な要員の削減による人件費の削減及び通信運搬費、委託費、賃借料等経費の節減並びに競争原理の活用による調達コストの削減を図った結果、中期目標の１３％以上削減に対し、中期目標期間最終年度に平成１４年度と比較して、１８．３％に相当する１，７８６百万円の一般管理費の削減を行ったことから「s」評定とした。

また、上記中期目標の達成状況のとおり、平成１９年度は平成１７年度（基準年度）と比較して、行政改革の重要方針としての削減率を上回る▲８．５％の人件費の削減（人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を図った。また、給与構造改革についても、俸給表の水準の引き下げ等に取り組むとともに、国家公務員の新設手当の不採用や期末勤勉手当での抑制対応等、一層の削減を図った。これらの結果、ラスパイレス指数も大幅に低下させることが出来たことから「ｓ」評定とした。

さらに、上記達成状況のとおり、効率的な事業実行を行った結果、中期計画の１０％削減に対し、中期目標期間最終年度に平成１４年度と比較して、１６．９　％に相当する１８，８９４百万円（補正予算を除いた場合２３．２％）の事業費の削減を行ったことから「ｓ」評定とした。

具体的指標	自己評定	ウエイト
一般管理費の削減	ｓ	２

人件費の削減	s	1
事業費の削減	s	1

（指標数 ： 3　ウエイト合計： 4 ）

達成割合

$$\frac{4 \times 1.1}{4} \times 100 = 110\%$$

評価委員会の意見等

・　本大項目（３評価単位）は業務運営の効率化に着眼して評価を行うものであるが、談合事案の発生及びその結果として組織の廃止に至ったことの結果責任は余りにも重大であり、共通の業務運営の効率化への取組を確認しつつも、厳しい評定とせざるを得ない。

・　法人から聴取したコンプライアンスの強化等改善措置による成果の発現に努めるとともに、他組織における先進的な取組は率先して取り入れるなど、十分な自覚をもって適正な業務運営に取り組まれたい。

評価委員会評定	a＋　a　b　c　(d)	ウエイト	2

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

評 価 単 位	２　執行体制の整備

１．中期目標

効率的な業務運営を行うため、効率的かつ機動的な執行体制を整備する。

２．中期計画

効率的な業務運営を行うため、事業の進展、事業内容の変化等を踏まえ、地方組織の再編・統廃合を行うなど、効率的かつ機動的な組織の整備を実施する。

また、職員の勤務について、評価制度を適切に運用することにより、職員の志気を高揚し、事業運営の活性化を図る。

３．中期目標の達成状況

事業の進展、事業内容の変化等を踏まえ以下の整備を実施

ア　本部事務所

平成１５年度　都内２カ所にあった本部事務所を川崎市に統合

平成１６年度　総務部と経理部の再編成を実施

平成１９年度　森林業務部と経理部の入札契約業務部門を再編成

イ　出先事務所

平成１５年度　６支所、４支社を統合し６整備局に再編

平成１７年度　特定中山間保全整備事業の新規事業開始に伴う邑智西部調査事務所の開設

平成１８年度　九州管内の農用地総合整備事業の終了に伴い、九州整備局の２課を廃止

平成１９年度　特定中山間保全整備事業の新規事業開始に伴う邑智西部建設事業所及び南富良野調査事務所の開設

地方建設部において、総務部門と事業実施部門の入札契約業務部門を再編成

また、本部において、業務の実施に際し、廃棄物の削減、省資源、資源リサイクル及びグリーン購入に係る環境の保全への配慮を行い、資源の効率的利用に寄与することを目的とする環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）を導入するため、本部に「環境推進委員会」を設置して、本部の業務の点検、環境側面及び著しい環境側面の特定、環境方針・環境目的・環境目標の設定を検討した。この検討内容に基づき、環境マニュアル、要領、様式などの文書類の整備するとともに理事長を最高経営層、企画調整室をＩＳＯ事務局とする執行体制の整備並びに役割、責任及び権限の明確化を行った。

なお、ＥＭＳは、平成１６年１２月１日から本部で運用を開始し、中期目標期間を通じて廃棄物、電気使用量及び紙の使用量の削減並びに資源リサイクル率及びグリーン購入の向上に努めるとともに整備した執行体制を活用した役職員の研修、モニタリング及び内部

監査などにより、ＥＭＳが有効に機能するよう努めたところである。

さらに、平成１５年度については、勤務評定制度の導入を実施したところである。平成１６年度については、制度の適切な運用を行い平成１６年１２月１日に勤務評定を試行したところである。

平成１７年度については、評定期間を１年間として当該制度を本格的に運用し、平成１７年１２月２１日に平成１７年度期の職員の勤務評定を実施した他、当該制度の一層の充実等を目的として、勤務評定に関係する管理者を対象に職員研修を企画し実施したところである。

平成１８年度については、本格的な実施の２年度目として当該制度を運用し、平成１８年１２月１日に平成１８年度期の職員の勤務評定を実施した他、当該制度の一層の充実等を目的として、勤務評定に関係する管理者を対象に職員研修を企画し実施したところである。

平成１９年度については、本格的な実施の３年度目として当該制度を運用し、平成１９年１２月１日に平成１９年度期の職員の勤務評定を実施した他、当該制度の一層の充実等を目的として、勤務評定に関係する管理者を対象に職員研修を企画し実施したところである。

中期目標期間において、毎年度定期に実施した職員の勤務評定が、組織に定着し勤務評定制度の適切な運用により、職員の志気の高揚と事業運営の活性化を図ることができた。

（関連する評価単位）

第１、１　業務運営の効率化による経費の抑制

第１、３、（４）　職員の資質の向上

第６　情報提供の充実

第７、１ 人事に関する計画

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果					
評　定	a＋	a	b	c	ⓓ

評定理由

上記の実施結果のとおり、毎年計画どおり実施できたことから達成と判断し「a」評定とした。

また、計画どおりＥＭＳ導入準備への着手及び執行体制の整備を実施した結果、平成１６年１２月１日よりＥＭＳ運用を本部で開始することとなったことから、「ａ」評定とした。

さらに、上記実施結果のとおり、中期目標期間において、平成１５年度の制度の導入、平成１６年度の試行、１７年度、１８年度の実施に引続き、計画どおり平成１９年度期の

職員の勤務評定を実施したこと、実施においては当該制度の充実等を目的として職員研修を実施し勤務評定制度の定着を図ったこと、評定結果を平成２０年度人事異動等の部門間及び職種交流の資料として活用したことから「ａ」評定とした。

しかしながら、平成18年度に発生した入札談合事件を、未然に防止する執行体制が不十分であったと判断したことから評価単位の評価は「ｄ」とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
ア　事業の進展、事業内容の変化等を踏まえた効率的かつ機動的な組織の整備	ａ	２
イ　環境マネジメントシステムの導入準備への着手及び本システムに係る執行体制の整備	ａ	１
ウ　勤務評価の適切な運用	ａ	１

（指標数：３　ウエイト合計：４）

達成割合

$$\frac{4 \times 1}{4} \times 100 = 100\ \%$$

評価委員会の意見等

・　機動的な組織の整備に努めてきたことを確認したが、今期、事業執行型の法人としての生命線とも言える契約・入札業務の公正な運営を欠き、談合事件を引き起こして組織の解散に至ったことを踏まえれば、厳しい評定とせざるを得ない。

・　環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）に早期に取り組んだことは評価される。

評価委員会評定	ａ＋　ａ　ｂ　ｃ　ⓓ	ウエイト	１

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

評 価 単 位	３　業務の効率的処理

１．中期目標

業務の効率的処理のために、事務処理の効率化、業務の外部委託化、ITの活用、職員の資質の向上を図る。

２．中期計画

（１）　事務処理の効率化

会計事務の効率化を図るため、平成１７年度から口座振込みに係る支払い事務を本部に一元化するとともに、平成１９年度を目途に本部、整備局等を通じた会計処理システムの再構築を図る。

（２）　外部委託の促進

中期目標期間中に、職員研修及びイベントの企画・実施など、単純・定型的な業務を中心に更に外部委託化を推進する。

（３）　IT化の促進

業務の効率化に向け、各種業務のIT化を図る。

ア　ネットワークインフラの整備

今後、IT化の進展に伴う通信量の増加が想定されることから、平成１６年度末までに本部及び地方組織の回線容量を増加させ、IT環境の整備を行う。

イ　事務手続きのIT化の推進

工事請負資格者登録の事務を効率的に処理するため、平成１６年度末までに、インターネットによる申請も可能となるようシステムを改善する。

また、電子入札システムについては、本システムの関係業界への普及状況や国及び地方公共団体の導入状況を勘案しながら、中期目標期間中にシステム開発に着手する。

（４）　職員の資質の向上

高度化する業務に対応し、当機構の機能を十分に発揮することができるよう、職場内研修、外部研修等を活用し、職員の資質の向上を図る。

具体的には下記事項に取り組む。

ア　新たな会計基準の習得等を図るため、各事務所の会計事務担当職員を対象とした職場内研修を平成１６年度から３年間で計画的に実施する。

イ　中期目標期間中に毎年積極的に外部研修に参加させる。

３．中期目標の達成状況

（１）事務処理の効率化

平成１７年度に支払い事務の本部一元化のために、平成１５年度に策定した基本構想を基に平成１６年度にシステムの整備（機能の追加及び修正）及び運用テスト並びに稼働テストを行い、平成１７年度から本格的にシステムが稼働した。その結果、会計事務の効率化が図られるとともに、振込手数料を削減することができた。

中期目標期間中の振込手数料削減額　１８百万円

また、水源林整備事務所の会計事務の一部を整備局に移行することを主な目的とする会計処理システムについては、平成１８年度にシステムの整備を行い、平成１９年４月より本稼働した。

このことにより、次の事務処理の効率化が図られた。

① 水源林整備事務所における事務処理は、収入・支払事務及び定期報告（合計残高試算表、支出済額報告書、収入決定済額報告書等）の業務量が減り、現場事業への専念化が図られた。

② 整備局における事務処理は、一元的な資金管理が可能となったことにより、報告、決算処理期間が短縮した。

③ 水源林整備事務所においては、現行どおり造林事業に係る実施計画の承認を行っているが、それに伴う予算の執行、支払については、整備局で行っていることから相互けん制が図られ、さらに適正な執行が可能となった。

（２）外部委託の促進

職員研修関係については、平成１５年度「係員、主任研修」を、平成１６年度～平成１９年度において「新規採用職員研修」をそれぞれ実施した。

何れもカリキュラムの策定等を一体的に外部委託を行い、業務の効率的処理及び受講職員の質的向が図られた。

イベント関係については、平成１６年度～平成１９年度において、林野庁主催の「森林の市」に協賛団体として参画し、展示品の作成・展示及び展示ブースの設営から撤去まで、外部業者に委託したことにより、効率的な処理が図られた。

本部公用車運転業務については、平成１７年度途中～平成１９年度において、外部委託を行ったことにより、人件費の縮減が図られた。

コンプライアンス教育・倫理教育の研修における外部講師等の活用については、平成１９年１０月「入札談合と独占禁止法一公正な取引をめざして」をテーマに外部講師を招き、コンプライアンス教育研修を実施、更なる法令遵守の周知徹底を図った。

（３）IT化の促進

ア　ネットワークインフラの整備

本部のインフラの整備として、本部ネットワーク回線をADSL回線（非対称デジタル加入者線）からFTTH回線（光ファイバー線）へと切り替え、上り(送信)1Mbps、下り（受信）

８Mbpsであった従前の回線容量を上下とも100Mbpsへと増加させた。その結果、通信速度が上りで100倍、下りで12.5倍向上し、大容量データ（写真、模式図等）の高速送受信が可能となり、業務の効率化が図られた。

また、地方組織のインフラ整備として、本部と各地方組織間とを繋ぐネットワーク通信サービスの見直しを行い、回線を24MbpsのADSL回線へと切り替えることにより回線容量が64kbps～128kbpsであった従前の専用線に比べ、192倍から384倍もの通信速度の高速化を実現し、業務の効率化が図られた。更にネットワークバックボーンをフレームリレー方式からインターネットVPNへと見直しを行ったことにより、通信コストを年額およそ40百万円削減し、経費の節減を図った。

※　bps(bit per secondの略）１秒間に送信できるデータ量

１ＭＢ＝1,024ＫＢ　　24ＭＢ＝24,576ＫＢ

イ　事務手続きのIT化の推進

工事請負資格者登録手続きについては、インターネットを介した電子申請（受付）を可能とするべく平成１５年度に基本計画を策定し、平成１６年度にシステムを開発した。このシステムを用い平成１６年度実施の平成１７・１８年度一般競争（指名競争）参加資格の定時審査から試行的運用を実施した。

さらに平成１８年度実施の平成１９・２０年度一般競争参加資格の定時審査においても同システムによりインターネットを介した電子申請（受付）を行った。

これにより、申請業者の事務負担の軽減がはかられた。

また、電子入札システムの導入を検討している公共発注機関とシステム開発能力を有する主要ＩＴベンダーが参加して開催された、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム特別会員会議」に参加し、電子入札システムの先行導入事例やシステムの内容の報告を受け、同システムに関する理解を深めた。

電子入札システムの開発については、年間の入札案件数が少ない公共機関向けに開発された電子入札コアシステムを利用する「ＡＳＰ方式」と独自で電子入札システムを開発する「単独方式」が考えられたが、システム機能、運用管理、セキュリティ等を比較検討した結果、同等の機能を安いコストで　確保できることから「ＡＳＰ方式」の導入を決定した。　　**【☞　資料集Ｐ１～１０】**

平成１９年度において、電子入札システム導入に向けた環境整備として、発注者向けのシステム操作説明会及び応札者向けの説明会を開催し、また、整備局等において建設工事の電子入札の試行を行った。

（４）職員の資質の向上

ア　新たな会計基準の習得等を図るため、各事務所の会計事務担当職員を対象とした職場内研修を平成１６年度から３年間で計画的に実施する。

会計事務担当職員を対象として、平成１６年度から平成１８年度までの３年間で「簿記３級」程度の知識を習得させるための研修を計画的に実施してきたところであり、平

成１６年度に策定した会計事務職員の研修計画どおり、３ヶ年で９０名を参加させた。

なお、中期目標期間末現在の簿記３級以上の資格取得者の割合については、研修計画で定めた目標割合の５０％以上に対し、６９．７％の会計事務担当職員が資格を取得している。

イ　中期目標期間中に毎年積極的に外部研修に参加させる。

平成１５年度においては、外部研修５研修に１０名の職員を参加させたところである。

平成１６年度においては、前年度に引続き、外部研修８研修に２５名の職員を参加させ、業務に即応する実践的な知見を習得させた。また、緑資源機構職員研修実施要領等を定めて、今後の職員研修を体系的に実施する体制を整備した。

平成１７年度においては、新たに林野庁及び環境省主催の研修を加えた外部研修８研修に２６名の職員を参加させ、業務に即応する実践的な知見を習得させた。また、研修計画の円滑な推進について、職員研修委員会を組織して当該計画の管理等を実施した。

平成１８年度においては、外部研修６研修に２０名の職員を参加させ、業務に即応する実践的な知見を習得させた。また、研修計画の円滑な推進について、職員研修委員会を組織して当該計画の管理等を実施した。

平成１９年度においては、外部研修６研修に１２名の職員を参加させ、業務に即応する実践的な知見を習得させた。また、研修計画の円滑な推進について、職員研修委員会を組織して当該計画の管理等を実施した。

中期目標期間において、職場外研修（OFF-JT）を積極的に活用し、機構の　業務運営の効率化に必要な各分野の知識、技術の習得に努め、組織全体の技　術力等の向上を図ることができた。また、平成１９年度においては、法令遵守、倫理保持の観点から、役職員を対象としたコンプライアンス教育・倫理教育の研修を新たに実施し、資質の向上を図った。

また、平成１９年１１月に「緑の行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、これらに基づき平成１９年１１月～１２月の間に本部及び地方出先機関の全役職員を対象に「コンプライアンス実践セミナー」を実施した。（受講者数５７６名）

（関連する評価単位）
第１、１　業務運営の効率化による経費の抑制
第１、２　執行体制の整備（うち、職員の勤務評定）
第１、３（４）職員の資質の向上
第７、１　人事に関する計画
第２、６　情報提供の充実
第７、１（２）年度末の常勤職員数
第１、３、（１）事務処理の効率化
第６　情報提供の充実

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果					
評　定	a＋	a	b	c	ⓓ

評定理由

（１）上記の達成状況のとおり、平成１６年度までの口座振込みに係る支払い事務の本部一元化に伴う経理システムの整備により、平成１７年度から同システムを本稼働し、会計事務の効率化が図られるとともに、資金の効率的活用及び振込手数料の軽減に資することとなったことから「a」評定とした。

　また、計画どおり、平成１８年度までに水源林整備事務所の会計事務の一部を整備局に移行することを主な目的とする会計処理システムを整備し、平成１９年４月から同システムを本稼働した結果、上記中期目標の達成状況のとおり事務の効率化を図ったことから「ａ」評定とした。

（２）上記の実施結果のとおり、毎年計画どおり実施できたことから達成と判断し「a」評定とした。

（３）本部及び地方組織の回線容量を増加させるなどＩＴ環境の整備を行った結果、通信速度の高速化及び通信コストの大幅な削減を実現し、業務の効率化を図ったことから、「ａ」評定とした。

　また、計画どおり、平成１６年度末までにシステムを改善し、インターネットを介した電子申請（受付）を可能とした結果、システムへのデータ入力の軽減など事務負担の軽減がはかられたことから「ａ」評定とした。なお、ホームページ上に申請に必要なＩＤパスワード取得情報や申請手続時に係る質問窓口を設置するなど、申請者の利用に配慮した結果、業者登録申請数全体に占めるインターネットを利用した申請数は平成１６年度の審査で約35%、平成１８年度で約37%となった。

　加えて、上記実施結果のとおり、中期目標期間中に電子入札導入に向けたシステム開発に着手し、平成２０年度からの本格導入に向けた取組が計画どおり進んでいることから「a」評定とした。

（４）計画どおり、平成１６年度から平成１８年度までの３年間で会計事務担当職　員研修を実施し、職員の資質の向上を図ったことから「ａ」評定とした。

　なお、簿記３級以上の資格取得者の割合については、研修計画で定める目標割合の５０%以上に対し、６９．７%の会計事務担当職員が資格を取得している。

　また、上記実施結果のとおり、継続的・計画的に外部研修に参加させ職員の資質の向上はもとより組織全体の技術力等の向上に寄与したこと、また、職員研修委員会を組織して当該計画の管理等を実施したこと、研修生が習得した技術を効果的に職務で発揮できるように人事異動においても配慮したことから「ａ」評定とした。

加えて、上記の実施結果のとおり、中期計画どおりコンプライアンス教育・倫理教育の研修を実施できたことから達成と判断し「ａ」評定とした。

（５）しかしながら、平成18年度に入札談合事件が発生し、契約・入札業務の適切な運営が不十分であったと判断したことから評価単位の評価は「ｄ」とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（１）口座振込みに係る支払い事務の本部一元化	ａ	１
（１）会計処理システムの再構築	ａ	１
（２）協賛イベントの出展等に係る一部の業務の外部委託	ａ	１
（３）ア　ネットワークインフラの整備	ａ	１
（３）イ　インターネットによる工事請負資格者登録申請のためのシステム改善	ａ	１
（３）イ　電子入札システムの開発着手	ａ	１
（４）ア　会計事務担当職員の研修	ａ	１
（４）イ　外部研修への積極的な参加	ａ	１
（４）ウ　コンプライアンス教育・倫理教育の研修の実施	ａ	１

（指標数：９　ウエイト合計：９）

達成割合

$$\frac{9 \times 1}{9} \times 100 = 100\%$$

評価委員会の意見等

・　今期、談合事件を引き起こして組織の解散に至ったことを踏まえれば、厳しい評定とせざるを得ない。

・　談合事件を受けて講じた改善処置による成果の発現を早期に求めるとともに、他組織における先進的な取組は率先して取り入れるなど、十分な自覚をもって取り組まれたい。

評価委員会評定	ａ＋　ａ　ｂ　ｃ　(ｄ)	ウエイト	１

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）１　水源林造成事業

評 価 単 位	（１）事業の重点化の実施

１．中期目標

事業の実施に当たっては、効果的な事業推進の観点から、水源かん養機能の強化を図る重要性の高い流域内の箇所への重点化を図ることとし、重要流域内やダム・水道施設の上流などの箇所における植栽を実施する。

２．中期計画

効果的な事業推進の観点から、２以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム・水道施設の上流など特に水源かん養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所へ植栽を重点化することとし、植栽面積に占める当該箇所の割合を平成１４年度の８３%から中期目標期間の最終年度に８８%へ増加させる。

３．中期目標の達成状況

都道府県、市町村及び事業関係者に対しては、あらゆる機会を通じて、事業の重点化を進めていることについて説明を行うとともに、分収造林契約を要望する者はもとより、ホームページ等を活用して、重点化基準について広く理解を求めてきた。

こうした取組により、中期目標期間のすべての年度目標を達成するとともに、終了時目標８８%に対し、９４．５%（達成率１０７）となり、６ポイント以上の増加させることができた。

この結果、事業の重点化が進み、効果的な事業推進が図られた。

【植栽面積に占める水源かん養機能の強化を図る重要性が高い流域箇所の植栽割合】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年度計画	８４%	８５%	８６%	８７%	８８%
実　　績	８４．６%	８５．４%	８６．８%	９０．３%	９４．５%
達成割合	１０１	１００	１０１	１０４	１０７

法 人 に お け る 自 己 評 価 結 果	
評　　定	ａ＋　ⓐ　ｂ　ｃ　ｄ

評定理由

中期目標期間のすべての年度において計画を達成するとともに、終了時目標を達成したことから「ｓ」評定とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（１）水源かん養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所への植栽	ｓ	１

（指標数　：　１　ウエイト合計：１）

達成割合

$$\frac{１ \times １.１}{１} \times 100 = 110\,\%$$

評価委員会の意見等

・　水源地域の森林造成の社会的な意義は大きく、それ故に、社会への説明責任も折に触れ果たされるべきである。事業内容や事業効果についての積極的な説明姿勢を通じて、事業の透明性の確保に努められたい。

評価委員会評定	ａ＋　ⓐ　ｂ　ｃ　ｄ	ウエイト	１

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）１　水源林造成事業

評 価 単 位	（２）事業の実施手法の高度化のための措置

１．中期目標

ア　水源かん養機能等の森林の有する公益的機能の増進を図る観点から、針広混交林や複層林の造成を推進するなど多様な森林の造成を図る。

イ　事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。

ウ　CO_2の固定・貯蔵や森林整備等を促進する観点から、木材利用を推進することとし、利用間伐の割合を高めるとともに、間伐材の有効利用を図る。

２．中期計画

ア　多様な森林整備の着実な推進

水源かん養機能等の森林の有する公益的機能の増進を図る観点から、水源林造成により造成された全森林面積に占める針広混交林及び複層林による多様な森林の造成面積の割合を、平成１４年度末の３%から中期目標期間の最終年度に７%へ増加させる。

イ　事業評価の反映

期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価により指摘された事項を踏まえたチェックシートを作成・活用し事業を実施する。

ウ　木材利用の推進に配慮した事業の実施

（ア）CO_2の固定・貯蔵等を促進する観点から、間伐総面積に占める利用間伐の割合を、平成１４年度までの過去５ヶ年間における実績１１%から、中期目標期間全体で２０%へ増加させる。

（イ）CO_2の固定・貯蔵や森林整備等を促進する観点から、急傾斜地における作業道の開設に当たっては、地質等の状況を踏まえつつ、間伐材を活用した丸太組工法の採用に努めることとし、造林者等へ技術の普及・定着を図りながら、急傾斜地に設置する作業道延長のうち丸太組工法によって設置する延長の割合を平成１４年度の割合５４%から中期目標期間全体で６４%へ増加させる。

エ　造林技術の高度化

（ア）事業効果の高度発揮に向け、気候、地形等の地域特性を踏まえた造林技術の高度化を図るため、検討会を各整備局毎に年１回以上開催する。

（イ）効率的な間伐の実施に向け、収穫業務における間伐木の選木技術を高めるための研修会を整備局毎に年１箇所以上実施する。

（ウ）各整備局毎に主伐想定モデル林を１箇所以上設置し、水源かん養機能等の公益的機能の維持に配慮した伐区の設定、有利な販売方法等について検討を行い、平成１７年度中に主伐マニュアルを作成する。

（エ）急傾斜地において作業道を設置する場合に有効な工法である丸太組工法のより一層の普及・定着を図るため、造林者及び林業関係者を対象に現地検討会を各整備局毎に年１回以上開催する。

オ　対外発表活動の実施

造林技術の普及・啓発に向け、対外発表活動を奨励し、中期目標期間中に各種の研究発表会等に５件以上発表する。また、発表した内容について、広報誌等を活用して啓発・普及を図る。

カ　水源林造成事業における公益的機能の調査

国民に対する事業効果の情報提供の観点から、中期目標期間中に水源林造成事業により発揮される水源かん養機能等公益的機能の評価方法を検討するとともに、モデル水源林を設定し、具体的調査を進め、データの蓄積を図る。

３．中期目標の達成状況

ア　多様な森林整備の着実な推進

分収造林契約の造林地所有者及び造林者に対し、針広混交林施業の実施に理解を求めるとともに、モザイク施業における広葉樹等の前生樹保残区域の設置方法等について、「水源林整備の重要性とその機能の高度発揮のための施業のあり方等についての手引き書（平成１５年度作成）」等を活用し、モザイク施業の普及・啓発、施業のあり方に関する指導の徹底を図ってきた。

また、整備局開催の現地検討会において、気象災害等の被害地の発生状況を分析し、これを回避するためのモザイク施業の活用方法等について検討を行い、その結果を踏まえ、モザイク施業の効果的な実施に努めた。

こうした取組により、平成１９年度末までに水源林造成により造成された全森林面積約４５３、２５１ｈａのうち３５，９２９千ｈａの針広混交林（モザイク施業等）及び育成複層林の多様な森林を造成し、終了時目標７％に対し、７．９％（達成率１１３）を達成した。

また、中期目標期間のすべての年度目標も達成したところである。

この結果、多様な森林整備が着実に進み、水源かん養機能等の森林の有する公益的機能

の増進を図られた。

【水源林造成により造成された全森林面積に占める多様な森林の造成面積の割合】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年度計画	４％	５％	６％	７％	７％以上
実　　績	４．２％	５．２％	６．２％	７．１％	７．９％
達成割合	１０５	１０４	１０３	１０１	１１３

（関連する評価単位）

第２、１、（２）、エ　造林技術の高度化

イ　事業評価の反映

期中評価の結果を確実かつ早期に事業に反映させるため、これまでの期中評価の指摘事項を踏まえたチェックシート作成し、そのチェックシートを活用し、事業を実施したことにより、事業実施コストの縮減の達成など期中評価の結果が適切に事業に反映され、事業の透明性を確保しつつ、効率的に事業が推進された。

（関連する評価単位）

第２、１、（３）　事業実施コストの縮減

ウ　木材利用の推進に配慮した事業の実施

（ア）利用間伐の実施に当たっては、作業道の整備を進めるとともに、整備が図られた箇所等については、間伐木の情報を地元の林業事業体や素材生産事業者等に積極的に提供するとともに、市況状況を把握しつつ間伐木の販売先の掘り起こしに努めた。

また、搬出等を考慮した列状間伐の効率的な間伐方法を積極的に実施した。

こうした取組の結果、中期目標期間のすべての年度目標を上回るとともに、中期目標期間で実施した２２，２６４ｈａの間伐のうち５，５５２ｈａの利用間伐を実施し、利用間伐割合は２４．９％となり、終了時目標を達成した。

この結果、利用間伐の実施により約３９２千m^3の間伐木が販売され、約２２５千ｔのCO_2の固定・貯蔵等が図られた。

【間伐総面積に占める利用間伐の割合】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	２０％目安	２０％	２０％	２０％	２０％以上	２０％
実　　績	２１．２％	２７．７％	３４．８％	２２．８％	２１．４％	２４．９％
達成割合	１０６	１３９	１７４	１１４	１０７	１２５

【利用間伐による CO_2 の固定量】

CO_2 の固定量＝ 392,371m3（販売材積）× 0.314g/cm3（容積密度）× 0.5（炭素重量）

× 44 ÷ 12（CO_2 換算重量）＝ 225,875 ｔ・CO_2

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
間伐面積	3,934ha	3,893ha	3,538ha	5,168ha	5,730ha	22,264ha
うち利用間伐	836ha	1,080ha	1,231ha	1,178ha	1,228ha	5,552ha
販売材積	48,409m3	63,999m3	83,539m3	99,452m3	96,972m3	392,371m3

注）計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

（関連する評価単位）

第２、１、（２）エ（イ）間伐木の選木技術の高度化を図るための研修会の実施

第３、収支相償を図るための取組み（造林勘定）

（イ）丸太組工法の作業道の開設に当たっては、各整備局において、造林者等を対象に丸太組工法の現地検討会を開催し、丸太組工法の効果・必要性を説明するとともに現地で施工実演するなど基本的な技術の向上に努め、必要に応じ個別に現地指導を行った。

こうした取組の結果、丸太組工法の普及・定着が図られ、中期目標期間のすべての年度目標６４％を上回るとともに、中期目標期間全体で急傾斜に設置した６５９，２０５ｍの作業道のうち、５１２，０１６ｍを丸太組工法で　施工し、その延長割合は７７．７％となり、終了時目標を達成した。

この結果、中期目標期間内に丸太組工法として利用された丸太材は約１５２千ｍ^3 となり、約８８千ｔの CO_2 の固定・貯蔵に貢献した。

また、災害に強い丸太組工法による施工により、今後、作業道の修理経費の軽減も期待しているところである。

【急傾斜地に設置する作業道延長のうち丸太組工法によって設置する延長の割合】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	６４％目安	６４％	６４％	６４％	６４％以上	６４％
実　　績	７０．３％	７１．１％	７８．０％	８０．２％	７７．７％	７７．７％
達成割合	１１０	１１１	１２２	１２５	１２１	１２１

【丸太組工法による CO_2 の固定量】

CO_2 の固定量＝ 152,148m3（販売材積）× 0.314g/cm3（容積密度）× 0.5（炭素重量）

× 44 ÷ 12（CO_2 換算重量）＝ 87,587 ｔ・CO_2

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
急傾斜地開設延長	29,033m	37,092m	53,128m	170,968m	368,984m	659,205m
うち丸太組工法	20,404m	26,387m	41,448m	137,051m	286,724m	512,016m
使用材積	1,665m3	11,876m3	12,434m3	47,390m3	78,783m3	152,148m3

注）計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

（関連する評価単位）

第２、１、（２）エ（エ）丸太組工法に係る現地検討会の実施

エ　造林技術の高度化

（ア）地形・気象条件等の厳しい条件下において水源林造成事業を実施するに当たっては、新たな施業方法の導入や森林被害を予防することが重要であり、そのため気候・地形等の地域特性を踏まえた造林技術の高度化のための検討会を、整備局ごとに計画的に実施した。

具体的には、針広混交林等の多様な森林造成に係る広葉樹育成区域の設置方法（点状・群状等の保残形態、配置、方位等）、耐雪性品種の導入、下刈施業における筋刈の導入による気象害等の森林被害を未然に防止する技術やシカやクマなど獣害防止対策技術等に係る現地検討会を行った。

この検討結果を踏まえ、それぞれの地域において、広葉樹等の保残・育成方法が確立され、針広混交林等の多様な森林の造成が着実に推進されるとともに、近年被害が顕在化している台風災害や獣害被害等に係る防止や復旧に係る事業の実行に反映できた。

【造林技術の高度化に係る検討会の開催（各整備局ごと）】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	－
実　　績 参加人数	１回以上 （182人）	１回以上 （225人）	１回以上 （194人）	１回以上 （182人）	１回以上 （185人）	－ （968人）
達成割合	１００	１００	１００	１００	１００	－

（関連する評価単位）

第２、１、（２）、ア　多様な森林整備の着実な推進

（イ）水源かん養機能等の公益的機能の高度発揮や間伐材の利用促進を図る観点から、効率的な間伐が推進されるよう選木技術の習得や実践に活かすための研修会を毎年度計画的に実施した。

具体的には、主伐時の適正な仕立て本数を想定し、立木の配置が偏らないよう主伐候補木をマークし、これら以外の造林木から間伐木を選木する「保残木マーキング法」や利用間伐を積極的に推進するため、搬出状況を考慮し、高性能林業機械を有効に活用できる列状間伐の選木方法（列の幅・配置・方向等）について、全整備局において研修会を計画的に実施した。

この結果、中期計画の利用間伐面積割合を達成するとともに、列状間伐の拡大が図られた。

【間伐の選木に係る研修会の開催（各整備局ごと）】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	－
実　　績 参加人数	１回以上 （202人）	１回以上 （248人）	１回以上 （218人）	１回以上 （185人）	１回以上 （174人）	－ （1,027人）
達成割合	１００	１００	１００	１００	１００	－

（関連する評価単位）

第２、１、（２）、ウ（ア）利用間伐の推進

（ウ）主伐想定モデル林における検討結果並びに他機関における主伐の実態等の調査結果を踏まえて、水源かん養機能等の公益的機能の維持や環境に配慮した伐区設定及び有利販売が可能な伐区設定方法等の水源林造成事業における主伐のあり方についてとりまとめ、平成１７年度に主伐事業の円滑な実施のための主伐マニュアルを作成した。

また、平成１８年度、平成１９年度は、このマニュアルを活用した主伐の実施方法等の技術を習得するための研修会を各整備局ごとに開催し、平成２２年度からの主伐実施に向けて具体的な取組を進めた。

【主伐想定モデル林等における研修会の開催（各整備局ごと）】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	－	－	－	１回以上	１回以上	－
実　　績 参加人数	１回以上 （197人）	１回以上 （209人）	１回以上 （205人）	１回以上 （202人）	１回以上 （179人）	－ （992人）
達成割合	－	－	－	１００	１００	－

（エ）各整備局においては、各整備事務所（各県）における丸太組工法の造林者等への普及・定着状況等を勘案し、造林者・林業関係者等を対象に丸太組工法の普及・定着を図る現地検討会を、毎年度開催した。

この結果、中期計画に定める「急傾斜地に設置する作業道延長のうち丸太組工法によって設置する延長の割合」の目標を達成するなど、全整備局において、造林者はもとより林業関係者に丸太組工法が確実に普及・定着が図られた。

【丸太組工法に係る現地検討会の開催（各整備局ごと）】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	－
実　　績 参加人数	１回以上 （287人）	１回以上 （272人）	１回以上 （272人）	１回以上 （253人）	１回以上 （675人）	－ （1, 759人）
達成割合	１００	１００	１００	１００	１００	－

（関連する評価単位）

第２、１、（２）、ウ　木材利用の推進に配慮した事業の実施

オ　対外発表活動の実施

水源林造成事業は、全国的に実施している事業であることから、水源林造成事業により培った地域特性（気候・地形等）に応じた造林技術やその取組方法等の優良なものについて、造林技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において、中期計画期間中に計１３件の発表を行い、終了時目標を達成した。

また、これら発表の内容は、森林林業関係者に広く配布される広報誌等に掲載され、水源林造成事業における造林技術の普及・啓発を行った。

【対外発表件数】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	１件以上	１件以上	１件以上	１件以上	１件以上	５件以上
実　　績	２件	２件	２件	４件	３件	１３件
達成割合	１００	１００	１００	４００	３００	２６０

（関連する評価単位）

第２、１、（２）、エ　造林技術の高度化

カ　水源林造成事業における公益的機能の調査

水源かん養機能等の公益的機能の評価方法については、平成１５年度に評価手法に精通した有識者からなる委員会を開催し、既存の定量化方法等についての検討を行った。

また、水源林造成事業により発揮される効果については、平成１６年度より、水文分野の有識者からなる検討委員会を通じて、専門研究機関と連携を図りながら、モデル水源林を設定するとともに、モデル林内での水文データ及びモデル水源林周辺のダム等の観測データの収集、蓄積等を行うなど、終了時目標を達成した。

なお、平成１５年度より毎年度環境報告書を作成しており、その中で、平成１５年度の検討結果に基づく水源林造成事業の公益的機能の効果額やモデル水源林等における水文データの収集・蓄積の取組を掲載し、ホームページで公開している。

【☞　資料集Ｐ１１～１３】

（関連する評価単位）

第２、１、（２）、イ　事業評価の反映

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果	
評　　定	a＋　ⓐ　b　c　d

評定理由

ア　多様な森林整備の着実な推進

中期目標期間のすべての年度において計画を達成するとともに、終了時目標を達成した

ことから「ｓ」評定とした。

イ　事業評価の反映

期中評価結果を確実に事業に反映し、適切な施業の実施及び事業実施コストの縮減を達成できたことから「ａ」評定とした。

ウ　木材利用の推進に配慮した事業の実施

（ア）中期目標期間のすべての年度において計画を達成するとともに、終了時目標を達成したことから「ｓ」評定とした。

（イ）中期目標期間のすべての年度において計画を達成するとともに、終了時目標を達成したことから「ｓ」評定とした。

エ　造林技術の高度化

（ア）中期目標期間のすべての年度において、計画のとおり、気候・地形等の地域特性を踏まえた造林技術の高度化のための検討会を開催し、その検討結果に基づき、針広混交林等の施業技術を活用した多様な森林整備の着実な推進が図られるなど、終了時目標を達成したことから「ａ」評定とした。

（イ）中期目標期間のすべての年度において、間伐木の選木技術の高度化を図るための研修会を計画のとおり実施し、職員の列状間伐等の選木技術の向上が図られたことから「ａ」評定とした。

（ウ）各整備局の主伐モデル林における検討結果等を踏まえ、計画のとおり、主伐マニュアルを作成したことに加え、そのマニュアルを活用し、主伐実施予定林分等において伐区の設定等の研修会を開催するなど、平成２２年度からの主伐に向けたより具体的な取組を行ったことから「ａ」評定とした。

（エ）中期目標期間のすべての年度において、各整備局において計画のとおり現地検討会を開催し、その成果として、中期計画の急傾斜地に設置する作業道延長のうち丸太組工法の施工延長割合の数値目標を達成できたことや、機構の取組により民有林の作業道開設にも機構の丸太組工法が導入されている等の技術の普及が見られることから「ａ」評定とした。

オ　対外発表活動の実施

林業関係者が幅広く参加した研究発表会で、機構や水源林造成事業により培った地域特性（気候・地形等）に応じた造林技術等について発表し、その内容が広く森林林業関係者に配布される広報誌等に掲載され、水源林造成事業における造林技術を林業関係者のみならず広くアピールする等の水源林造成事業における造林技術の啓発活動に取り組むことができたので「ａ」と評定した。

カ　水源林造成事業における公益的機能の調査

水源かん養機能等の公益的機能の評価方法については、検討結果に基づき、環境報告書を作成するとともに、水文分野の有識者からなる検討委員会の検討結果を踏まえ、専門研究機関と連携を図りながら、モデル林内での水文データ及びモデル水源林周辺のダム等の観測データの収集・蓄積等を図っていることから、「ａ」評定とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（２）ア　　針広混交林等の多様な森林の造成	ｓ	２
（２）イ　　期中評価結果を踏まえたチェックシートの作成・活用	ａ	１
（２）ウ（ア）利用間伐の推進	ｓ	１
（２）ウ（イ）丸太組工法の推進	ｓ	１
（２）エ（ア）森林被害の防止のための施業のあり方等に係る検討会の実施	ａ	１
（２）エ（イ）間伐木の選木技術の高度化を図るための研修会の実施	ａ	１
（２）エ（ウ）主伐マニュアルの作成及びマニュアルを活用した研修会の実施	ａ	１
（２）エ（エ）丸太組工法に係る現地検討会の実施	ａ	１
（２）オ　　研究発表会等における対外発表活動	ａ	１
（２）カ　　水源かん養機能等公益的機能の評価方法の検討並びにモデル水源林の設定、具体的調査及びデータ蓄積	ａ	１

（指標数：　１０　ウエイト合計：　１１　）

達成割合

$$\frac{4 \times 1.1 + 7 \times 1}{11} \times 100 = 104\ \%$$

評価委員会の意見等

・　新技術・工法の蓄積及び継承に努められたい。
・　木材の利用（丸太組工法、間伐材）の推進に貢献している。
・　主伐方法の検討は、防災の観点に加え、再造林の方法や作業道作設のあり方とも係わり今後一層重要となる。技術の普遍化を図る上で、検討結果のホームページへの掲載等、成果の普及に努められたい。
・　今期、水文データを独自に取り始めた点は評価できる。

評価委員会評定	ａ＋　　(a)　　ｂ　　ｃ　　ｄ	ウエイト	３

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）１　水源林造成事業

評 価 単 位	（３）事業実施コストの縮減

１．中期目標

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（平成１２年９月１日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議）及び「公共事業コスト構造改革プログラム」（平成１５年９月１８日公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議）を踏まえ、機構が実施する公共事業について、中期目標期間の最終年度に平成１４年度比で１５%の総合的なコスト縮減を図る。

２．中期計画

「緑資源機構コスト構造改革プログラム」（以下「機構プログラム」という。）を平成１５年度中に作成するとともに、水源林造成事業については、当該作成したプログラムに基づき、例えば、設計等の最適化（前生天然生樹木の活用、下刈り方法の見直し等）、資源循環の促進（現場発生材の再利用）等に取り組み、中期目標期間の最終年度に平成１４年度比で１５%の総合的なコスト縮減を図る。

３．中期目標の達成状況

中期目標期間の目標１５%のコスト縮減を確実に達成するため、「機構プログラム」に基づき、中期目標期間における各年度の目標値に対し、すべての年度で目標を達成するとともに、終了時目標を達成し、造成コストを縮減し、効率的な事業実施を図った。

【コスト縮減】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年度計画	２%	１０%	１１%	１３%	１５%
実　　績	２．７%	１０．２%	１１．７%	１３．８%	１６．４%
達成割合	１３５	１０２	１０６	１０６	１０９

（関連する評価単位）

第２、１、（２）、イ　事業評価の反映

法 人 に お け る 自 己 評 価 結 果	
評　　定	a＋　ⓐ　b　c　d

評定理由

事業実施コストの縮減については、「機構プログラム」に基づき、造成コストの縮減に総合的に取り組んだ結果、１５%の目標値に対し、１６．４%のコスト縮減率を達成したことから「ｓ」評定とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（３）コスト縮減の達成状況	ｓ	１

（指標数：　１　ウエイト合計：　１　）

達成割合

$$\frac{１ \times １.１}{１} \times 100 = 110\ \%$$

評価委員会の意見等

・　モザイク施業の導入等水源林造成事業評価委員会での審議結果の着実な事業への導入に努められたい。

評価委員会評定	ａ＋　ⓐ　ｂ　ｃ　ｄ	ウエイト	１

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）２　緑資源幹線林道事業

評 価 単 位	（１）事業の重点化の実施

１．中期目標

ア　事業効果の早期発現を図る観点から、完成間近な区間等への投資の重点化を図りつつ、着実に事業を実施する。

イ　建設予定区間については、補助林道事業との仕分け等今後の整備のあり方についての第三者委員会の検討結果を踏まえ、対応策を確実に実施する。

ウ　今後、新規着工区間が採択された場合には、工期を限度工期内（１０年以内を原則とし、１５年を超えない。）に設定する。

２．中期計画

ア　事業効果の早期発現

事業効果の早期発現を図る観点から、完成間近な区間等に投資を重点化することで事業完了を促進し、中期目標期間中に１０区間を完成する。

イ　建設予定区間の整備のあり方と事業実施

建設予定区間については､補助林道事業との仕分け等今後の整備のあり方についての｢大規模林道事業の整備のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえ、必要な実施計画の変更を確実に実施する。

ウ　限度工期の設定

新たに着工区間が採択された場合には、｢林野公共事業における時間管理の徹底等について」（平成１４年４月２４日１３林整計第５４２号林野庁長官通知）に基づき、工期を限度工期内（１０年以内を原則とし、１５年を超えない。）に設定する。

３．中期目標の達成状況

ア　事業効果の早期発現

完成間近な区間等に投資を重点化し、中期目標期間中に１０区間の工事を完了させた。

平成１５年度　３区間

日野・金城線 大和区間（島根県）　日野・金城線路線完成

八幡・高山線 和良・明宝区間（岐阜県）

大朝・鹿野線 本郷区間（山口県）

平成１６年度　１区間

粟倉・木屋原線 新見区間（岡山県）　粟倉・木屋原線路線完成

平成１７年度　３区間

八戸・川内線 穴沢・上外山区間（岩手県）　八戸・川内線路線完成

若桜・江府線 用瀬・三朝区間（鳥取県）

米沢・下郷線 下郷Ｉ区間（福島県）

平成１８年度　２区間（一部繰越工事で完成）

菊池・人吉線 大津区間（熊本県）

宇目・須木線 日之影・南郷区間（宮崎県）

平成１９年度　１区間（一部未移管）

菊池・人吉線 泉・五木区間（熊本県）

完成した林道は、間伐材の搬出等、広範囲の森林整備のための地域の路網の枢要をなすとともに、地域住民の利便向上が図られる等の事業効果が発現し、地域の活性化に大いに寄与している。

【完成区間数の推移】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	３区間	１区間	３区間	２区間	１区間	１０区間
実　　績	３区間	１区間	３区間	２区間	１区間	１０区間
達成割合	１００	１００	１００	１００	１００	１００

（関連する評価単位）

第３　予算、収支計画及び資金計画

イ　建設予定区間の整備のあり方と事業実施

平成１６年２月に公表された「大規模林道事業の整備のあり方検討委員会」の検討結果に基づき、建設予定区間２０区間のうち、７区間の削除、１３区間の路線位置・幅員等の見直しについて、実施計画の変更手続きに必要な資料を整備し、関係市町村及び道県との調整を図ってきた。

その結果、中期目標期間中に、下記１８区間の実施計画の変更手続きを完了した。

平成１６年度　４区間（３区間削除、１区間変更）

平成１７年度　９区間（２区間削除、７区間変更）

平成１８年度　５区間（１区間削除、４区間変更）

残る２区間（１区間削除、１区間変更）については、平成１９年度に実施計画の変更手続きを実施するよう、関係市町村及び道県との調整を図ってきたが、平成１９年度末をもって緑資源幹線林道事業が廃止されることとなったため、変更手続きを実施しなかった。

「あり方検討委員会」の検討結果が公表された時点から、関係者への説明や事前調整を始めるなど、相応の取り組みに着手し、順次、実施計画の変更手続きを完了したことから、「あり方検討委員会」の検討結果を実施計画に反映させることができた。

ウ　限度工期の設定

緑資源幹線林道事業の工期は、事業の規模や施工地の自然的条件等を考慮し、年間目標開設量を基に豪雪地域や制限林による補正を加えて算出した限度工期内に設定することとされている。これに基づき、中期目標期間中に新たに採択された全区間（２区間）について、下記のとおり工期を設定した。

平成１７年度

①米沢・下郷線　北塩原・磐梯区間（福島県）

工期：平成１７年度～平成２９年度　１３年間

②宇目・須木線　西米良・須木区間（宮崎県）

工期：平成１７年度～平成３１年度　１５年間

この工期の設定により、計画的な事業実施に努め、時間管理の徹底を通じて事業の効率性の確保が図られることとなった。

【限度工期内の工期設定区間数の推移】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	－	－	２区間	－	－	２区間
実　　績	－	－	２区間	－	－	２区間
達成割合	－	－	１００	－	－	１００

※目標値は、各年度計画毎に設定されているが、中期計画上の目標値は設定されてない。

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果	
評　　定	a＋　ⓐ　b　c　d

評定理由

ア　事業効果の早期発現

完成間近な区間等に投資の重点化を図った結果、中期目標期間中に計画どおり１０区間の工事を完成させ、事業効果の発現が図られていることから、「ａ」評定とした。

イ　建設予定区間の整備のあり方と事業実施

「あり方検討委員会」での検討２０区間のうち１８区間について、必要な実施計画の変更手続きを完了したことから、「ａ」評定とした。

ウ　限度工期の設定

計画どおり、中期目標期間中に新たに工事に着手することとされた全区間について、限度工期内に工期を設定したことから「ａ」評定とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（１）ア　区間完成	ａ	１
（１）イ　建設予定区間の実施計画の変更手続きの実施	ａ	１
（１）ウ　工期の設定状況	ａ	１

（指標数：３　ウエイト合計：３）

達成割合

$$\frac{3 \times 1}{1} \times 100 = 100\ \%$$

評価委員会の意見等

・　当該事業が談合問題の舞台となったことは、大変遺憾であり、この道路に地域活性化を期待して完成を待っていた地域住民の無念さを思えば責任は重く、厳しい評定とせざるを得ない。

評価委員会評定	a＋　a　b　c　(d)	ウエイト	1

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）２　緑資源幹線林道事業

評 価 単 位	（２）事業の実施手法の高度化のための措置

１．中期目標

ア　事業の実施に当たっては、環境影響評価等の実施、法面緑化工の採用等環境の保全に配慮する。

イ　効率的な事業執行等の観点から、新技術や新工法の導入を図る。

ウ　事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。

エ　資源の有効活用に対する社会的な要請に応えるため、建設副産物の利用を図る。

２．中期計画

ア　環境の保全に配慮した事業の実施

近年の農山村地域に対する国民的関心の高まりの下で、事業の実施に当たっては、積極的に自然環境の保全に配慮する。

（ア）今後の着工区間については、法令等に基づき環境影響評価を実施するとともに、法令等による環境影響評価の実施に該当しない区間についても自主的な環境調査を行うなど、保全対策を実施する。

（イ）環境の保全に配慮した工種・工法の検討を行うとともに、事業実施地域の環境特性に対応したモデル的な工種・工法を採用し、実施後の状況を検証する箇所を、中期目標期間中に各地方建設部毎に１箇所以上設定する。

（ウ）環境に配慮するため、法面については、原則として緑化工を採用する。

（エ）CO_2の固定・貯蔵や森林整備等を促進する観点から、林道工事において、木材を積極的に使用することとし、単位延長当たりの木材使用量について、中期目標期間の最終年度に平成１４年度の２倍とする。

イ　新技術・新工法の採用

林道工事の現場条件に適合し、事業の効率化、コスト縮減に寄与する新技術及び新工法については、情報収集等を実施し、研究・検討を行い、実用化を進め、中期目標期間中５

件以上導入する。

ウ　期中評価の反映

既着工区間について、期中評価委員会の検討結果を踏まえ、計画の変更案確定のため更に調査が必要であるなど特別の事情のある場合を除き、１年以内に必要な実施計画の変更を終える。

エ　資源の活用に配慮した事業の実施

資源の有効活用に対する社会的な要請に応えるため､建設副産物の利用を図ることとし、環境の保全等に留意しつつ、中期目標期間中における再生アスファルト及び舗装用再生骨材の利用割合をそれぞれ５０%以上とする。

オ　社会的な状況変化等への対応

既着工区間において、地域の社会的条件等の変化状況を事業に反映させるとともに、開設効果の早期発現に資するため、地域の意向を的確に把握しつつ、必要に応じ、路線位置の変更や幅員の変更などの事業実施計画の見直しを引き続き実施する。

カ　林道技術の高度化

技術水準の向上のため、工事現場に密着した新工法等に関する土木技術の集合研修を年２回以上実施し、技術の高度化を図る。

キ　対外発表活動の実施

林道技術の普及・啓発に向け、対外発表活動を奨励し、中期目標期間中に各種の研究発表会等に１０件以上発表する。また、開発・導入した技術について、広報誌等を活用し啓発・普及を図る。

３．中期目標の達成状況

ア　環境の保全に配慮した事業の実施

（ア）着工予定区間及び既着工区間で新たに着手する工事予定箇所のうち特に環境に配慮する必要がある箇所について、自主的な環境調査を実施した。

平成１５年度　４件

米沢・下郷線 北塩原・磐梯区間、大朝・鹿野線 戸河内・吉和区間、
小田・池川線 小田・池川区間、宇目・須木線 西米良・須木区間

平成１６年度　６件

飯豊・檜枝岐線 新鶴・柳津区間、米沢・下郷線 北塩原・磐梯区間、
大朝・鹿野線 戸河内・吉和区間、小田・池川線 小田・池川区間、
菊池・人吉線 砥用・泉区間、宇目・須木線 西米良・須木区間

平成１７年度　３件

飯豊・檜枝岐線 新鶴・柳津区間、大朝・鹿野線 戸河内・吉和区間、
小田・池川線 小田・池川区間

平成１８年度　１件

小田・池川線 小田・池川区間

平成１９年度は、今後の着工区間について、条例に基づく環境影響評価を１件実施するとともに、自主的な環境調査を１件実施する計画であったが、緑資源幹線林道事業が平成１９年度限りで廃止されることとなったことから、今後の着工予定区間に関する環境調査は不必要となったため、実施しなかった。

以上の調査により、動植物や景観等環境の現状等を把握し、学術上や希少性の観点から重要な動植物やこれらの生息地等、自然環境保全に配慮した事業実施のための有用な環境情報が得られたことから、当該箇所の事業実施に際し、適切な環境保全対策を図ることが可能となった。

【環境調査の実施件数の推移】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	３区間	３区間	３区間	１区間	２区間	１２区間
実　　績	４区間	６区間	３区間	１区間	－	１４区間
達成割合	１３３	２００	１００	１００	－	１１７

※目標値は、各年度計画毎に設定されているが、中期計画上の目標値は設定されてない。

（イ）中期計画に基づき、各地方建設部毎に１箇所、下記のとおりモデル工法の検証箇所を設定した。

平成１５年度　１箇所

福島地方建設部　　景観保全工法　「粗面仕上げ及び木材を使用した擁壁工」

平成１６年度　３箇所

盛岡地方建設部　　猛禽類の生息環境の保全　「トンネル工事における防音扉の設置」

松江地方建設部　　景観保全工法　「補強盛土及びカゴ枠工」

宮崎地方建設部　　景観保全工法　「木製ガードレール工」

平成１７年度　２箇所

北海道地方建設部　大型動物の生息環境の保全　「ボックスカルバート工」

岐阜地方建設部　　猛禽類の生息環境の保全　「植栽工・壁面緑化補助工による構造物の被覆」

平成１８年度　２箇所

広島地方建設部　　環境保全緑化工法　「種子潜在表土等を利用した緑化工」

高知地方建設部　　水性動物の生育環境の保全　「巨石積護岸工」

平成１９年度には上記モデル工法の検証の結果を取りまとめ、今後の普及に資する資料として「環境保全モデル工法検証調査報告書」を作成した。

この結果、本報告書を活用して、地域の環境特性に応じた自然環境の保全に配慮した事業を、より効率的、効果的に実施できることとなった。

【モデル工法の検証箇所の設定数の推移】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	１箇所以上	３箇所以上	２箇所以上	２箇所以上	―	８箇所
実　　績	１箇所	３箇所	２箇所	２箇所	―	８箇所
達成割合	１００	１００	１００	１００	―	１００

※中期計画の目標値は、各地方建設部毎に１箇所以上

（関連する評価単位）

第２ 、２ （２）、ア （ア）、（ウ）、（エ） 環境の保全に配慮した事業の実施

第２ 、２ （２）、エ 資源の活用に配慮した事業の実施

（ウ）各年度において、切取法面のうち岩盤法面を含め緑化可能な全ての法面について計画どおり緑化工を採用したことにより、周辺からの植生の侵入を容易にして法面周辺の環境に及ぼす影響を最小限に留めると同時に、道路の保全を図り、交通の安全性を確保することが出来た。

また、 環境保全、景観形成、多様性維持に有効であると考えられる郷土樹種（環境形成木）を積極的に導入することとし、草本植物と併せて、初期の段階から環境形成木（ヤマザクラ、アキグミ、ハンノキ等）の種子を混入する工法を実施した箇所では、切取法面が現地に適合した多様な植物群落によって早期に被われ、環境保全等に有効であった。

年度別法面緑化工施工面積

平成１５年度	３２１，４６１㎡
平成１６年度	３２０，８８０㎡
平成１７年度	２７９，７１０㎡
平成１８年度	２３４，８７５㎡
平成１９年度	２２４，６５２㎡
計	１，３８１，５７８㎡

（関連する評価単位）

第２ 、２ （２）、ア （ア）、（イ）、（エ） 環境の保全に配慮した事業の実施

第２ 、２ （２）、エ 資源の活用に配慮した事業の実施

（エ）木材の利用については、使用する木材の品質や規格、供給体制や耐久性、購入価格等を確認するなかで、地域の現場条件に即した木材利用可能工法の積極的な採用に努めた。また、各種工法について、現場での工程調査に基づき歩掛の標準化を行い、積極的にその採用に取り組んだ。

丸太法面伏せ工をはじめとして、丸太柵工、板柵工、丸太法枠工等多様な用途への木材利用を図った結果、平成１４年度の木材使用量１８．５ｍ ^{3}/km に対して平成１９年度は５２．６ｍ^3/km の木材を使用し、平成１４年度比２．８４倍を達成した。

この結果、地球温暖化対策に寄与する CO_2 の固定・貯蔵等を促進することができた。

【単位延長当たりの木材使用量の対平成 14 年度比の推移】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年度計画	１．３	１．５	１．８	１．９	２．０
実　　績	１．６	１．７	１．９	１．９７	２．８４
達成割合	１２３	１１３	１０６	１０４	１４２

（関連する評価単位）

第２、２、（２）､ア、（ア）､（イ）､（ウ）　環境の保全に配慮した事業の実施

第２、２、（２）､エ　資源の活用に配慮した事業の実施

イ　新技術・新工法の採用

土木技術の新技術・新工法について、情報収集を行い、林道工事へ実用化のための研究・検討を行いながら、林道工事の現場条件に適合し､事業の効率化､コスト縮減に寄与する新工法を積極的に導入した。

平成１５年度　グラウンドアンカー工の削孔径を縮小する工法

平成１６年度　改良型の多数アンカー式補強土壁工

平成１７年度　新型耐震ゴム支承

平成１８年度　直壁タイプのジオテキスタイル工

新技術・新工法については､以上の４件について、現場条件の適合する全ての箇所において導入したことにより、コスト縮減に寄与した。

【新技術・新工法の導入件数の推移】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	１件	１件	１件	１件	１件	５件
実　　績	１件	１件	１件	１件	０件	４件
達成割合	１００	１００	１００	１００	０	８０

（関連する評価単位）

第２、２、（２）、カ　林道技術の高度化

第２、２、（３）　事業実施コストの縮減

ウ　期中評価の反映

林野庁は､事業の効果的・効率的な執行と透明性を確保する観点から、原則として、新規着工の翌年度から５の倍数年目にあたる路線を対象に、期中評価を実施している。この結果を踏まえ、関係資料を整備し、関係市町村及び道県との連絡調整を図ったうえで、必要な実施計画の変更を実施した。

平成１５年度期中評価の結果による変更

平取・えりも線 静内・三石区間（北海道）　平成１６年１１月変更

平成１６年度期中評価の結果による変更

宇目・須木線 西米良・須木区間(宮崎県)　平成１７年３月変更

小田・池川線 小田・池川区間(愛媛県・高知県)　平成１７年５月変更

平成１７年度期中評価の結果は、いずれも変更の必要がなかった。

平成１８年度期中評価の結果による変更

大朝・鹿野線 鹿野区間(山口県) 平成１９年３月変更

池川・吾北線 池川・吾北区間（高知県） 平成１９年３月変更

平成１９年度は、期中評価が実施されなかった。

毎年度の期中評価委員会の検討結果を踏まえ、必要な実施計画の変更手続きを１年以内に着実に完了したことで、社会経済情勢の変化等を迅速に実施計画に反映させることができた。

（関連する評価単位）

第２、２、（２）、オ 社会的な状況変化等への対応

エ 資源の活用に配慮した事業の実施

各年度において、緑資源幹線林道事業施工区域の近隣における再生アスファルトのプラントを調査し、再生アスファルト材の確保を図り、その利用に努めた結果、中期目標期間中における再生アスファルト使用量は 47,241 ｍ^3 となり、全体使用量 69,656 ｍ^3 に対しその利用割合は６７．８％を達成した。

このことにより、建設発生材のリサイクルを促進するとともに、資源の有効活用や節約が図られ、環境保全にも寄与し、建設副産物の有効活用に対する社会的な要請に応えることができた。

また、再生アスファルト使用により､中期目標期間中、約１，７８２t･CO2 の排出量削減に寄与したと推定される。

【再生アスファルトの利用割合の推移】

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合計
計画（%）		５０	５０	５０	５０	５０	５０
実績	As 使用量(m^3)	8,910	18,010	14,828	13,472	14,436	69,656
	うち再生 As(m^3)	5,831	10,965	11,230	7,925	11,290	47,241
	利用割合(%)	65.4	60.9	75.7	58.8	78.2	67.8
達成率%		１３１	１２２	１５１	１１８	１５６	１３６

平成１９年度は、緑資源幹線林道事業施工区域の近隣における舗装用再生骨材のプラントを調査し、舗装用再生骨材の確保を図り、その利用に努めた結果、中期目標期間中における舗装用再生骨材使用量は 203,711ｍ^3 となり､全体使用量 299,003ｍ^3 に対しその利用割合は68.1%を達成した。

このことにより、建設発生材のリサイクルを促進するとともに、資源の有効活用や節約が図られ、環境保全にも寄与し、建設副産物の有効活用に対する社会的な要請に応えることができた。

【舗装用再生骨材の利用割合の推移】

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合計
計画（%）		５０	５０	５０	５０	５０	５０
実績	骨材使用量（m^3）	60,981	74,537	65,534	56,366	41,585	299,003
	うち再生材（m^3）	31,412	44,881	47,695	47,237	32,486	203,711
	利用割合（%）	51.5	60.2	72.8	83.8	78.1	68.1
達成率%		１０３	１２０	１４６	１６８	１５６	１３６

（関連する評価単位）

第２、２、（２）、ア、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）　環境の保全に配慮した事業の実施

オ　社会的な状況変化等への対応

各年度において、既着工区間を取り巻く状況等についての情報収集を行うとともに、地元市町村及び道県との連絡調整を図る中で、８区間の事業実施計画の変更を実施した。

平成 15 年 9 月　池川・吾北線 池川・吾北区間（高知県）
平成 16 年 1 月　大朝・鹿野線 本郷区間（山口県）
平成 16 年 2 月　菊池・人吉線 砥用・泉区間（熊本県）
平成 17 年 5 月　金城・三隅線 三隅区間（島根県）
平成 17 年 6 月　広見・篠山線 松野・鬼ヶ城区間（愛媛県）
平成 17 年 11 月　日吉・松野線 日吉・松野区間（愛媛県）
平成 18 年 4 月　大朝・鹿野線 戸河内・吉和区間（広島県）
平成 19 年 1 月　飯豊・檜枝岐線 田島・舘岩区間（福島県）

この結果、地元の理解を得る中で、地域の社会的条件等の状況変化を的確に事業に反映させることができた。

（関連する評価単位）

第２、２、（２）、ウ　期中評価の反映

カ　林道技術の高度化

緑資源幹線林道事業の実施にあたって、その自然的、社会的条件に適切に対応していくために必要な、地形が急峻で厳しい気象条件に対応できる高度な土木技術や自然環境の保全に必要な技術、森林の機能や利用目的に応じた適切な計画、実施に関する技術等、現場に密着した新技術・新工法に関する集合研修を毎年度２回、計１０回実施した。

平成 15 年度　「橋梁架設計画の実務」
　　「補強盛土工法の設計と施工管理」
平成 16 年度　「舗装設計施工指針について」
　　「気泡混合軽量土を用いた軽量盛土工の設計・施工」
平成 17 年度　「鉄筋挿入工とグラウンドアンカーの設計と施工管理」
　　「野生動物に配慮した林道づくり」
平成 18 年度　「林道工事における特殊構造物の施工管理・安全管理」
　　「土木構造物の耐震設計と施工管理」

平成 19 年度　「林内の路網整備」

「林道・作業道と森林作業システム」

集合研修の実施により、林道建設技術の高度化が図られ、現場での設計、施工管理等の技術が向上した。

【集合研修の実施回数の推移】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	２回	２回	２回	２回	２回	１０回
実　　績	２回	２回	２回	２回	２回	１０回
参加人数	(67人)	(70人)	(80人)	(74人)	(60人)	(351人)
達成割合	１００	１００	１００	１００	１００	１００

（関連する評価単位）

第２、２、(２)、キ　対外発表活動の実施

キ　対外発表活動の実施

対外発表活動については、林道研究会主催の「林道研究発表会」において、８件の発表を実施した。

平成 15 年度　「環境に配慮した法面緑化」

「トンネル岩質による断面決定について」

平成 16 年度　○「トンネル工事における猛禽類に配慮した保全工法について」

「現場発生軟弱土を有効利用した盛土構築について」

平成 17 年度　○「東津野・城川線がつなぐ山村の活力」

☆「周辺と調和した法面緑化工をめざして」

平成 18 年度　◎「現場発生材等を利用した濁水処理について」

☆「木質チップの有効利用について」

◎最優秀研究発表受賞　　○優秀研究発表受賞　　☆奨励賞受賞

また、開発・導入した技術については、毎年度、広報誌等を活用し啓発・普及を図った。

林道研究会会報「林道」掲載

平成 15 年 10 月　「河川汚濁防止対策について」

平成 16 年 6 月　「曲線部の橋梁形式選定」

平成 17 年 9 月　「軽量盛土工の採用について」

平成 18 年 8 月　「水源地に配慮した林道工事の施工について」

広報誌「みどりのとびら」掲載

平成 16 年 3 月　「環境に配慮した法面緑化」

平成 17 年 3 月　「トンネル工事における猛禽類に配慮した保全工法について」

平成 18 年 3 月　「東津野・城川線がつなぐ山村の活力」

平成 18 年 9 月　「周辺と調和した法面緑化工をめざして」

平成 19 年 3 月　「現場発生材等を利用した濁水処理について」

平成 19 年 10 月　「木質チップの有効利用について」

研究発表会への参加や、誌面への論文掲載等を実施したことにより、情報の共有が図られ、技術の普及活動に努めることができた。

【研究発表会での発表件数の推移】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
年度計画	２件	２件	２件	２件	２件	１０件
実　　績	２件	２件	２件	２件	２件	１０件
達成割合	１００	１００	１００	１００	１００	１００

（関連する評価単位）

第２、２、(２)、カ 林道技術の高度化

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果	
評　　定	a＋　ⓐ　b　c　d

評定理由

ア　環境の保全に配慮した事業の実施

（ア）着工予定区間及び既着工区間で新たに工事に着手する工事予定箇所のうち特に環境に配慮する必要がある箇所について、自主的な環境調査を実施し、工事にあたっての環境保全対策に資する資料が得られたことから、「ａ」評定とした。

（イ）事業実施地域の環境特性に対応したモデル工法について、計画どおり、各地方建設部毎に１箇所、計８箇所の検証箇所を設定し、その結果をとりまとめ、今後の普及に資する資料として「環境保全モデル工法検証調査報告書」を作成したことから、「ａ」評定とした。

（ウ）各年度において、切取法面のうち岩盤法面を含め緑化可能な全ての法面について計画どおり緑化工を採用したことから、「ａ」評定とした。

（エ）計画を上回る量の木材を使用することができ、地球温暖化対策に寄与する CO_2 の固定・貯蔵等を促進したことから、「ｓ」評定とした。

イ　新技術・新工法の採用

新技術・新工法について、平成１５年度から平成１８年度まで毎年度１件、計４件導入し、コスト縮減に寄与したが、平成１９年度は導入できず、達成率が８０％となかったことから「ｂ」評定とした。

ウ　期中評価の反映

毎年度の期中評価委員会の検討結果を踏まえ、必要な実施計画の変更手続きを１年以内

に着実に完了したことから、「ａ」評定とした。

エ　資源の活用に配慮した事業の実施

中期目標期間を通し、計画以上の利用率を達成したことから、「ｓ」評定とした。

オ　社会的な状況変化等への対応

各年度において、地域の社会的条件等の状況変化を的確に事業に反映させ、必要な実施計画の変更を実施したことから「ａ」評定とした。

カ　林道技術の高度化

計画どおり集合研修を毎年２回実施し、技術の高度化が図られたことから「ａ」評定とした。

キ　対外発表活動の実施

開発・導入した技術については、毎年度、広報誌等を活用し啓発・普及を図ったが、対外発表活動については、１０件以上発表する計画に対し、８件の発表にとどまったことから、「ｂ」評定とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（２）ア（ア）環境調査の実施	a	1
（２）ア（イ）モデル工法の採用及び検証	a	1
（２）ア（ウ）法面緑化工の実施	a	1
（２）ア（エ）木材使用の推進	s	1
（２）イ　新技術・新工法の導入	b	1
（２）ウ　実施計画の変更手続きの推進	a	2
（２）エ　再生アスファルトの利用の推進	s	1
（２）エ　舗装用再生骨材の利用の推進	s	1
（２）オ　既着工区間の情報収集及び実施計画の変更	a	1
（２）カ　新技術・新工法に関する集合研修の実施	a	1
（２）キ　対外発表活動及び広報誌等への論文掲載	b	1

（指標数：１１　ウエイト合計：１２）

達成割合

$$\frac{３\times１.１＋７\times１＋０．５\times２}{12}\times 100 = 94\ \%$$

評価委員会の意見等

・　高い林道技術を持っている組織であり、新工法・新技術の開発に取り組んでいたが、談合事案の発生により幹線林道事業の廃止を招き、地域に対して多大な影響を与えた責任は大きい。

・　新技術・新工法の開発や蓄積された知見の継承､社会的還元への取組に努められたい。

評価委員会評定	ａ＋　ａ　ｂ　ｃ　(ｄ)	ウエイト	3

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）２　緑資源幹線林道事業

評 価 単 位	（３）事業実施コストの縮減

１．中期目標

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（平成１２年９月１日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議）及び「公共事業コスト構造改革プログラム」（平成１５年９月１８日公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議）を踏まえ、機構が実施する公共事業について、中期目標期間の最終年度に平成１４年度比で１５%の総合的なコスト縮減を図る。

２．中期計画

「緑資源機構コスト構造改革プログラム（仮称）」を平成１５年度中に作成するとともに、大規模林業圏開発林道事業については、当該作成したプログラムに基づき、例えば、設計等の最適化（計画・設計の見直し等）、資源循環の促進（現場発生材の再利用等）、調達の最適化（積算方式の見直し等）、汎用品の活用（既製品の活用等）等に取り組み、中期目標期間の最終年度に平成１４年度比で１５%の総合的なコスト縮減を図る。

３．中期目標の達成状況

「独立行政法人緑資源機構コスト構造改革プログラム」に基づき、各年度に数値目標を掲げ取り組んできた結果、中期目標期間の最終年度に平成１４年度比で１３．５%の総合的なコスト縮減となった。

この結果、限られた予算のなかで、より効率的な事業の実施ができた。

なお、入札談合再発防止対策実施方針に基づき、平成１９年度はすべての入札を一般競争入札により実施している。

【コスト縮減率の推移】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年度計画	３%	６%	９%	１２%	１５%
実　　績	３．２%	６．２%	９．１%	１２．５%	１３．５%
達成割合	１０７	１０３	１０１	１０４	９０

（関連する評価単位）

第２、２、（２）、イ　新技術・新工法の導入

第２、２、（２）、カ　林道技術の高度化

法 人 に お け る 自 己 評 価 結 果	
評　　定	a＋　　a　　b　　c　　ⓓ

評定理由

本評価単位は、ａ評価の実績内容を示しているが、平成１８年度に発生した入札談合事件を踏まえれば、コスト縮減の観点からも厳しい評価とすることはやむを得ないものと判断したことから評価は「ｄ」とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（３）コスト縮減の達成状況	ａ	１

（指標数：　１　ウエイト合計：　１　）

達成割合

$$\frac{１ \times １}{１} \times 100 = 100\ \%$$

評価委員会の意見等

・　入札談合事件により、コスト縮減の取組の成果が不透明になったことは遺憾である。

評価委員会評定	ａ＋　ａ　ｂ　ｃ　ⓓ	ウエイト	１

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）３　特定中山間保全整備事業

評 価 単 位	（１）計画的で的確な事業の実施

１．中期目標

ア　特定中山間保全整備事業に関する事業実施計画に基づき、着実に事業を実施する。

イ　事業の採択に当たっては、効率的・効果的な整備手法についての第三者委員会による外部評価結果を踏まえるとともに、事業効果が早期に発揮されるよう、工期を限度工期内（８年以内）とする事業実施計画を策定することとする。

２．中期計画

ア　事業の計画的な実施

（ア）平成１５年度着工区域について、中期目標期間中に森林整備（植栽）、農用地整備、農業用用排水施設整備を完了する。

（イ）事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。

イ　限度工期の設定

事業実施計画の策定に当たっては、効率的・効果的な整備手法についての第三者委員会による外部評価結果を踏まえるとともに、事業効果が早期に発揮されるよう、「特定中山間保全整備事業における時間管理の徹底等について」（平成１４年５月２７日１３林整整第９４４号農林水産省農村振興局長、林野庁長官通知）に基づき、工期を限度工期内（８年以内）に設定する。

３．中期目標の達成状況

ア　事業の計画的な実施

（ア）阿蘇小国郷区域（平成１５年度着工区域）において、森林整備（植栽）、農用地整備、農業用用排水施設整備の各事業とも、事業実施計画に基づく年度事業量をおおむね施工でき、中期計画目標に対し、計画どおり進捗し、１９年度に整備を完了した。

１９年度までに実施した事業実績によって、農用地整備１４０．９ｈａ及び農業用用排水施設整備２０．２ｋｍの整備を終了した箇所においては、営農の改善により農地保全や持続的な生産活動が確保されている。　　**【☞　資料集Ｐ１４～１８】**

森林整備（植栽）の進捗率

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　　計
中期計画	中期目標期間中に完了する。					100%（完了）
年度計画	55%	66%	77%	88%	100%（完了）	100%（完了）
実　　績	55%	67%	78%	89%	100%（完了）	100%（完了）

農 用 地 整 備 の 進 捗 率

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　　計
中期計画	中期目標期間中に完了する。					100%（完了）
年度計画	9%	36%	72%	90%	100%（完了）	100%（完了）
実　　績	9%	36%	74%	94%	100%（完了）	100%（完了）

農業用用排水施設整備の進捗率

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　　計
中期計画	中期目標期間中に完了する。					100%（完了）
年度計画	11%	42%	95%	100%	100%（完了）	100%（完了）
実　　績	10%	45%	89%	95%	100%（完了）	100%（完了）

（関連する評価単位）

第３　予算、収支計画及び資金計画

（イ）中期計画目標どおり、各年度とも関係地方公共団体等への適時適切な説明・調整等の実施により、阿蘇小国郷区域においては、計画どおり各事業の進捗率を達成できた。

また、平成１９年度着工の邑智西部区域においても、関係者に対し、事業の実施予定等について説明し、関係機関等の意向を調整した。

事業実施状況の説明等の実施回数

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　　計
中期計画	適時適切な事業実施状況の説明等を実施					－
年度計画	１（以上）	１（以上）	１（以上）	１（以上）	１（以上）	５（以上）
実　　績	２	４	３	３	２（以上）	１４（以上）

（関連する評価単位）

第２、３、(1)、ア　事業の計画的な実施、(ｱ)

イ　限度工期の設定

中期目標期間中の新規２区域（邑智西部区域、南富良野区域）について、計画に沿って、第三者委員会による外部評価結果を踏まえ、事業効果が早期に発揮されるよう、工期を限度工期内として事業実施計画（案）を作成した。

事業実施計画（案）の作成

作成年度	区　域	工　期
平成１８	邑智西部	７年
１９	南富良野	５〃

（関連する評価単位）

第２、３、⑴、ア　事業の計画的な実施

法人における自己評価結果					
評　定	a＋	ⓐ	b	c	d

評定理由

ア　事業の計画的な実施

（ア）平成１５年度着工区域（阿蘇小国郷区域）に係る森林整備（植栽）、農用地整備、農業用用排水施設整備の各事業の実施において、１９年度に計画どおり完了したこと。また、農用地整備や農業用用排水施設整備の整備を終了した箇所においては、農地保全や持続的な生産活動が確保されていることから、「ａ」評定とした。

（イ）適時適切な事業実施状況の説明を行い、関係者との調整が図られ、事業が計画的に推進でき、阿蘇小国郷区域においては、中期計画目標どおり平成１９年度に森林整備（植栽）、農用地整備、農業用用排水施設整備を完了することができた。また、１９年度着工の邑智西部区域においても、関係機関等の意向を調整したことから、「ａ」評定とした。

イ　限度工期の設定

新規２区域について、第三者委員会による外部評価結果を踏まえるとともに、事業効果が早期に発揮されるよう、工期を限度工期内とした事業実施計画（案）を作成したことから、「ａ」評定とした。

具体的指標	自己評定	ウエイト
（１）ア（ア）　阿蘇小国郷区域の森林整備、農用地整備、農業用用排水施設整備の完了	a	2
（１）ア（イ）　事業実施状況の説明	a	1
（１）イ 工期の設定状況	a	1

（指標数：３、ウエイト合計：４）

達成割合

$$\frac{４ \times １}{４} \times 100 = 100\ \%$$

評価委員会の意見等

・　農林業一体となった中山間整備事業であるという意義を持つ事業であることを踏まえ、バイオ燃料の需要拡大等昨今の経済情勢も念頭に、事業の実施に当たっては、その社会的意義について、土地利用、食糧自給率向上への寄与、環境・景観保全の観点からも自己点検に努められたい。

評価委員会評定	a＋　ⓐ　b　c　d	ウエイト	1

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）３　特定中山間保全整備事業

評 価 単 位	（２）事業の実施手法の高度化のための措置

１．中期目標

ア　環境の保全への配慮、建設副産物等の有効利用を図る。

イ　効率的な事業執行等の観点から、新技術や新工法の導入を図る。

２．中期計画

ア　環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

（ア）必要に応じ有識者等の助言を受けながら、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施するとともに、その実施状況の検証を中期目標期間中に１件以上実施する。

（イ）CO_2の固定・貯蔵や森林整備等を促進する観点から農林業用道路工事において、中期目標期間の最終年度の単位延長当たりの木材使用量を、平成１４年度実績の２倍とする。

また、資源の有効活用に対する社会的な要請に応えるため、農林業用道路に使用する舗装用再生骨材の利用割合を中期目標期間中に５０％以上とする。

イ　新技術・新工法の採用

（ア）事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業（以下「新技術導入事業」という。）等に登録されている新技術・新工法を中期目標期間中に１件以上導入する。

（イ）業務の高度化、コスト縮減に寄与する新しい工法については、情報収集、意見交換及び比較検討を行い、優れたものを新技術導入事業に承認申請するなど実用化を図る。

（ウ）施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事（以下「直営施工工事」という。）を推進する。

３．中期目標の達成状況

ア　環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

（ア）各区域の年度事業内容に応じて、環境調査や保全対策、検証に向けたモニタリング等について「環境に係る情報協議会」を開催して意見交換を行い、環境保全に配慮した事業を実施した。

阿蘇小国郷区域において、平成１８年度に実施済みの保全対策について２件の有効性の検証を行ったことから、中期計画目標を達成し、事業による環境影響を低減することに配慮することができた。

環境保全対策の検証の実施件数

年　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画	１（以上）					１
年度計画	－	－	－	１	－	１
実　績	－	－	－	２	－	２

（関連する評価単位）

第２、３、⑵、ア　環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施、（ｲ）

（イ）木材の利活用策として、農林業用道路における多様な用途への活用を図り、中期計画目標を達成し、CO_2の固定・貯蔵や森林整備等の促進に寄与した。

農林業用道路工事における単位延長当たり木材使用量

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
計画での使用割合（倍数）	－	1.3	1.5	1.8	2.0	中期計画 2.0
使用割合の実績（倍数）	－	1.5	1.7	1.9	2.2	１９年度 2.2
達　成　割　合（%）	－	115	113	106	110	110
木材使用量（m^3）	－	11	34	22	118	185
単位延長当たり木材使用量（m^3/km）	－	11.3	13.0	14.0	16.2	１９年度 16.2
CO_2排出削減量の推定（t・CO_2）	－	6	20	13	68	107

注）平成１４年度の単位延長当たり木材使用量は、7.5m^3/km

また、阿蘇小国郷区域において、事業地近隣における再生骨材プラントの調査結果等を踏まえ、舗装用再生骨材を標準仕様材として利用を進めた結果、平成１６年度以降、年度計画を上回る全量利用（利用割合が１００%）を達成でき、中期計画目標も達成した。

事業の実施に当たり、標準仕様材として建設副産物である再生資材（舗装用再生骨材）の利用を推進することにより、建設発生材のリサイクルを促進するとともに資源の有効活用や節約が図られ、環境保全にも寄与した。

農林業用道路工事における舗装用再生骨材の利用割合

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
計画での利用割合（%）	－	70程度	90程度	90程度	90程度	中期計画 50以上
利用割合の実績（%）	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
達　成　割　合　（%）	－	143	111	111	111	200
舗装用骨材使用量（m^3）	－	626	1,880	1,808	11,142	15,456
うち、舗装用再生骨材使用量（m^3）	－	626	1,880	1,808	11,142	15,456

（関連する評価単位）

第２、３、⑵、ア　環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施、⑺

イ 新技術・新工法の採用

（ア）一部の工事において新技術導入事業等に登録されている新工法を採用し、工法数（項目）で５工法（６工事）で実施できたことから、中期計画目標を達成した。

これらの新技術・新工法の導入により、民間の技術力を積極的に活用し、直接的な工事コストの縮減のみならず、環境負荷の低減、工事工期の短縮、施設の長寿命化等に寄与することができた。 **【☞　資料集Ｐ１９】**

新技術の導入工事件数

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画	新技術導入事業等に登録されている新技術・新工法を中期目標期間中に１件以上導入する。					１（以上）
年度計画	情報収集	導入検討	導入検討	導入検討	導入検討	－
実　　績 （工法数）	－ （－）	１ （１）	－ （－）	３ （２）	２ （２）	６ （５）

（関連する評価単位）

第２、３、⑶　事業実施コストの縮減

（イ）新しい工法等についての情報収集や検討を行い、中期目標期間中に、新技術導入事業における新技術として１件（プレキャストガードレール基礎）を登録し、中期計画目標を達成することができた。

また、この技術の実用化により、道路工事におけるコストの縮減や工期短縮等に寄与することができた。

新技術導入事業における新技術への登録件数

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画	業務の高度化、コスト縮減に寄与する新しい工法について、優れたものを新技術導入事業に承認申請するなど実用化を図る。					１
年度計画	－	－	－	－	１(報告)	１(報告)
実　　績	－	－	－	－	１	１

（関連する評価単位）

第２、３、⑶　事業実施コストの縮減

（ウ）計画に沿って直営施工工事の実施に向けて関係者への説明会や協議を実施し、２団体による４件の直営施工工事を実施し、中期計画目標を達成した。

直営施工工事のフォローアップのための実施団体に対するアンケート調査の結果において、農家・地域住民等が自らの意志に基づき参加・実施する直営施工工事は評価が高く、事業で実施する農業基盤の整備施設に対する愛着心の醸成や良好な維持管理に資するほか、工事費等の縮減も図られた。　　**【☞　資料集Ｐ２０】**

直営施工工事の実施件数

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
年度計画	－	－	－	１	－	１
実　　績	－	－	２	２	－	４

（関連する評価単位）

第２、３、⑶　事業実施コストの縮減

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果					
評　定	a＋	ⓐ	b	c	d

評定理由

ア　環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

（ア）計画に沿って、有識者等の意見を参考に、環境調査や保全対策を実施し、保全対策のモニタリング及び有効性の検証を行い、一定の評価を得ることができた。これらの環境保全に配慮した取組により、事業実施による環境影響を低減したことから、「ａ」評定とした。

（イ）計画に沿って、農林業用道路において多様な用途への木材利用を図った結果、中期計画

目標値を上回る材積の木材使用を達成し、CO_2の固定・貯蔵や森林整備等を促進に寄与したことから、「ｓ」評定とした。

また、計画目標数値を上回って、標準仕様材として舗装用骨材の全量について舗装用再生骨材の利用を図り、資源の有効利用等に寄与したことから、「ｓ」評定とした。

イ　新技術・新工法の採用

（ア）新技術・新工法の情報収集を実施し、５項目（件）の新技術導入事業等に登録されている新工法を６工事に採用するとともに、情報の共有化に努め、直接的な工事コストの縮減のみならず、環境負荷の低減、工事工期の短縮、施設の長寿命化等に寄与したことから、「ａ」評定とした。

（イ）新技術導入事業における新技術として１件（プレキャストガードレール基礎）を登録し、道路工事におけるコストの縮減や工期短縮等に寄与したことから、「ａ」評定とした。

（ウ）直営施工工事の実施に向けて関係者への説明会や協議を実施し、年度計画を上回る４件（２団体）の直営施工工事が実施され、機構事業への理解が深まるとともに、工事コストの縮減等の効果も得られたことから、「ａ」評定とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（２）ア（ア）　環境に係る調査、保全対策等の実施・検証	ａ	1
（２）ア（イ）　木材使用の推進	ｓ	1
（２）ア（イ）　舗装用再生骨材の利用の推進	ｓ	1
（２）イ（ア）　新技術・新工法の導入	ａ	1
（２）イ（イ）　業務の高度化・コスト縮減のための新しい工法の実用化	ａ	1
（２）イ（ウ）　直営施工工事に係る地元説明会及び工事の実施	ａ	1

（指標数：６、ウエイト合計：６）

達成割合

$$\frac{2 \times 1.1 + 4 \times 1}{6} \times 100 = 103\ \%$$

評価委員会の意見等

・　農林業一体となった木材利用の推進の取組を今後も地域に普及されたい。

評価委員会評定	ａ＋　ⓐ　ｂ　ｃ　ｄ	ウエイト	3

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）３　特定中山間保全整備事業

評 価 単 位	（３）事業実施コストの縮減

１．中期目標

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（平成１２年９月１日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議）及び「公共事業コスト構造改革プログラム」（平成１５年９月１８日公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議）を踏まえ、機構が実施する公共事業について、中期目標期間の最終年度に平成１４年度比で１５%の総合的なコスト縮減を図る。

２．中期計画

「緑資源機構コスト構造改革プログラム（仮称)」を平成１５年度中に作成するとともに、特定中山間保全整備事業については、当該作成したプログラムに基づき、例えば、設計等の最適化（計画・設計の見直し等)、資源循環の促進（現場発生材の再利用等)、調達の最適化(積算方式の見直し等)、汎用品の活用（既製品の活用等）等に取り組み、中期目標期間の最終年度に平成１４年度比で１５%の総合的なコスト縮減を図る。

３．中期目標の達成状況

「機構プログラム」に基づき、計画・設計の見直し、資源循環の促進等に取り組み、中期目標期間の最終年度（平成１９年度）に、１４年度比で１５．９%のコスト縮減を達成し、中期計画目標値（１５%）を上回るコスト縮減率を達成（達成割合：１０６%）し、事業費の低減に寄与した。　**【☞　資料集Ｐ２１】**

コ　ス　ト　縮　減　率

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画	－				15　%	15　%
年度計画	3　%	6　%	9　%	12　%	15　%	15　%
実　　績	5.9%	6.6%	9.3%	13.4%	15.9%	15.9%
達成割合	197%	110%	103%	112　%	106　%	106　%

（関連する評価単位）

第２、３、⑵、イ　新技術・新工法の採用

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果					
評　定	a＋	ⓐ	b	c	d

評定理由

計画に沿って、「機構プログラム」に基づき、多様なコスト縮減内容に取り組み、中期計画

目標を上回るコスト縮減率を達成し、事業費の低減に寄与したことから、「ｓ」評定とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（３）コスト縮減の達成状況	ｓ	１

（指標数：１、ウエイト合計：１）

達成割合

$$\frac{１ \times １．１}{１} \times 100 = 110\ \%$$

評価委員会の意見等

・　コスト縮減の目標値を達成していることは評価できる。

評価委員会評定	ａ＋　ⓐ　ｂ　ｃ　ｄ	ウエイト	１

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）４　農用地総合整備事業

評 価 単 位	（１）計画的で的確な事業の実施

１．中期目標

ア　平成１５年度までに着工した農用地総合整備事業実施区域について、事業実施計画に基づき、着実に事業を実施する（平成１６年度以降の採択は行わない。）。

イ　事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実に事業実施に反映させる。

２．中期計画

ア　事業の計画的な実施

（ア）中期目標期間中に、事業実施区域のうち平成１４年度末の事業の進捗率が概ね過半に達している７区域を完了する。

（イ）事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。

イ 期中評価の反映

期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。

３．中期目標の達成状況

ア　事業の計画的な実施

（ア）中期目標期間中に事業完了を計画していた７区域のうち、残る１区域（泉州東部）は平成１９年度予算をもって事業を完了した。

これにより、区画整理等の農用地整備を実施した地域では、農業の生産性が向上し、農地の集団化、担い手への作業受委託の進展等による農業構造の改善が図られている。また、農業用道路の整備により、農産物等の流通の効率化、都市と農村の交流促進等による地域の活性化が図られている。

中期目標期間中の完了区域数

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画	平成１４年度末の事業の進捗率が概ね過半に達している７区域を完了させる。					－
年度計画	３	２	１	－	１	７
実　　績	３	２	１	－	１	７

（関連する評価単位）

第３　予算、収支計画及び資金計画

（イ）中期計画目標どおり、各区域とも、関係地方公共団体等への説明・調整等の実施により、計画どおり各事業の進捗が図られた。

事業実施状況の説明等の実施回数

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画	適時適切な事業実施状況の説明等を実施					－
年度計画	１（以上）	１(以上)	１(以上)	１(以上)	１(以上)	５(以上)
実　　績	１（以上）	２(以上)	２(以上)	２(以上)	２(以上)	９(以上)

（関連する評価単位）

第２、４、(1)、ア　事業の計画的な実施、(ｱ)

イ 期中評価結果の反映

期中評価を実施した３区域（平成１５年度：根室東部区域、美濃東部区域、１６年度：南丹区域）について、期中評価結果に基づき、環境保全対策、事業効果の早期発現に向け、事業関係者と調整を図り、事業推進を図った。

期中評価結果の反映を行った区域数

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画	期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。					－
年度計画	２	１	－	－	－	３
実　　績	２	１	－	－	－	３

（関連する評価単位）

第２、４、(1)、ア　事業の計画的な実施、(ｱ)

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果					
評　定	a＋	ⓐ	b	c	d

評定理由

ア　事業の計画的な実施

（ア）中期目標期間中の事業完了を目指した７区域が計画どおり完了したことから、「ａ」評定とした。

（イ）各区域とも、関係機関に対して、年度計画（１回以上の説明等を実施する。）以上に事業実施状況の説明等を行い、農業用道路の協議調整、区画整理における換地計画の調整等について、関係者の理解が得られ、事業推進を図ったことから、「ａ」評定とした。

イ 期中評価の反映

中期目標期間中に期中評価を実施した３区域について、有識者等との協議による環境保全対策及び事業効果の早期発現に向けた事業関係者の意向を調整し、期中評価結果を計画に反映し、事業推進を図ったことから、「ａ」評定とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（１）ア（ア）区域完了	a	2
（１）ア（イ）事業実施状況の説明	a	1
（１）イ　期中評価結果の反映及び必要な措置	a	1

（指標数：３、ウエイト合計：４）

達成割合

$$\frac{4 \times 1}{4} \times 100 = 100\ \%$$

評価委員会の意見等

・　バイオ燃料の需要拡大等昨今の経済情勢も念頭に、事業の実施に当たっては、その社会的意義について、土地利用、食糧自給率向上への寄与、環境・景観保全の観点からも自己点検に努められたい。

評価委員会評定	a＋	ⓐ	b	c	d	ウエイト	1

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）４　農用地総合整備事業

評 価 単 位	（２）事業の実施手法の高度化のための措置

１．中期目標

ア　環境の保全への配慮、建設副産物等の有効利用を図る。

イ　効率的な事業執行等の観点から、新技術や新工法の導入を図る。

２．中期計画

ア　環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

（ア）必要に応じ有識者等の助言を受けながら、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施するとともに、その実施状況の検証を中期目標期間中に５件以上実施する。

（イ）CO_2の固定・貯蔵や森林整備等を促進する観点から農業用道路工事において、中期目標期間の最終年度の単位延長当たりの木材使用量を、平成１４年度実績の１．５倍とする。

　また、資源の有効活用に対する社会的な要請に応えるため、農業用道路に使用する再生アスファルト及び舗装用再生骨材の利用割合を中期目標期間中にそれぞれ５０％以上とする。

イ　新技術・新工法の採用

（ア）事業の高度化を一層推進する手段として、新技術導入事業等に登録されている新技術・新工法を中期目標期間中に５件以上導入する。

（イ）業務の高度化、コスト縮減に寄与する新しい工法については、情報収集、意見交換及び比較検討を行い、優れたものを新技術導入事業に承認申請するなど実用化を図る。

（ウ）施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、直営施工工事を推進する。

３．中期目標の達成状況

ア　環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

（ア）各区域の年度事業内容に応じて、環境調査、保全対策及び検証等について「環境に係る情報協議会」を開催して意見交換を行い、環境保全に配慮した事業を実施した。また、検証計画に基づき、８件の有効性の検証を行い、環境保全対策の評価及び対策実施における留意事項を得ることができた。

このように、中期計画目標を達成し、事業実施による環境影響を低減することに配慮することができた。 **【☞　資料集Ｐ２２】**

環境保全対策の検証の実施件数

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画	５（以上）					５
年度計画	－	－	１	２	２	５
実　　績	－	－	２	２	４	８

（関連する評価単位）

第２、４、⑵、ア　環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施、（ｲ）

（イ）木材の利活用策として、農業用道路における多様な用途への活用を図り、中期計画目標を達成し、CO_2の固定・貯蔵や森林整備等を促進に寄与した。

農業用道路工事における単位延長当たり木材使用量

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
計画での使用割合（倍数）	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	中期計画 1.5
使用割合の実績（倍数）	1.3	1.5	3.6	2.7	6.8	１９年度 6.8
達　成　割　合　（%）	118	125	277	193	453	453
木材使用量（m^3）	153	118	317	216	402	1,206
単位延長当たり木材使用量（m^3/km）	3.8	4.6	10.8	7.7	20.6	１９年度 20.6
CO_2排出削減量の推定（ｔ・CO_2）	88	68	183	124	232	695

注）平成１４年度の単位延長当たり木材使用量は、3.0m^3/km

また、過年度に実施した再生材プラントの調査結果等を踏まえ、供給が可能な区域では、再生アスファルト混合物を標準仕様材として利用を進めた結果、平成１９年度を除いて、年度計画以上の再生アスファルト混合物の利用を達成でき、中期目標期間中における利用割合（平均）は６９．６％となり、中期計画目標を達成した。

加えて、過年度に実施した再生骨材プラントの調査結果等を踏まえ、供給が可能な区域では、舗装用再生骨材を標準仕様材として利用を進めた結果、各年度とも年度計画を上回る利用割合を達成できた。また、中期目標期間中における利用割合（平均）は８５．１％となり、中期計画目標値も達成した。

事業の実施に当たり、建設副産物である再生資材（再生アスファルト混合物、舗装用再生骨材）の利用を推進することにより、建設発生材のリサイクルを促進するとともに、資源の有効活用や節約が図られ、環境保全にも寄与した。

農業用道路工事における再生アスファルト混合物の利用割合

年　　度	平 成15	１６	１７	１８	１９	合　計
計画での利用割合（%）	40程度	55程度	70程度	70程度	70程度	中期計画 50以上
利用割合の実績（%）	66.9	75.5	80.1	70.9	58.7	69.6
達　成　割　合　（%）	167	137	114	101	84	139
アスファルト混合物使用量（m³）	13,588	6,927	8,028	5,065	8,595	42,203
うち、再生アスファルト混合物使用量（m³）	9,091	5,232	6,427	3,589	5,045	29,384
CO_2排出削減量の推定（t・CO_2）	343	197	242	135	190	1,107

農業用道路工事における舗装用再生骨材の利用割合

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
計画での利用割合（%）	40程度	60程度	60程度	60程度	60程度	中期計画 50以上
利用割合の実績（%）	44.7	95.9	87.7	90.2	100.0	85.1
達　成　割　合　（%）	112	160	146	150	167	170
舗装用骨材使用量（m³）	37,076	37,606	42,574	65,549	43,069	225,874
うち、舗装用再生骨材使用量（m³）	16,563	36,058	37,332	59,144	43,069	192,156

（関連する評価単位）

第２、４、(2)、ア　環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施、(ｱ)

イ　新技術・新工法の採用

（ア）一部の工事において新技術導入事業等に登録されている新工法を採用し、工法数（項目）で７工法（５３工事）で実施できたことから、中期計画目標を達成した。

これらの新技術・新工法の導入により、民間の技術力を積極的に活用し、直接的な工事コストの縮減のみならず、環境負荷の低減、工事工期の短縮、施設の長寿命化等に寄与することができた。 **【☞　資料集Ｐ２３】**

新技術の導入工事件数

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画	新技術導入事業等に登録されている新技術・新工法を中期目標期間中に５件以上導入する。					５（以上）
年度計画	－	１（以上）	１（以上）	１（以上）	１（以上）	５（以上）
実　　績 （工法数）	３ （３）	８ （４）	１５ （３）	１１ （２）	１６ （３）	５３ （７）

（関連する評価単位）

第２、４、⑶　事業実施コストの縮減

（イ）新しい工法等についての情報収集や検討を行い、中期目標期間中に、新技術導入事業における新技術として２件（根株等の再資源化処理工法、トンネル照明の省電力化）を登録し、中期計画目標を達成することができた。

また、これらの技術の実用化により、環境負荷の低減やコストの縮減等に寄与することができた。

新技術導入事業における新技術への登録件数

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画	業務の高度化、コスト縮減に寄与する新しい工法について、優れたものを新技術導入事業に承認申請するなど実用化を図る。					１
年度計画	－	１（報告）	１（報告）	－	－	２（報告）
実　　績	－	１	１	－	－	２

（関連する評価単位）

第２、４、⑶　事業実施コストの縮減

（ウ）計画に沿って関係者への説明会や協議を実施し、年度計画での直営施工工事７件に対して、１４団体による１７件の直営施工工事を実施し、中期計画目標を達成した。

直営施工工事に対するフォローアップとして行ったアンケート調査の結果において、農家・地域住民等が自らの意志に基づき参加・実施する直営施工工事は評価が高く、事業で実施する農業基盤の整備施設に対する愛着心の醸成や良好な維持管理に資するほか、工事費等の縮減も図られた。 **【☞ 資料集Ｐ２４】**

直営施工工事の実施件数

年　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
年度計画	－	１	２	２	２	７
実　績	２	７	２	４	２	１７

（関連する評価単位）

第２、４、⑶　事業実施コストの縮減

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果					
評　定	ａ＋	ⓐ	ｂ	ｃ	ｄ

評定理由

ア　環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

（ア）計画に沿って、有識者等の意見を参考に、環境調査や保全対策を実施し、保全対策のモニタリング及び有効性の検証を行い、一定の評価を得ることができた。これらの環境保全に配慮した取組により、事業実施による環境影響を低減したことから、「ａ」評定とした。

（イ）計画に沿って、農業用道路における多様な用途への木材利用を図った結果、中期計画目標値を上回る材積の木材使用を達成し、CO_2の固定・貯蔵や森林整備等を促進に寄与したことから、「ｓ」評定とした。

また、中期目標期間全体で、中期計画目標値以上の再生アスファルト混合物の利用の推進を図り、資源の有効利用等に寄与したことから、「ｓ」評定とした。

加えて、計画目標値を上回って舗装用再生骨材の利用の推進を図り、資源の有効利用等に寄与したことから、「ｓ」 評定とした。

イ　新技術・新工法の採用

（ア）新技術・新工法の情報収集を実施し、７項目（件）の新技術導入事業等に登録されている新工法を５３工事に採用するとともに、情報の共有化に努め、工事コストの縮減、環境負荷の低減、工事工期の短縮、施設の長寿命化等に寄与したことから、「ａ」評定とした。

（イ）新技術導入事業における新技術として２件（根株等の再資源化処理工法、トンネル照明の省電力化）を登録し、環境負荷の低減やコストの縮減等に寄与したことから、「ａ」評定とした。

（ウ）直営施工工事の実施に向けた関係者への説明会や協議を実施し、年度計画を上回る１７件（１４団体）の直営施工工事を実施し、機構事業への理解が深まるとともに、工事コストの縮減等の効果も得られたことから、「ａ」評定とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（２）ア（ア）環境に係る調査、保全対策の実施・検証	ａ	1
（２）ア（イ）木材使用の推進	ｓ	1
（２）ア（イ）再生アスファルト混合物の利用の推進	ｓ	1
（２）ア（イ）舗装用再生骨材の利用の推進	ｓ	1
（２）イ（ア）新技術・新工法の導入	ａ	1
（２）イ（イ）業務の高度化・コスト縮減のための新しい工法の実用化	ａ	1
（２）イ（ウ）直営施工工事に係る地元説明会及び工事の実施	ａ	1

（指標数：７、ウエイト合計：７）

達成割合

$$\frac{３\times１.１＋４\times１}{7}\times 100 = 104\ \%$$

評価委員会の意見等

・　これまで培った技術・工法の継承に努力して欲しい。

評価委員会評定	ａ＋　ⓐ　ｂ　ｃ　ｄ	ウエイト	３

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）４　農用地総合整備事業

評 価 単 位	（３）事業実施コストの縮減

１．中期目標

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（平成１２年９月１日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議）及び「公共事業コスト構造改革プログラム」（平成１５年９月１８日公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議）を踏まえ、機構が実施する公共事業について、中期目標期間の最終年度に平成１４年度比で１５%の総合的なコスト縮減を図る。

２．中期計画

「緑資源機構コスト構造改革プログラム（仮称)」を平成１５年度中に作成するとともに、農用地総合整備事業については、当該作成したプログラムに基づき、例えば、設計等の最適化（計画・設計の見直し等)、資源循環の促進（現場発生材の再利用等)、調達の最適化（積算方式の見直し等)、汎用品の活用（既製品の活用等）等に取り組み、中期目標期間の最終年度に平成１４年度比で１５%の総合的なコスト縮減を図る。

３．中期目標の達成状況

「機構プログラム」に基づき、計画・設計の見直し、資源循環の促進、既製品の活用等に取り組み、中期目標期間の最終年度（平成１９年度）に、１４年度比で１６.５%の総合的なコスト縮減を達成し、中期計画目標値（１５%）を上回るコスト縮減率を達成（達成割合：１１０%）して事業費の低減に寄与した。　**【☞　資料集Ｐ２５】**

コ　ス　ト　縮　減　率

年　　度	平成１５	１６	１７	１８	１９	合　計
中期計画			－		15　%	15　%
年度計画	3　%	6　%	9　%	12　%	15　%	15　%
実　　績	3.2%	6.1%	10.8%	12.5%	16.5%	16.5%
達成割合	107　%	102　%	120　%	104　%	110　%	110　%

（関連する評価単位）

第２、４、(2)、イ　新技術・新工法の採用

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果					
評　定	a＋	ⓐ	b	c	d

評定理由

計画に沿って、「機構プログラム」に基づき、多様なコスト縮減内容に取り組み、中期計

画目標を上回るコスト縮減率を達成し、事業費の低減に寄与したことから、「ｓ」評定とした。

具　体　的　指　標	自己評定	ウエイト
（３）コスト縮減の達成状況	ｓ	１

（指標数：１、ウエイト合計：１）

達成割合

$$\frac{１ \times １．１}{１} \times 100 = 110\ \%$$

評価委員会の意見等

・　コスト縮減の目標値を達成していることは評価できる。

評価委員会評定	ａ＋　ⓐ　ｂ　ｃ　ｄ	ウエイト	１

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（中期目標中項目）６　情報提供の充実

評 価 単 位	情報提供の充実

１．中期目標

機構の業務及び運営に関する透明性の確保を図り、国民の理解を深めるため、ホームページを活用した提供情報を行うとともに、迅速に提供情報を更新する。

２．中期計画

機構の業務及び運営に関する透明性の確保を図り、国民の理解を深めるため、ホームページについて、各事業で実施した新技術の導入事例、事業実施コスト縮減に向けた取り組み、環境に配慮した工種・工法の紹介、海外における環境問題への取り組みを掲載するなど情報の内容を充実させ、迅速に提供情報を更新し、年間アクセス件数を、平成１４年度の実績約５万件から、中期目標期間の最終年度に倍増させる。

３．中期目標の達成状況

中期目標期間中を通し、新規ページ作成に積極的に取り組み、情報の充実を図った。また、提供情報を迅速に更新し、利用者の立場に立った使いやすいページ構成作りに取り組んだ。インターネットだけではなく、実際に小学校等への出張講座を行うことで生きた情報を提供することができ、森林のもつ公益的機能や、役割、水源林整備の必要性について知識と関心をもってもらうことができた。

また、アクセス件数は、中期目標期間最終年度では、約３８万件となっている。この中には、入札談合事件の影響と考えられる平成１９年５月から６月の一時的な増加が含まれるが、この時期を除いても年間約２１万件のアクセスとなっており終了時目標の１０万件を達成した。

【☞　資料集Ｐ２６】

機構ホームページアクセス件数

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年度合計	48，687	66，332	190，107	132，659	247，874	378，919

また、中期目標期間中の各年度において前年度に係る機構の環境配慮実績等を調査・分析し、環境省制定の「環境報告書ガイドライン」（平成１６年３月）や民間の環境報告書の事例などを参考として環境報告書を作成し、ホームページにて公表した。なお、環境報告書では、基本方針のもと、管理部門における資源の消費量の削減や環境物品調達に関する事項の他、機構が実施している各事業の環境配慮等に係る具体的な取り組みについて記載している。

加えて、平成１６年１２月に運用を開始した環境マネージメントシステム（EMS）について、平成１７年度において、環境方針・目的・目標に沿った適切な運用を図りつつ、各月の実績データの分析や内部監査により発見されたシステム上の不具合の是正並びに関連文書の見直し・改定を逐次行ってEMSの改善に取り組み、平成１７年１１月２３日をもってＩＳＯ１４００１の認証を取得し、引き続き中期目標期間中に、廃棄物・電気使用量・

紙使用量の削減等を実施し、環境負荷の軽減が図られた。また、平成１８年度には、ISO規格が求めるサーベランス審査（認証期間中の登録審査機関による定期審査）を受検し、ISO認証の更新が認められた。これらの取り組みについては、環境報告書（ホームページ）へ掲載し、国民への情報提供に努めたところである。

なお、平成１９年度においては、平成１９年８月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」に基づき農林水産省が作成した「整理合理化計画（案）」において、当機構は「平成１９年度限りで廃止」とされたことから予定していたサーベランス審査の受検を断念したため、平成19年11月22日をもってISOの認証は解除したが、その後も引き続きEMSの運用と改善を継続したところである。

【☞　資料集Ｐ２７～２９】

（関連する評価単位）

第１、１　業務運営の効率化による経費の抑制

第１、２執行体制の整備

第１、３、（２）外部委託の促進

法人における自己評価結果					
評定	a＋	(a)	b	c	d

評定理由

上記の達成状況の結果から終了時目標の１０万件のアクセス件数を達成することができたことから、「ａ」評定とした。

また、機構の事業実施に当たって環境負荷の軽減や環境創造への取り組みを毎年度、環境報告書として取りまとめ、インターネット等を通じて公表することによって、広く国民へ情報提供を行ったことから、「ａ」評定とした。

加えて、上記実施結果のとおり、環境マネージメントシステムに基づき継続的な改善に取り組み、環境負荷の軽減が図られるとともに、環境報告書（ホームページ）への掲載を通じて、国民への情報提供の充実が図られたことから、「ａ」評定とした。

具体的指標	自己評定	ウエイト
（１）ホームページの充実、提供情報の迅速な更新及び小学校等への出張講座の実施	a	1
（２）環境報告書の作成・公表	a	1
（２）環境マネジメントシステムの運用及び継続的な改善	a	1

（指標数　：　３　ウエイト合計：　３　）

達成割合

$$\frac{3 \times 1}{3} \times 100 = 100\%$$

評価委員会の意見等

- 各種広報媒体の特徴を活かした多角的な情報発信を行う姿勢を求めたい。
- ホームページについて技術情報を充実させることが望まれる。

評価委員会評定	a＋	a	(b)	c	d	ウエイト	1

評価シート２　　（別紙３）

中期目標期間評価シート（特定評価単位用）

（中期目標大項目）第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

特定評価単位	財投借入金から段階的に脱却するとともに、出資金方式から補助金方式へ切り替えるための取組み（造林勘定）

１．中期計画

第４　財務内容の改善に関する事項

１　造林勘定に係る財務

（１）事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替える。

２．中期計画の達成状況

水源林造成事業は、森林所有者等の自助努力のみでは適正な森林整備が進み難い奥地の水源林地帯において、①国民生活に不可欠な水資源のかん養、②土砂の流出・崩壊防止などの国土保全、③二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止等の効果を発揮するため、水源林の造成を行う事業である。

本事業に要する経費については、昭和３６年度から昭和４２年度までは全額政府出資金で、昭和４３年度以降は政府出資金２・財投借入金１の割合等により措置されてきたところであるが、木材価格の低迷等の状況を踏まえ、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日 閣議決定）において、「採算性の確保等の観点から、事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替える」こととされたところである。

このため、水源林造成事業について、事業実施コストの縮減、一般管理費の削減等の取組みを計画的かつ着実に進めるとともに、閣議決定に基づき、事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替え、財務内容の改善を図った。

その結果、中期目標期間最終年度における対平成14年度比の達成状況は、財政融資資金等が2,600百万円減少、政府出資金が10,847百万円減少、国庫補助金が9,573百万円増加しており、財投借入金からの段階的脱却及び出資金方式から補助金方式への切替えが図られた。

なお、平成14年度以降植栽した森林に係る経費の補助金化率は、平成14年度の19.7%から40.0%に高まっており、財務内容の改善が着実に進捗している。

（ 参 考 ）　　（単位：百万円、%）

区　　分	（基準年度）H14年度予算額	H15年度予算額	H16年度予算額	H17年度予算額	H18年度予算額	H19年度予算額
財政融資資金	8,800	7,200	5,400	5,300	5,200	5,100
財投機関債	2,000	2,000	3,000	3,000	3,100	3,100
計	10,800	9,200	8,400	8,300	8,300	8,200
政府出資金	24,535	19,810	18,296	13,765	13,980	13,688
国庫補助金	6,211	9,797	10,488	15,279	15,171	15,784
・14年度以降植栽関連(a)※1	6,211	9,797	10,443	10,780	10,991	11,878
・支払利息の2/3相当			45	4,499	4,180	3,906
政府補給金	773	655	537	420	315	229
国費計(b)　※2	31,519	30,227	29,321	29,464	29,466	29,701
補助金化率 (a)／(b)	19.7	32.4	35.6	36.6	37.3	40.0

・予算額は、当初予算額による。
・補助金化率について、支払利息の２／３相当の補助金は、借入金の減少及び過去の高金利借入金の減少により今後も漸減するため積算から除外した。

※１　平成14年度以降植栽した森林に係る植栽、保育の経費等については、全額補助金により措置されている。
※２　平成16年度からは、平成16年度以降の借入金等に係る支払利息の3分の2相当額が、加えて平成17年度からは、平成15年度以前の借入金等に係る支払利息の3分の2相当額が補助金により措置されている。

法人における自己評価結果						
評　定	（ａ＋）	ⓐ	ｂ	ｃ	（ｄ）	
評定理由	上記のとおり財投借入金から段階的に脱却する取組み、出資金方式から補助金方式へ切り替える取組みにより、財務の一層の健全性が図られたことから「a」評定とした。					

評価委員会の意見等
- 費用対効果の説明は社会に対して常に求められるものであり、積極的に対応していく姿勢が求められる。
- なお、独立行政法人整理合理化計画をはじめ、法人運営に対する各方面からの改善意見への対応状況については、法人から説明を受けたところ、さらなる検討を要すべき事項が若干あることから、今後とも、取組の進捗状況については、検証していく必要がある。

評価委員会評定	（ａ＋）	ⓐ	ｂ	ｃ	（ｄ）	ウエイト	1

評価シート２　　（別紙３）

中期目標期間評価シート（特定評価単位用）

（中期目標大項目）第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

特定評価単位	収支相償を図るための取組み（造林勘定）

１．中期計画
　第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

２．中期計画の達成状況
　収支相償の取組みとして、公共事業等に係る無償解約の有償化を図るため、各整備局及び水源林整備事務所から都道府県等へ、損失補償金の徴収免除を取りやめ、有償化を図るための要請を行ってきた。平成１４年度における有償解約比率は４４%に対し、中期目標期間全体の有償解約比率は８３%となった。
　また、間伐木等の販売による自己収入の確保に努めたことにより、平成１９年度の当期未処分利益は２６４百万円、平成１９年度末の利益剰余金は３６９百万円となった。

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果					
評　定	（ａ＋）	(a)	ｂ	ｃ	（ｄ）

評定理由

　上記の実施結果のとおり無償解約の有償化を図るための取組み及び間伐木等の販売に係る収入の確保に努め、中期目標達成するための取組みは順調に進捗し、収支相償を図ることができたことから「a」評定とした。

評価委員会の意見等

・　引き続き、先例のみにとらわれることなく業務の仕組みや取組状況を常に検証することに努められたい。

評価委員会評定	（ａ＋）	(a)	ｂ	ｃ	（ｄ）	ウエイト	１

評価シート２　　（別紙３）

中期目標期間評価シート（特定評価単位用）

（中期目標大項目）第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

特定評価単位	負担金等の徴収を確実に実施するための取組み（林道等勘定）

１．中期計画
　第３ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

２．中期計画の達成状況
　林道整備経理及び特定地域等整備経理では、負担金等の徴収を確実に実施するために、常日頃より関係道府県等と連絡を密にし、徴収に対する理解と協力要請を行った。

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果						
評　定	（ａ＋）	ⓐ	ｂ	ｃ	（ｄ）	
評定理由 　中期目標期間中における負担金等の徴収については、関係道府県等に対し連絡を密にするとともに、負担金等の納入請求の際には納入請求書を持参し、徴収に対する理解と協力要請を行うなど徴収を確実にするための取組みを実施した結果、全額徴収されたことから「ａ」とした。						
評価委員会の意見等 ・　引き続き、先例のみにとらわれることなく業務の仕組みや取組状況を常に検証することに努められたい。						
評価委員会評定	（ａ＋）	ⓐ	ｂ	ｃ	（ｄ）	ウエイト　１

評価シート２　　（別紙３）

中期目標期間評価シート（特定評価単位用）

（中期目標大項目）第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

特定評価単位	収支相償を図るための取組み（林道等勘定）

１．中期計画
　第３ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

２．中期計画の達成状況
　林道整備経理においては、自己資金を活用することにより借入金等を抑制し、利息負担の軽減に努めるとともに、金利変動等に伴い発生した当期純損失金については、目的積立金を取り崩すことにより総損益ベースで収支相償を図った。
　また、中期目標期間中は、金利変動等の理由により当期純損失金の計上が見込まれたことから収支の健全化に向けた取組みが急務であるため、収支改善を図る方策として、平成１６年度以降事業実施分に係る負担金等の徴収金利に０．１%上乗せを行い、負担金等の徴収を確実に行うことで収入額の増加を図った。
　　特定地域等整備経理においては、自己資金を活用することにより借入金等を抑制し、利息負担の軽減に努めた。

（関連する評価単位）

第３　予算、収支計画及び資金計画

法人における自己評価結果					
評　定	（ａ＋）	(a)	ｂ	ｃ	（ｄ）

評定理由

林道整備経理及び特定地域等整備経理においては、自己資金を活用し借入金等の抑制を図り、また、林道整備経理においては、徴収金利の上乗せをした平成１６年度以降事業実施分に係る負担金等の徴収を行い収入額の増加を図ったことにより、収支の健全化に向けた取組みを着実に進めることができたことから「ａ」評定とした。

評価委員会の意見等

・　引き続き、先例のみにとらわれることなく業務の仕組みや取組状況を常に検証することに努められたい。

評価委員会評定	（ａ＋）	(a)	ｂ	ｃ	（ｄ）	ウエイト	１

評価シート２　　（別紙３）

中期目標期間評価シート（特定評価単位用）

（中期目標大項目）第４　短期借入金の限度額

特定評価単位	借入に至った理由等

１．中期計画
一時的な資金不足に対応するため短期借入金の限度額は、80 億円とする。

２．中期計画達成状況
緑資源幹線林道事業及び水源林造成事業については、事業費の財源の一部として財政融資資金による長期借入金を計画していたが、緑資源機構が解散されることとなり、権利義務等の承継が不透明となったため、長期借入が年度途中においてできなくなったため、財政融資資金による短期借入を行った。

（関連する評価単位）
第３　予算、収支計画及び資金計画

法人における自己評価結果	
評　定	（ａ＋）　ⓐ　ｂ　ｃ　（ｄ）

評定理由

平成１９年度において当初計画で長期借入金により事業を実行することとしていたが、緑資源機構の権利義務等の承継が不透明なり、長期借入が年度途中においてできなくなったが、短期借入を行い事業を実行することができたことから、「ａ」評定とした。

評価委員会の意見等

・　短期借入金により事業実行は確保できたが、借入は談合事件の発生を端緒としたイレギュラーな措置であり、財務の健全性の確保の観点から当該評定とした。

評価委員会評定	（ａ＋）　ａ　ｂ　ⓒ　（ｄ）	ウエイト	１

評価シート２　　（別紙３）

中期目標期間評価シート（特定評価単位用）

（中期目標大項目）第５　重要な財産の譲渡に関する計画

特定評価単位	計画以外の重要な財産の譲渡に至った理由

１．中期計画

本評価項目は、中期計画に定めのないものについて評価対象とするため、中期計画に記載なし。

２．中期計画の達成状況

中期計画では、業務運営の効率化の達成目標として、機構の保有する職員宿舎については、可能な限り有効利用するとともに、修繕・維持経費等を勘案し計画的に土地及び建物（別紙）について財産処分を図った。　【☞　資料集Ｐ３０～３１】

年度／処分理由	平成 18 年度	平成 19 年度	合　計
老朽化した宿舎	４棟	－	４棟
大規模修繕を要する宿舎	１棟	２棟	３棟
年度別処分数	５棟	２棟	７棟

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果			
評　定	(a)　b　c		

評定理由

業務運営の効率化の達成目標として業務運営の効率化による経費抑制の観点から、職員宿舎については可能な限り有効利用するとともに、修繕・維持経費等については費用対効果を勘案し、効率的な執行を図ったことから「ａ」と評定した。

評価委員会の意見等

・　今後とも使用状況を調べ、遊休に近い固定資産は処分に努められたい。

評価委員会評定	(a)　b　c	ウエイト	１

評価シート２　　（別紙３）

中期目標期間評価シート（特定評価単位用）

（中期目標大項目）第６　剰余金の使途

<table>
<tr><td>特定評価単位</td><td colspan="3">剰余金の処分（造林勘定）</td></tr>
<tr><td colspan="4">１．中期計画
中期目標期間中に発生した剰余金については、事業費に充てるものとする。

２．中期計画の達成状況
中期目標期間中に発生した当期未処分利益は、全て積立金に振り替えた。

（関連する評価単位）
第３　予算、収支計画及び資金計画</td></tr>
<tr><td colspan="4">法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果</td></tr>
<tr><td>評　定</td><td colspan="3">a　　b　　c</td></tr>
<tr><td colspan="4">評定理由
中期目標期間中に発生した当期未処分利益は、全て積立金に振り替えてきたことから評価の対象外とした。</td></tr>
<tr><td colspan="4">評価委員会の意見等</td></tr>
<tr><td>評価委員会評定</td><td>a　　b　　c</td><td>ウエイト</td><td>１</td></tr>
</table>

評価シート２　　（別紙３）

中期目標期間評価シート（特定評価単位用）

（中期目標大項目）第６　剰余金の使途

特定評価単位	剰余金の処分（林道等勘定）

１．中期計画
　中期目標期間中に発生した剰余金については、経費節減・負担軽減を図る業務及び人材育成・事業成果の普及に係る費用に充てるものとする。

２．中期計画の達成状況
　中期目標期間中に発生した当期未処分利益は、全て積立金に振り替えた。

（関連する評価単位）

第３　予算、収支計画及び資金計画

法　人　に　お　け　る　自　己　評　価　結　果	
評　定	a　　b　　c

評定理由

　中期目標期間中に発生した当期未処分利益は、全て積立金に振り替えてきたことから評価の対象外とした。

評価委員会の意見等

評価委員会評定	a　　b　　c	ウエイト	1

評価シート１　　（別紙２）

中期目標期間評価シート（評価単位用）

（中期目標大項目）第７　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項

（中期目標中項目）１　人事に関する計画

評 価 単 位	人事に関する計画

１．中期計画

（１）業務運営の簡素化、効率化に努め、出先機関の再編・統廃合を含め、職員を適切に配置することにより業務を効率的に推進する。

（２）期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。

（参考１）

期初（平成１５年１０月１日）の常勤職員数７９５人

期末（平成２０年３月末）の常勤職員数の見込み７２０人

（参考２）

中期目標期間中の人件費総額見込み

２９，２４０百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

２．中期計画の達成状況

（１）平成１５年度については、本部の組織整備や地方組織の統廃合を踏まえて、職員の適切な配置を実施したところである。

平成１６年度については、前年度に引き続き、本部の管理部門の一部について組織整備したことや事業の進展状況を踏まえて、機動的に職員の適切な配置を実施したところである。

平成１７年度については、事業の進展状況を踏まえて、邑智西部調査事務所を開設し、機動的に職員の適切な配置を実施したところである。

平成１８年度については、事業の進展、事業内容の変化を踏まえ、九州整備局組織の見直しを行い機動的に職員の適切な配置を実施したところである。

平成１９年度については、新規事業所等の開設に伴い、機動的に職員の適切な配置を実施したところである。なお、平成１８年度に発生した入札談合事件については、入札制度等改革委員会の中間取りまとめ結果を受けて、平成１９年４月１日付けで組織規程の一部を改正し、より牽制体制を強化した組織及び人員の配置とした。さらには、機構の入札談合再発防止対策等委員会の検討内容の結果等を踏まえて、適切に対応した。

中期計画においては、期末の常勤職員が６９８名となり期初からの削減総数は９７名となり、目標期間中の削減計画７５名を達成した。

（２）中期計画に定めた職員削減数７５名を実現しするため、事業の進展、事業内容の変化等を踏まえ、地方組織の再編・統廃合を行うなど、効率的かつ機動的な組織の整備を図り、計画を上回る９７名の削減を実現した。

（関連する評価単位）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	（合計）
（目標項目）	７８９	７６９	７５０	７３５	７２０	
（実績項目）	７７２	７５６	７３５	７２８	６９８	
（達成割合）	102.2%	101.7%	102.0%	101.0%	103.2%	

第１、１　業務運営の効率化による経費の抑制

第１、２　執行体制の整備

第１、３　業務の効率的処理

法人における自己評価結果					
評定	a＋	a	b	c	ⓓ

評定理由

（１）上記実施結果のとおり、事業の進展、事業内容の変化等に中期目標期間の執行体制に則して事業の進展状況を踏まえた職員の適切な配置を行ったこと、研修受講者について効率的に研修効果を業務に反映させる配置を行ったこと、完了事業所の職員異動について全国規模での今後の事業の進展状況や現場（第一線）の知見等に配慮した配置を行ったこと、削減計画を達成したことから「ａ」評定とした。

（２）上記の実施結果のとおり、毎年計画どおり実施できたことから達成と判断し「a」評定とした。

（３）しかしながら、平成 18 年度に発生し入札談合事件は、人事管理上にも問題があったと判断したことから評価単位の評価は「ｄ」とした。

具体的指標	自己評定	ウエイト
（１）業務運営に沿った適切な配置	a	1
（２）年度末の常勤職員数	a	1

（指標数 ： ２ ウエイト合計： ２ ）

達成割合

$$\frac{2 \times 1}{2} \times 100 = 100\ \%$$

評価委員会の意見等

・ 今期、談合事件を引き起こし、元役職員が有罪判決を受け、関係職員の処分も実施するなど、極めて遺憾である。

評価委員会評定	a＋	a	b	c	ⓓ	ウエイト	2

評価シート３　　（別紙４）

中期目標期間　大項目の評価

大項目	第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置		
	評定	ウエイト	評価単位
	d	2	業務運営の効率化による経費の抑制
	d	1	執行体制の整備
	d	1	業務の効率的処理

達成割合

$$\frac{0 \times 4}{4} \times 100 = 0\%$$

評　定	A＋	A	B	C	(D)

（意見等）

【評価単位の評価シートを参照のこと】

評価シート４　　（別紙５）

中期目標期間　大項目の評価

大項目	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	評定	ウエイト	中　項　目
	a	2	水源林造成事業
	d	2	緑資源幹線林道事業
	a	1	特定中山間保全整備事業
	a	2	農用地総合整備事業
			海外農業開発事業
	b	1	情報提供の充実

達成割合

評　定	A＋　　A　　B　　C　　D

（意見等）

【評価単位の評価シートを参照のこと】

評価シート３　　（別紙４）

中期目標期間　大項目の評価

大項目	第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
	評定	ウエイト	評価単位
	a	1	財投借入金から段階的に脱却するとともに、出資金方式から補助金方式へ切り替えるための取り組み（造林勘定）
	a	1	収支相償を図るための取り組み（造林勘定）
	a	1	負担金等の徴収を確実に実施するための取り組み（林道等勘定）
	a	1	収支相償を図るための取り組み（林道等勘定）

達成割合

$$\frac{1 \times 4}{4} \times 100 = 100\%$$

評　定	A＋	Ⓐ	B	C	D

（意見等）

【評価単位の評価シートを参照のこと】

評価シート３　　（別紙４）

中期目標期間　大項目の評価

大項目	第４　短期借入金の限度額 第５　重要な財産の譲渡に関する計画 第７　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項		
	評定	ウエイト	評価単位
	c	1	借入に至った理由等
	a	1	計画以外の重要財産の譲渡に至った理由
	d	2	人事に関する計画

達成割合

$$\frac{\qquad\qquad}{\qquad\qquad} \times 100 = \quad \%$$

評　定	Ａ＋　　Ａ　　Ｂ　　Ｃ　　Ｄ

（意見等）

【評価単位の評価シートを参照のこと】

評価シート５　　（別紙６）

中期目標期間　中項目の評価

大項目第２

中項目	水源林造成事業		
	評定	ウエイト	評価単位
	a	1	事業の重点化の実施
	a	3	事業の実施手法の高度化のための措置
	a	1	事業実施コストの縮減

達成割合

$$\frac{1 \times 5}{5} \times 100 = 100\%$$

評　定	A＋	(A)	B	C	D

（意見等）

【評価単位の評価シートを参照のこと】

評価シート５　　（別紙６）

中期目標期間　中項目の評価

大項目第２

中項目	緑資源幹線林道事業		
	評定	ウエイト	評価単位
	d	1	事業の重点化の実施
	d	3	事業の実施手法の高度化のための措置
	d	1	事業実施コストの縮減

達成割合

$$\frac{0 \times 5}{5} \times 100 = 0\%$$

評　定	A＋　　A　　B　　C　　(D)

（意見等）

【評価単位の評価シートを参照のこと】

評価シート５　　（別紙６）

中期目標期間　中項目の評価

大項目第２

中項目	特定中山間保全整備事業		
	評定	ウエイト	評価単位
	a	1	計画的で的確な事業の実施
	a	3	事業の実施手法の高度化のための措置
	a	1	事業実施コストの縮減

達成割合

$$\frac{1 \times 5}{5} \times 100 = 100\%$$

評　定	A＋	(A)	B	C	D

（意見等）

【評価単位の評価シートを参照のこと】

評価シート５　　（別紙６）

中期目標期間　中項目の評価

大項目第２

中項目	農用地総合整備事業		
	評定	ウエイト	評価単位
	a	1	計画的で的確な事業の実施
	a	3	事業の実施手法の高度化のための措置
	a	1	事業実施コストの縮減

達成割合

$$\frac{1 \times 5}{5} \times 100 = 100\%$$

評　定	A＋	(A)	B	C	D

（意見等）

【評価単位の評価シートを参照のこと】

中期目標期間終了時の評価

補足説明資料

独立行政法人緑資源機構
（独立行政法人森林総合研究所）

目　　次

共通　各評価項目に係る自己評価結果に関する意見 ---------- １～３

第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
２　執行体制の整備 ---------- ４～５

３　業務の効率的処理---------- 6

第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
１　水源林造成事業
（３）事業実施コストの縮減 ---------- 7

２　緑資源幹線林道事業
（１）事業の重点化の実施 ---------- 7
（２）事業の実施手法の高度化のための措置 ---------- 8

３　特定中山間保全整備事業
（１）計画的で的確な事業の実施 ---------- 8
（２）事業の実施手法の高度化のための措置 ---------- 9

４　農用地総合整備事業
（１）計画的で的確な事業の実施 ---------- 9
（２）事業の実施手法の高度化のための措置 ---------- １０

６　情報提供の充実 ---------- １０～１３

第３　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

財投借入金から段階的に脱却するとともに、出資金方式から補助金方式へ切り替えるための取り組み（造林勘定） ---------- １４

第４　短期借入金の限度額 ---------- １５

第７　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項
１　人事に関する計画 ---------- １６

共通

各評価項目に係る自己評価結果に関する意見

（問１） 平成19年度及び中期目標期間の業務実績に係る自己評価の考え方について
（関係意見例）
- 入札談合事件との関連性が強い評価単位であることから「ｄ」とする判断は、妥当である。（平成19年度及び中期目標期間、第1-2等、同旨の意見多数）
- 本来の業務運営による評価は「ａ」としたい。入札談合事件を踏まえて「ｄ」評価とすると、実際の業務運営が見えてこなくなる。（平成19年度、第1-2等）
- 「ａ」と「ｃ」の平均で「ｂ」と評価されている。「ｃ」を重く見なくてよいか。（平成19年度、第2-2-(1)等）
- 中期目標期間の評価は「ａ」となっているが、平成19年度は「ｂ」としている。幹線林道事業廃止の方針の影響をどう考慮すべきか。（中期目標期間、第2-2-(1)等）
- 平成19年度で機構業務が打ち切られたことの責任は大きい。（中期目標期間、第1-1等）

（説明）

平成19年度及び中期目標期間に係る業務実績の自己評価を行うに当たっては、次に示したように、原則として評価基準等に即した評定を行うとともに、平成18年度に発生した入札談合事件と強い関連性が指摘された評価単位に係る平成18年度評価の結果や、同事件を巡る平成19年度における経過も踏まえ、適切な評定となるよう努めたところです。

一方、こうした方法で行った自己評価の結果については、各委員から標記のように様々なご意見を頂いたところであり、改めて幅広い視点からご検討をお願いします。

１　自己評価に係る基本的な考え方と結果の概要

(1) 平成19年度及び中期目標期間の自己評価については、「独立行政法人緑資源機構の業務の実績に関する評価基準」及びこれに基づき制定した「旧独立行政法人緑資源機構業務実績自己評価実施規程」（機構廃止に伴い新たに制定したが評価区分等の内容は旧機構の従来規程と同様）に基づき行いました。

(2) 具体的には、中期計画及び平成19年度計画に定められた具体的指標の達成状況等を踏まえ、原則として評価基準等に定められた評定区分や各指標のウエイト付けに即して評価単位ごとの評定を行いました。

(3) 主要な具体的指標については平成19年度及び中期目標期間の目標を達成しているため、(1)及び(2)の考え方により評定を行った結果、自己評価の結果としては「ａ」評定とした評価単位が大部分を占めていますが、次に示すように、平成18年度において発生した入札談合事件を踏まえ、一部の具体的指標やこれを包含する評価単位については「ｂ～ｄ」評定としました。

２　入札談合事件との強い関連性を踏まえた「ｄ」評定

⑴ 平成18年度評価においては、４つの評価単位について入札談合事件との強い関連性が指摘され、具体的指標の達成割合に関わらず、評価結果は「ｄ」と評定されています。

これら４つのの評価単位については、平成18年度において同事件が発生したことを踏まえ中期目標期間の自己評価についても「ｄ」と評定するとともに、平成19年度の自己評価についても、同年度において同事件に関して元役職員の有罪判決等極めて遺憾な事態を招いたことを厳粛に受け止め、「ｄ」評定としました（別紙）。

⑶ 一方、これ以外の各評価単位については、次項３を含め、原則どおり評価基準等に定められた評定区分や各指標のウエイト付けに即して評価単位ごとの評定を行いました。

３　平成19年度緑資源幹線林道事業に係る「ｂ、ｃ」評定

⑴ 平成19年度緑資源幹線林道事業に係る業務の中には、年度当初の段階では実施を見込んだが、同年度末限りで同事業を廃止する方向が示されたことを受けて実施できなかった業務、あるいは、必要に応じて実施すべき業務であって事業廃止の方向が示されたことの直接・間接の影響を受けて実績が生じなかった業務が含まれています。

⑵ こうした業務に該当する６個の具体的指標については、評価困難との見方から評価の対象外とすることを含めて対応を検討しましたが、平成18年度に発生した入札談合事件を契機として事業廃止との事態を招いたことを踏まえ、非数値目標に係るの実績が「実施しなかった」との場合は「ｃ」評定とするとの評価基準を、原則どおりそのまま適用し、自己評価としては「ｃ」評定としました。

また、これにより「ｃ」評定とした具体的指標が含まれる平成19年度緑資源幹線林道事業(第2-2)の「(1)事業の重点化」及び「(2)事業の実施の高度化」の２つの評価単位については、目標の達成割合を踏まえ「ｓ」又は「ａ」評定とした他の具体的指標と併せ、評価基準等に定めたウエイト付けに基づき評価単位の評価を求めた結果、いずれも自己評価としては「ｂ」評定としました。

⑶ なお、平成19年度自己評価において不実施となった業務の影響から「ｂ」評定とした⑵の２つの評価単位については、中期目標期間全体では包含される具体的指標の達成割合が目標の一定水準（80%）以上に達していることから、評価基準等に基づき評価単位の評価を求めた結果、いずれも自己評価としては「ａ」と評定しました。

平成19年度・中期目標期間　自己評価を「ｄ」評定とした４評価単位　　（別紙）

評価単位	平成18年度　自己評価・委員会評価	平成19年度　自己評価	中期目標期間　自己評価
第1-2 執行体制の整備	【自己評価】 （２つの具体的指標を「ａ」評定と評価した旨の記述に続いて） しかしながら、平成18年度に発生した入札談合事件を、未然に防止する執行体制が不十分であったと判断したことから評価単位の評価は「ｄ」とした。 【評価委員会評定】「ｄ」	【自己評価】 （２つの具体的指標を「ａ」評定と評価した旨の記述に続いて） しかしながら、平成19年度においては、平成18年度に発生した入札談合事件により元役職員が有罪判決を受け、関係職員の処分も実施するなど、極めて遺憾な事態を招いた。 このため、入札制度改革等の再発防止対策を講じたが、こうした事態を招いたことを厳粛に受け止め、入札談合事件と強い関連性を有する本評価単位の評価は「ｄ」とした。	【自己評価】 （３つの具体的指標を「ａ」評定と評価した旨の記述に続いて） しかしながら、平成18年度に発生した入札談合事件を、未然に防止する執行体制が不十分であったと判断したことから評価単位の評価は「ｄ」とした。
第1-3 業務の効率的処理	【自己評価】 （５つの具体的指標を「ａ」評定と評価した旨の記述に続いて） しかしながら、平成18年度に入札談合事件が発生し、契約・入札業務の適切な運営が不十分であったと判断したことから評価単位の評価は「ｄ」とした。 【評価委員会評定】「ｄ」	【自己評価】 （５つの具体的指標を「ａ」評定と評価した旨の記述に続いて） しかしながら、平成19年度においては、平成18年度に発生した入札談合事件により元役職員が有罪判決を受け、関係職員の処分も実施するなど、極めて遺憾な事態を招いた。 このため、入札制度改革等の再発防止対策を講じたが、こうした事態を招いたことを厳粛に受け止め、入札談合事件と強い関連性を有する本評価単位の評価は「ｄ」とした。	【自己評価】 （９つの具体的指標を「ａ」評定と評価した旨の記述に続いて） しかしながら、平成18年度に入札談合事件が発生し、契約・入札業務の適切な運営が不十分であったと判断したことから評価単位の評価は「ｄ」とした。
第2-2 緑資源幹線林道事業 (3) コスト縮減	【評価委員会の意見等】 ・　本評価単位は、ａ評価の実績内容を示しているが､談合問題を生じており､コスト視点からも厳しい評価は止むを得ない。 ・　コスト縮減の目標値を達成していることは評価できる。 ・　コスト縮減の定量目標は達成しているかに見えるが、発注価格決定プロセスにおいて、談合問題が発生していることから、達成実績数値の信憑性に疑念を抱かざるを得ないものとなっている。 【評価委員会評定】「ｄ」　（←自己評価「ａ」）	【自己評価】 本評価単位は、ａ評価の実績内容を示しているが、平成19年度においては、平成18年度に発生した入札談合事件により元役職員が有罪判決を受け、関係職員の処分も実施するなど、極めて遺憾な事態を招いた。 このため、入札制度改革等の再発防止対策を講じたが、こうした事態を招いたことを厳粛に受け止め、入札談合事件と強い関連性を有する本評価単位の評価は「ｄ」とした。	【自己評価】 本評価単位は、ａ評価の実績内容を示しているが、平成18年度に発生した入札談合事件を踏まえれば、コスト縮減の観点からも厳しい評価とすることはやむを得ないものと判断したことから評価は「ｄ」とした。
第7-1 人事に関する計画	【自己評価】 （２つの具体的指標を「ａ」評定と評価した旨の記述に続いて） しかしながら、平成18年度に発生した入札談合事件は、人事管理上にも問題があったと判断したことから評価単位の評価は「ｄ」とした。 【評価委員会評定】「ｄ」	【自己評価】 （２つの具体的指標を「ａ」評定と評価した旨の記述に続いて） しかしながら、平成19年度においては、平成18年度に発生した入札談合事件により元役職員が有罪判決を受け、関係職員の処分も実施するなど、極めて遺憾な事態を招いた。 このため、組織・人事の見直しを含む再発防止対策を講じたが、こうした事態を招いたことを厳粛に受け止め、入札談合事件と強い関連性を有する本評価単位の評価は「ｄ」とした。	【自己評価】 （２つの具体的指標を「ａ」評定と評価した旨の記述に続いて） しかしながら、平成18年度に発生した入札談合事件は、人事管理上にも問題があったと判断したことから評価単位の評価は「ｄ」とした。

（中期目標期間）
第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
２　執行体制の整備

（問２）談合事件等があった事は、執行体制の問題があったからと判断せざるを得ない。

（説明）
今回の問題の発生要因としては、林道部門において、入札契約業務の一部を業務担当部局により執行していたこと、指名競争に偏重した契約制度及びコンプライアンス意識の欠如等によるものと考えています。

平成１９年度においては、入札契約契約事務の一部を本部、地方建設部とも経理部門に移管し入札契約事務の執行体制の整備を図ったところであります。

平成２０年度においては、
① 緑資源機構が廃止となり、各事業が厳しく見直しされたこと
② 評価委員会等から組織及び執行体制に関する指摘があること
③ 移管事業の内容・規模に応じた必要最小限の執行体制とする必要があること
等から、本部組織については、5部・1室（JIRCASへ承継された海外事業部を除く。）体制を4部1室に再編、併せて18課１室体制を11課に縮減を図りました。

監査部門については、入札談合再発防止対策実施方針に基づき、内部監査体制の強化に加えて、職員への法令遵守などのコンプライアンスの一層の推進を図るため監査室の体制を整備・強化し、併せて名称もセンターコンプライアンス室としました。

地方組織については、緑資源幹線林道事業を所管していた全国８つの地方建設部の全てを廃止、整備局ついては、農用地部門の計画課と農用地業務課を1課に統合再編、水源林造成事業及び保全調整業務に係る契約業務を一元的に所掌する契約課を新設しました。

特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る建設事業所等については、現在実施中の各区域の事業完了時に、当該区域の事業所を順次、

速やかに廃止して行く予定であります。（平成１９年度末をもって事業完了した、泉州東部建設事業所（ 農用地総合整備事業：大阪府）については、年度末をもって閉所済。）

　また、平成１９年度の勤務評定については、法令遵守の姿勢を重視し、評定を行っております。なお、第二中期計画（平成20年度以降）において、組織の活性化と実績の向上を図る観点から、新たな評価制度の導入を検討することとしています。

３　業務の効率的処理

（問３）
・コンプライアンス教育などの研修が行われていたにもかかわらず問題が起きている。研修は形だけで効果がなかったということである。
・業務の効率的処理は事業体として当然の努力であるが、一部職員がコンプライアンスを遵守できなかったことの重要性を再認識させられる。

（説明）
コンプライアンス教育及び研修については、入札談合事件を発生させたことを深く反省し、再発防止対策として「緑の行動規範」及び「コンプライアンスマニュアル」を作成し平成１９年１１月～１２月に全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し法令遵守の周知徹底を図ったところです。
この他、理解度確認テストの実施、並びにニュースレターにコンプライアンスに関するニュースを全職員に発信するなど、コンプライアンスに対する意識の高揚を図りました。

平成２０年度においてもこうした取り組みに加えて、引き続きコンプライアンスを更に一層推進・徹底するため、外部有識者を含めたコンプラアンス推進委員会を新たに設置し、取り組み体制の整備を図ると共に、職員に対する法令遵守や倫理教育を徹底することとしています。

第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　水源林造成事業

（３）事業実施コストの縮減

（問４）目標達成に至らない項目もある。

（説明）

＜中期目標期間評価単位シート記載＞

中期目標期間の目標１５%のコスト縮減を確実に達成するため、「緑資源機構コスト構造改革プログラム」に基づき、中期目標期間における各年度の目標値に対し、全ての年度で目標を達成するとともに、終了時目標を達成し、造成コストを縮減し、効率的な事業実施を図りました。

［コスト縮減］

	Ｈ１５年度	Ｈ１６年度	Ｈ１７年度	Ｈ１８年度	Ｈ１９年度
年度計画	２％	１０％	１１％	１３％	１５％
実　　績	２．７％	１０．２％	１１．７％	１３．８％	１６．４％
達成割合(%)	１３５	１０２	１０６	１０６	１０９

２　緑資源幹線林道事業

（１）事業の重点化の実施

（問５）地域活性化の効果を具体的にもっとＰＲする必要がある。

（説明）

緑資源幹線林道の完成区間、完成路線については、その都度、広報誌「みどりのとびら」にてＰＲを行ってきたところです。

また、地域活性化の効果については、政策評価法に基づき林野庁が路線単位で実施する「完了後の評価」のなかで検証することとなるが、旧緑資源機構としても、林道の開設効果の具体例について、これまで「林道研究発表会」での発表や広報誌への掲載、広報ビデオやパンフレットの作成・配付等、積極的にＰＲを行ってきたところです。

（２）事業の実施手法の高度化のための措置

（問６）
・新技術・新工法の開発、集合研修は今後とも継続されたい。
・これまで培った技術・工法の継承に努力して欲しい。

（説明）

緑資源幹線林道事業の廃止に伴う措置として、道県を実施主体とし、旧緑資源幹線林道を継承またはこれを見直した路網の整備等を実施する国の補助事業として「山のみち地域づくり交付金」が創設されたところであり、当該事業の実施にあたっては、森林農地整備センターから道県へ、必要な技術支援を行うこととしている。

また、緑資源幹線林道事業において蓄積された技術等については、森林農地整備センターが実施する分収造林事業等における作業道等基盤整備の実施において継承・活用していきたい。

３　特定中山間保全整備事業

（１）計画的で的確な事業の実施

（問７）計画どおり実施されたが、土地利用、食糧自給率向上への寄与、環境保全､景観保全の観点からも事業の社会的意義を自己評価されたい。

（説明）

中期目標期間に係る評価では、中期目標及び中期計画の「計画的で的確な事業の実施」等の達成状況について、中期計画及び毎年度の年度計画を指標として評価することとしています。

なお、機構事業における特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、農林水産省の政策評価として、政策の効果を把握するための事業評価（①事前評価、②再評価（期中の評価）、③事後評価（完了後の評価））の対象となっており、区域ごとに評価が実施されています。これらの評価結果については、機構（森林総研）のホームページに掲載し公表しています。

（２）事業の実施手法の高度化のための措置

（問８）農林業一体となった木材利用の推進を今後も地域に普及されたい。

（説明）

農林業用道路工事などにおける木材使用については、道路予定管理者（市町村）などと使用方針の協議を行った上で施工しており、この協議を通じて普及をしています。

４　農用地総合整備事業

（１）計画的で的確な事業の実施

（問９）広い視野での事業の総合評価が必要。

（説明）

中期目標期間に係る評価では、中期目標及び中期計画の「計画的で的確な事業の実施」等の達成状況について、中期計画及び毎年度の年度計画を指標として評価するものであり、事業についての総合的な評価を行うものではありません。

なお、機構事業における特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、農林水産省の政策評価として、政策の効果を把握するための事業評価（①事前評価、②再評価（期中の評価）、③事後評価（完了後の評価））の対象となっており、区域ごとに評価が実施されています。これらの評価結果については、機構（森林総研）のホームページに掲載し公表しています。

（２）事業の実施手法の高度化のための措置

（問１０）これまでに培った技術・工法の継承に努力してほしい。

（説明）

事業実施を通じて得られた技術・工法などに関する情報や事例について、事例集の作成、機構（森林総研）内での技術検討委員会、イントラネット、発表会などを通じて、情報の共有化を図り、更なる適用に向けて啓発を行っています。また、技術情報誌への投稿、講演会での発表等により、外部に対する情報発信を行っています。

環境の保全に配慮した事業の実施、木材使用や再生材の利用については、毎年度、「環境報告書」にも取りまとめ、取組内容を機構（森林総研）のホームページに掲載し公表しています。同様に、事業実施コストの縮減についても、「独立行政法人緑資源機構コスト構造改革プログラムに基づく総合コスト縮減実績について」として公表しています。

６　情報提供の充実

（問１１）ホームページは技術情報の充実が望まれる。

（説明）

機構のホームページには、業務及び運営に関する透明性の確保を図り国民の理解を深めるため、従来から、環境の保全に配慮した事業の実施、木材使用や再生材の利用については、毎年度、「環境報告書」に取りまとめ、機構（森林総合研究所）のホームページにおける「情報公開」のページに掲載し公表しています。同様に、事業実施コストの縮減の実績についても、「独立行政法人緑資源機構コスト構造改革プログラムに基づく総合コスト縮減実績について」として公表しています。

ホームページに対する技術情報の充実として、現行のイントラネットに掲載している次の技術情報などをホームページでも掲載することを検討しています。

①　新技術・新工法の導入実績
②　間伐材等の木材使用の事例
③　技術発表及び投稿等の実績

今後とも、森林総合研究所森林農地整備センターのホームページ等により情報の発信、ＰＲに積極的に取り組んで参りたいと考えています。

（問１２）
・ホームページアクセス数が増えたのは、機構の努力ではなく談合問題が起因していると思う。
・HPアクセス件数の算出が過大ではないかと思われる。
・小学校等への出張講座実施に対する取組みが十分とはいえない。

（説明）

中期目標期間において、ホームページに各種情報を迅速に掲載、更新し、充実させることにより利用者に繰り返しアクセスされるよう情報の提供を行い、年間のアクセス件数を平成１４年度の実績約５万件から中期目標期間最終年度に倍増させることとしています。【参考２：他独法の例】。

これまでのアクセス件数の推移【参考１】を見ると、公正取引委員会の立入検査を受けた平成１８年度の１０月以降では、同年１０月～平成１９年１月及び平成１９年５月～６月に談合事件の影響が増加の一因と考えられます。また、中期計画期間中で見れば２年毎に更新される入札参加資格の登録を目的としたアクセスが、平成１６年度の１２月～１月と平成１８年度１２月～１月に増加していることも要因と考えらます。

そこでこれらが影響する時期を除いた７～９月及び２～３月のアクセス件数を平成１７年度以降について比較すると、前年度同月に比べ増加傾向が見られます。更に、特殊要因を除いた年度別アクセス件数で見ても増加傾向にあります。こうしたことは、機構業務の各種情報提供の充実も一因ではないかと考えられますが、今後とも、出張講座等を含め情報の発信、十分な情報公開に積極的に取り組んで参りたいと考えています。

【参考１】　＜推移グラフ＞

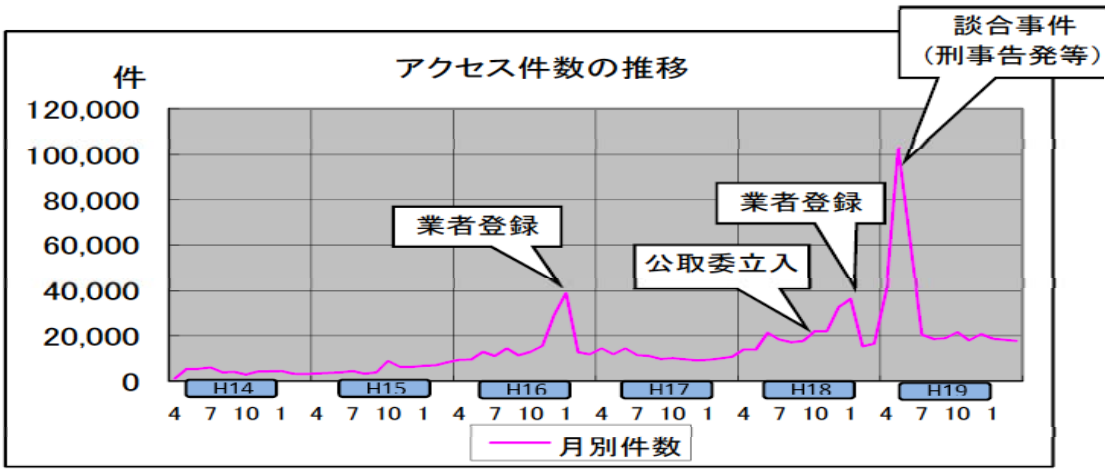

＜年度別アクセス件数＞

	H１４年度	H１７年度		H１８年度		H１９年度	
	件数	件数	１４年度比	件数	１４年度比	件数	１４年度比
4月	1,121	14,532	1296.3%	14,067	1254.9%	39,744	3545.4%
5月	5,434	11,832	217.7%	13,886	255.5%	102,882	1893.3%
6月	5,515	14,490	262.7%	21,348	387.1%	62,870	1140.0%
7月	6,014	11,562	192.3%	18,392	305.8%	20,609	342.7%
8月	3,867	11,146	288.2%	17,149	443.5%	18,674	482.9%
9月	4,195	9,805	233.7%	17,788	424.0%	18,945	451.6%
10月	2,931	10,179	347.3%	22,123	754.8%	21,648	738.6%
11月	4,297	9,641	224.4%	22,158	515.7%	17,969	418.2%
12月	4,398	9,184	208.8%	32,623	741.8%	20,846	474.0%
1月	4,465	9,423	211.0%	36,409	815.4%	18,731	419.5%
2月	3,250	10,064	309.7%	15,315	471.2%	18,215	560.5%
3月	3,200	10,801	337.5%	16,616	519.3%	17,786	555.8%
計	48,687	132,659	272.5%	247,874	509.1%	378,919	778.3%
特殊要因除く合計	（H16 年度）122,147	132,659		134,561		213,167	

業者登録時期（平成 16 年度計 190,147 件（H16.12 月:29,072 件、H17.1 月:38,888 件））

事件報道の影響と考えられる

■　アクセス数については、トップページを通過した数字で比較している。

【参考２】

＜他独法のホームページアクセス件数目標設定＞

独立行政法人名	目　　標　　設　　定
【農林水産省関係】	
水産総合研究センター	年間アクセス件数を、現状の10万件から新たに立ち上げるホームページについて17年度に11万件になるようにする。
農畜産業振興機構	ホームページの年間アクセス件数が140万件になるようにする。（平成14年度実績：140万件）
農林漁業信用基金	中期計画期間毎年度平均で6,000件以上のアクセス件数となるようにする。
【その他の省庁】	
日本学術振興会	中期計画終了時に、年間のアクセス件数を20%以上増加させる。（平成14年度実績：約1,360万件）
日本学生支援機構	年間アクセス件数を1,400万件以上確保する。
海洋研究開発機構	ホームページを週１回以上更新し、年間アクセス450万件以上（平成14年12月～15年11月実績445万件／年）の閲覧を確保する。
防災科学技術研究所	随時更新し、各種のデータベースへのアクセスを含め年間1000万以上のアクセスを確保する。
経済産業研究所	ホームページのヒット件数を毎年30万件以上確保する。
日本原子力研究開発機構	ホームページの質及び量を充実し各年度の平均月間アクセス数5万回以上を確保する。
中小企業基盤整備機構	アクセス数を本中期計画満了時において年間1100万件以上（15FY実績；970万件）とする。FY：会計年度
原子力安全基盤機構	ホームページのヒット件数を毎年１万件程度確保する。

第３　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

財投借入金から段階的に脱却するとともに、出資金方式から補助金方式へ切り替えるための取り組み（造林勘定）

（問１３）社会に対する費用対効果の説明が必要。

（説明）

水源林造成事業においては、「緑資源機構コスト構造改革プログラム」を策定し、それに基づき、施業基準・設計の見直しや新技術の活用などのコスト縮減に取り組み、平成１９年度は、平成１４年度比で、１６．４%の総合的なコスト縮減を達成しました。

また、平成２０年度以降も、政府のコスト改善政策を踏まえ、引き続き効果を維持しつつ、コスト縮減を図って行く予定であります。

事業の費用対効果については、林野庁が、林野公共事業の事業評価実施要領（平成12年3月13日12林野計第73号）に基づき実施している事前評価及び期中評価により、検証されております。

第４　短期借入金の限度額

（問１４）計画どおりに行かなかったことの評価である。

（説明）

平成１５年度から１８年度においては短期借入をすることはなかったが、平成１９年度当初において、農林水産省の基本姿勢として緑資源機構を平成１９年度末で廃止することが表明され、長期借入を予定していた時期に権利義務の承継について整理中であったことから、長期借入が平成１９年度途中にできなくなった。

このことから、平成１９年度において、事業を行うため最低限必要な資金を短期借入により調達し事業を実行することができたことから、ａ評価としたところである。

なお、この短期借入金は、市場金利と比較して、低利な財政融資資金を借り入れることができ、年度末までに長期借入金に借り換えたところである。

第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

１　人事に関する計画

（問１５）長年の入札談合があったことは、職員の配置において問題があったことが、見過ごされたことに起因したことであり、人事に大きな問題があったと思われる。

（説明）

平成１８年度に発生した入札談合事件については、入札制度改革委員会の中間取りまとめを受け、平成１９年度４月１日付けで組織規定の一部改正をし、入札契約事務を事業部門から経理部門に移管して牽制体制を強化しました。また、事務職と技術職の職種間交流や森林部門と農用地部門の部門間交流を行い、組織だけでなく人事においても牽制体制の強化を図りました。今後においても、こうした取組みの定着・強化に努めていく考えです。

平成１９年度評価

追加資料

独立行政法人緑資源機構

（独立行政法人森林総合研究所）

目　　次

【林野分科会ＷＴ（Ｈ２０．７．２９）提出】

（問１）　評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。
　法人は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか。　・・・・１

（問２）　評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証がなされているか。　・・・・１

（問３）　法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか。
　評価に際し、整理合理化計画等、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針（随意契約の見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化）を踏まえて、必要な検討が行われているか。　・・・・１

（問４）　法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。・・・・２

（問５）　欠損金、剰余金、不良債権及び交付金債務の状況と対応いかん。　・・・・２

（問６）　既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項への対応状況如何。　・・・・２

（問７）　省の評価委員会の既往の評定・評価結果への対応状況如何。　・・・・３

（問８）　独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営如何。　・・・・３

（問９）　類似の業務を行っている法人等があるか。　・・・・３

【林野分科会（Ｈ２０．８．２０）提出】

（問１０）公共調達の適正化への取組状況如何（18.8.25財務大臣通達の各項目への取組状況）。 ・・・・４

（問１１）入札・契約の適正な実施について、監事による徹底的なチェックの実施状況如何。 ・・・・４

（問１２）入札・契約の適正な実施について、会計監査人による徹底的なチェックの実施状況如何。 ・・・・４

（問１３）法人の業務方法書又は会計規程等における、随意契約の基準の具体的な規定及びＨＰ上での公表状況如何。 ・・・・５

（問１４）一定額以上の随意契約（理由等を含む）について、ＨＰ上での公表状況如何。また、ＨＰ上で公表する旨の業務方法書又は会計規程等への盛り込み状況如何。 ・・・・７

（問１５）一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し状況如何。 ・・・・７

（問１６）契約に係る情報公開等を通じた業務運営の一層の効率化の状況如何。 ・・・・７

（問１７）競争入札及び随意契約の件数、金額、予定価格、落札率、競争入札等に移行した事例、随意契約によることとした理由、随意契約締結先の同一所管公益法人における法人出身役員数等の把握・公表状況如何。 ・・・・７

（問１８）「随意契約見直し計画」策定状況及び実施状況如何。 ・・・・８

（問１９）入札・契約に係る事務の執行状況如何（適正に執行されているかどうか）。 ・・・・８

（問２０）法人の長について、
（１）入札・契約の適正実施確保の取組について、法人業務を総理する立場からの法人の業務運営の適正の確保への取組状況如何。 ・・・・８

（２）入札・契約の適正実施確保に関して ・・・・９

①職員の契約事務の執行の監督状況如何
②契約事務を規律する規定等の整備状況如何

③経理や監査に係る必要な体制整備状況如何

（問２１）監事について、
（１）法人業務を監査する立場からの法人の業務運営の状況のチェック状況如何。 ‥‥１０

（２）入札・契約の適正実施確保に関して ‥‥１０
①個々の契約事務の適正な執行がなされているかのチェック状況如何
②契約事務を規律する規程のチェック状況如何
③経理や監査に係る体制のチェック状況如何

【林野分科会ＷＴ（Ｈ２０．７．２９）提出】

（問１）　評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。
　　法人は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか。

（答）

　評価シート等を作成する中で業務実績等について説明責任を果たすことができるよう努めていますが、評価シート等について各委員から頂いた意見・質問等に対しては、今般、補足資料を提出させて頂いたところです。

（問２）　評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証がなされているか。

（答）

　評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかについて、改めて検証するため、平成19年度の目標達成率が特に高かった具体的指標を対象に、別紙１のとおり状況を整理したところです。

　これらの具体的指標は、いずれも、目標設定時には想定できない状況が生じたこと、あるいは、目標設定後の取組努力が想定以上の効果を上げたことから目標を大きく上回る成果が得られたものと考えられ、目標・計画の設定は適当であったと考えています。

（問３）　法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか。
　　評価に際し、整理合理化計画等、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針（随意契約の見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化）を踏まえて、必要な検討が行われているか。

（答）

　随意契約の見直し、給与水準の見直し等については、評価シート及び参考資料の中で取組状況を整理しています。

　このほか、整理合理化計画に基づく取組全般について、今般、別紙２のように対応状況を整理しました。

（問４）　法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。

（答）

平成19年度においては、一般競争入札への切替など入札制度改革に取り組むとともに、整理合理化計画に基づく法人・事業の廃止等の措置を講じました。

こうした措置は、平成18年度に発生した入札談合事件を発端とするものではありますが、結果として既往の方針に留まらない形で事務・事業の実施方法の効率化や実施体制の簡素化をもたらす効果を生んでいるものと考えています。

（問５）　欠損金、剰余金、不良債権及び交付金債務の状況と対応如何。

（答）

平成19年度においては、欠損金、不良債権及び交付金債務については該当がありません。

剰余金の状況と対応の考え方については、平成20年６月23日林野分科会の際に提出した資料２－１「平成19年度評価単位自己評価シート（資料集）」の末尾に掲げた「平成18年度業務実績評価における総務省政策評価・独立行政法人評価委員会意見への対応」の中で整理しています。

（問６）　既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項への対応状況如何。

（答）

平成20年６月23日林野分科会の際に提出した資料２－１「平成19年度評価単位自己評価シート（資料集）」の末尾に掲げた「平成18年度業務実績評価における総務省政策評価・独立行政法人評価委員会意見への対応」の中で整理しています。

（問７）　省の評価委員会の既往の評定・評価結果への対応状況如何。

（答）

平成20年６月23日林野分科会の際に提出した参考資料２－３「平成18年度業務実績評価結果通知後の対応状況」の中で整理しています。

（問８）　独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営如何。

（答）

整理合理化計画に基づき制定された「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」が平成20年４月１日付けで施行され、同日、緑資源機構は解散し、水源林造成事業等については森林総合研究所が承継しました。

森林総合研究所における水源林造成業務等の実施に当たっては、研究所の中期計画及び平成20年度計画（平成20年６月23日林野分科会の際に提出した参考資料１－４）の中で当面の計画事項を定めています。

（問９）　類似の業務を行っている法人等があるか。

（答）

緑資源機構については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年８月10日閣議決定）に基づく事業類型分類において、「公共事業執行型」の独立行政法人と分類されています。

同類型に分類される他の独立行政法人（３）は、公共道路、鉄道、ダム、市街地の整備改善等の事業を行っているものであり、実施業務は緑資源機構が行ってきた水源林の造成、農用地の整備等とは類似していないものと考えています。

平成19年度評価において目標達成率が特に高かった具体的指標

別紙1

中項目	業務運営の効率化による経費の抑制			水源林造成事業	緑資源幹線林道事業
小項目	一般管理費の削減	人件費の削減	事業費の削減	実施手法の高度化のための措置	実施手法の高度化のための措置
小小項目				丸太組工法の推進	木材使用の推進
中期計画	13%削減(対H14)	2%以上削減(対H17)	10%削減(対H14)	64%	2倍(対H14)
19年度計画	13%以上削減	2%以上削減	10%削減	64%以上	2．0倍
19年度実績	18．3%削減	8．5%削減	16．9%削減	77．7%	2．84倍
達成率(%)	141	425	169	121	142
計画設定の検証結果	計画的な要員の削減,、調達コストの削減等により、目標を大きく上回ることとなった。要員の削減のほか、給与構造改革においても国家公務員の新設手当の不採用や期末勤勉手当での抑制対策、経費の節減、競争原理の活用による調達コストの削減等、自助努力により目標を大きく上回ることが出来た。	新規採用職員を抑制したことに加え、予め想定できなかった定年前退職者等が生じた。また、給与構造改革においても国家公務員の新設手当の不採用や期末勤勉手当での抑制対策等、自助努力により目標を大きく上回ることが出来た。	当初は各事業において業務運営の効率化により削減し、10%を達成する見込みであったが、緑資源幹線林道事業の独法事業としての廃止に伴い、平成19年度実績においては、事業費が減少することとなったため、目標を大幅に上回ることとなった。	各整備局における現地検討会の開催等丸太組工法の普及･定着に係る取組を積極的に実施したことなどから、目標を大きく上回ることができた。	緑資源幹線林道事業における木材使用量は、単位延長(林道の開設延長)当たりの使用体積を指標とし、農林水産省木材利用拡大アクションプログラムを参考として、中期目標期間中に平成14年度の2倍(18．3m3/Km→37．0m3/Km)とする計画を策定したところである。 これまで、平成15～18年度は、それぞれ1．3倍、1．5倍、1．8倍、1．9倍と計画し、木材の利用拡大に努めてきており、中期目標期間の最終年度である平成19年度は、対14年度比2倍を計画したところである。 一方、緑資源幹線林道事業は、平成19年度限りで廃止されることとされたことから、平成19年度事業については、地方公共団体への円滑な移管に資するための工事として、主に仕上げ工事を実施した。 このことから、平成19年度は、年度当初の計画策定時と比べて、開設延長が短くなった事、結果として開設延長に対する丸太法面伏せ工等の割合が高くなったことから、単位延長あたりの木材使用量が、計画より大幅に多くなったものである。

中項目	緑資源幹線林道事業		農用地総合整備事業		人事に関する計画
小項目	実施手法の高度化のための措置		実施手法の高度化のための措置		常勤職員数
小小項目	再生ｱｽﾌｧﾙﾄの利用の推進	舗装用再生骨材の利用の推進	木材使用の推進	舗装用再生骨材の利用の推進	
中期計画	中期全体50%以上	中期全体50%以上	1．5倍(対H14)	中期全体50%以上	795人→720人（▲9．4%）
19年度計画	50%	50%	1．5倍	60%	720人（▲9．4%）
19年度実績	78．2%	78．1%	6．8倍	100%	698人（▲12．2%）
達成率（%）	156	156	453	167	130
計画設定の検証結果	緑資源幹線林道事業における再生アスファルトの使用は、アスファルト全体使用量に対する再生アスファルト使用量の割合を指標とし、平成14年度以前の使用量を参考として、中期目標期間全体で50%以上とする計画を策定したところである。 平成19年度においては、使用割合50%以上を計画し、再生材の確保に努めた結果、地域ごとに大きなバラツキがあるものの（17%～100%）、緑資源幹線林道事業全体では、計画を大きく上回る事ができたものである。	緑資源幹線林道事業における再生骨材の使用は、骨材全体使用量に対する再生骨材使用量の割合を指標とし、平成14年度以前の使用量を参考として、中期目標期間全体で50%以上とする計画を策定したところである。 平成19年度においては、使用割合50%以上を計画し、再生材の確保に努めた結果、地域ごとに大きなバラツキがあるものの（0%～100%）、緑資源幹線林道事業全体では、計画を大きく上回る事ができたものである。	間伐材や現場発生木材を事業で利用するよう、機構における木材使用の事例集を作成し、木材を多様な用途に用いるよう努めているが、当該年度の木材使用が可能な工事の有無により、木材使用量に差が出る。 平成19年度には、環境保全対策施設（土留工、土砂流出防止柵、小動物通路）や安全施設（転落防止柵）など、木材を多様な用途に用いるよう努めた結果、目標を上回る使用ができた。	近年、再生骨材の供給が進んできたが、必ずしも事業実施区域の全域で供給されてはいない。 再生骨材の供給が可能であれば、標準仕様材として利用を進めた結果、平成19年度は供給可能地のみであったため、高い利用割合（全量使用）となった。	新規採用職員を抑制したことに加え、予め想定できなかった定年前退職者等が生じたことから目標を上回る実績となった。

別紙２

整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に係る緑資源機構の対応

整理合理化計画	緑資源機構の対応	備　　考
Ⅱ　各独立行政法人の事務・事業及　び組織等について講ずべき措置 1　検討の基本的考え方 (1) 事務・事業の見直し等 【緑資源幹線林道事業】 　独立行政法人の事業としては廃止する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律により、機構が実施する事業としては廃止した。 なお、森林総合研究所中期計画において、「機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する」ための保全管理業務を行うこととした。	
【水源林造成事業】 　費用対分析の方法の在り方については抜本的に検討するとともに、水源林造成事業が国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に承継される予定の平成22年4月の前までに、事業の在り方がより適切なものとなるよう抜本的に見直す。 　具体的には、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつその結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討するほか、今後の新規契約については、公益的機能を高度に発揮させる観点から、事業のリモデルを行い、契約内容・施業方法を抜本的に見直すこととし、設立が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が継承されるまでの間に、検証を行いつつ、その検証結果に基づき、同独立行政法人においてその本格的な導入を行う等の措置を講じる。	森林総合研究所中期計画において、「水源かん養機能等の森林の有する公益機能持続的かつ高度に発揮させる観点から、今後の新規契約については契約内容・施業方法を見直し、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業内容に限定した契約とする。なお、平成21年度までの間は、新たなモデルの検証期間とし、その契約状況等について検証を行い、本格的な導入への対応を進める。また、既契約分については、長伐期化、複層林化などの施業方法の見直し等により、公益的機能の高度発揮を図る。」こととし、必要な措置を講じることとしている。	
【特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業】 　現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。	森林総合研究所中期目標期間に事業実施中の区域が全ては完了しないため、中期目標の「特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の実施」の前	

	文に「なお、両事業については、実施中の区域の事業完了をもって廃止する。」という記述が記載され明確化された。	
【海外農業開発事業】 　独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律により、業務は国際農林水産業研究センターに承継された。	
(2) 法人の廃止、民営化等 【法人形態の見直し】 　平成19年度限りで法人を廃止する。 【組織体制の整備】 　各事業の廃止時のスケジュールに合わせ、必要最小限の実施体制へ再編する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律により、機構は平成19年度限りで法人を廃止した。 　森林総合研究所中期計画に、「機構から承継した地方事務所については、中期目標期間中に事業が終了する６建設事業所について廃止するとともに、事業の進展、事業の内容・規模に応じた業務実施体制に整備する。」こととし、必要最小限の実施体制に再編することとしている。	
(3) 統合、他機関・地方への移管	－	
(4) 非公務員化	－	
Ⅲ　独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置 １　独立行政法人の効率化に関する措置 (1)　随意契約の見直し ①　独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。	当機構における入札制度等改革委員会の「入札制度等に関する改革方向」の中間取りまとめ等を踏まえ、平成１９年度から機構の発注する業務の入札については、少額の場合又は随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、すべて一般競争入札により実施している。	
②　各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で平成１８年度に締結した競争	競争契約及び随意契約の内容、随意契約によることとした理由等については、ホームページで公表を行っているとともに、随意契約の点検・見直しの	

性のない随意契約約１兆円のうち、約７割（０．７兆円）を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。 ③　各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募による場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	結果及び随意契約の見直し計画についてもホームページで公表し、入札・契約の適正な実施に取り組んでいる。 随意契約見直し計画の実施状況は、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、平成１９年度から一般競争入札に移行済みであり、これに加え、以下の措置等を行うこととしている。 ①　総合評価方式の導入拡大 公共工事の設計、調査、システム関係等の業務について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを平成２０年度に策定。 ②　入札手続きの効率化 一般競争入札の拡大に伴う競争契約における透明性を図るため電子入札を平成１９年度に試行し、平成２０年度に導入。	
④　随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	監事による監査については、入札・契約の適正な実施について監査対象事務所から事前に提出させた入札・契約に関する書類（入札状況調査表等）による事前書面監査の実施と監査対象事務所の現地において入札・契約から検査までの経過における合規性について実地監査した結果、会計規程及び入札・契約に関する諸規程等に則り、適正に実施していたと認められた。 また、会計監査人による監査については、法人単位財務諸表並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査が行われており、監査関連証憑として入札書類等を会計監査人が確認している。具体的には会計帳票等から抽出した契約について、適正に実施されているか確認するとともに、現地において契約の進捗状況などを確認している。	
⑤　各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。	競争契約及び随意契約の内容、随意契約によることとした理由等については、ホームページで公表を行っているとともに、随意契約の点検・見直しの結果及び随意契約の見直し計画についてもホームページで公表し、入札・契約の適正な実施に取り組んでいる。	
⑥　総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。	－	
(2) 保有資産の見直し ①　各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等	業務運営の効率化による経費抑制の観点から、機構が保有する職員宿舎については可能な限り有効利用するとともに、修繕・維持経費等を勘案し、平成19年度において2物件（職員宿舎）の土地及び建物について財産処分を実施	

を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。 ② 各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。	した。 なお、一部の職員宿舎等においては、売却することとしていたが財務省協議の結果、国に承継することとしている。 今後、現所在地に保有する職員宿舎等については、利便性、必要性等も含め検討を行うこととする。	
③ 各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。	－	
④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	平成２０年度監事監査において対応予定。	
(3) 官民競争入札等の積極的な適用 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	－	
(4) 給与水準の適正化等 ① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。 ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り	「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成１８年度以降平成２２年度までの５年間に、国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うこととしている。	

組むこと。	このため、平成１９年度の常勤役職員の給与、報酬等の支給総額の削減については、計画的な要員の削減等により、基準年度である平成１７年度に対し▲８．５％の削減（人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）となった。 また、機構の人件費を抑制する観点から、国家公務員が給与構造改革で平成１９年度から実施した①俸給の特別調整額（機構では職務手当）の定額化について、手当が減額する場合の激変緩和措置期間を国の４年に対し機構では３年とし１年短縮、②広域異動手当について機構ではその導入を見送る措置を行うとともに、管理職員の夏期手当について、前年比▲１０％の一律削減を行うほか、年末手当についても、国の人事院勧告でプラスとなった支給率０．０５ヶ月について、全職員不実施とした。 このように機構としても出来うる限りの取り組みを進めたところであり、こういった機構の努力姿勢をも評価するなかで厳格に評価を行っているところである。 なお、平成１９年度のラスパイレス指数は１１４．１となる。（対前年比▲３．６ポイント）	
イ　主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	－	
ウ　主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	－	
エ　主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	－	
オ　各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。	役員の報酬については、給与規程等をホームページで公表している。	
②　各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。	森林総合研究所の現中期計画に、一般職員等についても新たな評価制度の導入を検討することとしている。	

③　給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	平成２０年度監事監査において対応予定。	
2　独立行政法人の自立化に関する措置 (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備 ①　業務遂行体制の在り方 ア　各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	森林総合研究所の現中期計画に、一般職員等についても新たな評価制度の導入を検討することとしている。	
イ　各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	談合の再発防止に向け、平成１９年６月に第三者で組織する「入札談合再発防止対策等委員会」を設置し、当該委員会の中間とりまとめの結果を受け、平成１９年８月に、「入札談合再発防止対策実施方針」を策定し、当該実施方針に基づいて以下のことを実施し、コンプライアンスの一層の徹底を図った。 ①「緑の行動規範」の作成 ② コンプライアンスマニュアルの作成 ③ 公益通報窓口の設置（規程の整備を含む。） ④ 発注者綱紀保持規程の制定 ⑤ コンプライアンス教育の実施（役職員全員に実施。） ⑥ 再就職審査のための委員会の設置 また、監事監査については、「入札談合再発防止対策実施方針」に従って、 ① 監査対象事務所を増加し、実施率の向上 ② 事前書面監査を実施し、効率的監査の実施 ③ 財務諸表及び決算書の監査の実施 ④ 事業の効率的運営の確保の監査のほか特に入札・契約について監査の実	

	施 するなど内部統制への監査を実施したほか会計監査人と緊密な連携と情報交換を図るとともに内部監査部門と密接な監査協力を維持するなどにより監査の品質の向上を図った。	
ウ　独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。 エ　特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	－ 今後の対応について検討する予定。	
オ　各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	林野庁ホームページにおいて、中期目標期間平成１５～１９年度事業報告書及び平成１９年度事業報告書の意見募集が行われたことからその結果を参考とする考え。	
カ　独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。	－	
②　関連法人等との人・資金の流れの在り方 ア　国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制（長の1/2、役員の1/2）は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。 イ　また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。 ウ　独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。	－ － －	
エ　各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助･取引等の状況について、一体とし	独立行政法人緑資源機構との関連法人との取引状況等については、財務諸表の付属明細により開示している。 財務諸表等については、ホームページで併せて公表している。	

ての情報開示を実施する。総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。 オ　各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。	林道事業に係る測量等業務関連の受注法人への再就職は、自粛しておりその旨、平成１９年４月に業界へ通知している。また、再就職のルールの明確化及び審査プロセスの透明化を図るため、人事検討会議を平成１９年１１月に設置し、事前審査の義務付けを図ったところである。	
カ　随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	監事による監査については、入札・契約の適正な実施について監査対象事務所から事前に提出させた入札・契約に関する書類（入札状況調査表等）による事前書面監査の実施と監査対象事務所の現地において入札・契約から検査までの経過における合規性について実地監査した結果、会計規程及び入札・契約に関する諸規程等に則り、適正に実施していたと認められた。	
③　管理会計の活用及び情報開示の在り方 ア　各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	－	
イ　各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	セグメント情報については、独立行政法人会計基準に基づき、財務諸表の附属明細書に記載するとともに、平成１９事業年度決算より事業報告書にセグメント情報を記載している。	
ウ　総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。	－	
④　監事監査等の在り方 ア　主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。	－	
イ　監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。	－	

ウ　各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。 エ　各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。	監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況及び内部統制の状況等について監査を実施するために、監査対象事務所を増加し実施率の向上、事前書面監査を実施し効率的監査の実施及び会計監査人との密接な連携を図るとともに内部監査部門と密接な監査協力を図ること等により体制整備を図った。 また、他の法人の監事と監事連絡会の部会において情報及び意見交換を行うなど連携を図った。	
オ　評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	－	
カ　監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	－	
⑤　外部監査の在り方 ア　会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。	会計監査人による監査については、法人単位財務諸表並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査が行われており、監査関連証憑として入札書類等を会計監査人が確認している。具体的には会計帳票等から抽出した契約について、適正に実施されているか確認するとともに、現地において契約の進捗状況などを確認している。	
イ　主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。	－	
⑥　事後評価の在り方 ア　主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。	－	
イ　評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	－	

ウ　評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。 エ　評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。	－ －	
オ　各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	給与水準の引き下げについては、国家公務員が給与構造改革で実施した新設手当（広域異動手当等）の不導入、人事院勧告（０．０５ヶ月）の不実施等や入札談合事件で関係職員の処分の実施によりラスパイレス指数は、昨年度実績１１７．１から１１４．１（△３．６）ポイントに低下した。さらに、入札契約執行体制について森林部門において入札契約業務の一部を業務担当部局から経理担当部局に移管し内部牽制体制の強化を行った。	
カ　現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成２０年のできるだけ早期に結論を得る。	－	
⑦　情報開示の在り方 ア　独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。 イ　国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。 ウ　独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。	情報提供等については、ホームページをリニューアルを図り、混在していた情報を組織単位（情報開示の項目の整理）に分かり易やすい構成とした。 ホームページで提供する情報については、法定公開情報のほか、契約情報等の情報入手後速やかに掲載・更新し、利用者の利便性を向上させるためページの構成を見直しているが、今後も改善に努める考え。 －	
(2) 国から独立行政法人への財政支出 国から独立行政法人への財政支出は、３．５兆円（平成１９年度当初予算ベース）であるが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国へ	平成１９年度において、自己収入を増大する取組として、次の取組を行った。 ①　分収造林地を林道事業等の用地として供する　場合、立木の損失補償金を無償としてきたとこ　ろであるが、造林勘定においては、中期目標期間全体で収支相償を図ることが重要であると認　識の下、都道府県等に対し、無償解約の有償化　を図るための取組みを行った結果、平成１９年	

の財政依存度を下げることを目指す。	度の解約件数２２８件のうち、有償解約の件数　（１９５件）の割合は、８７％となった。 ②　造林木の販売に係る収入については、木材価　格が低迷する中にあって、２８０百万円の収入を確保し、昨年と比較して２４６百万円の増額となった。	
Ⅳ　その他 １　今後の課題 　Ⅰ及びⅡで継続検討とされた課題については、原則として１年以内に結論を得るよう努める。 ２　整理合理化計画の実施 (1) Ⅰ及びⅡで取り組むこととされた事項について、原則として平成２２年度末までに措置する。 (2) 各独立行政法人の取組状況について、評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。 　また、全体の取組状況について、関係府省の協力を得て有識者会議によるフォローアップを実施する。		
３　雇用問題への対処 　独立行政法人の廃止（大幅な職員数の削減を伴う事務・事業の廃止を含む。）等に伴う職員の雇用問題について、以下のとおり対処する。 (1) 廃止等を行う独立行政法人における労使協議及び独立行政法人にまたがる労使の団体間における個々の法人の労使の独立性・自立性を尊重した協議を進めること。 (2) 他の独立行政法人（特に同一の主務大臣の所管に係る法人）及び政府関係機関等における受入れ措置等により、横断的な雇用確保に努力すること。 (3) 廃止等を行う独立行政法人の職員の受入れに協力する独立行政法人等について、行政改革推進法に規定する人件費一律削減措置の適用関係を整理すること。	平成２０年２月に関係府省による雇用対策連絡会が設置され、その指導の下、関係府省及び他法人に対し雇用対策への協力を要請しているところである。	

4　その他 　以上のほか、独立行政法人の整理合理化に関し、会計検査院の決算検査報告、研究開発を担う独立行政法人に係る総合科学技術会議の方針等において指摘等された事項について、引き続き、所要の施策の検討を進める。	－	

整理合理化計画	緑資源機構の対応	備　　考
（別表）各独立行政法人について講ずべき措置		
(1) 事務及び事業の見直し 【緑資源幹線林道事業】 　独立行政法人の事業としては廃止する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律により、機構が実施する事業としては廃止した。 　なお、森林総合研究所中期計画において、「機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する」ための保全管理業務を行うこととした。	
【水源林造成事業】 　費用対分析の方法の在り方については抜本的に検討するとともに、水源林造成事業が国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に承継される予定の平成22年4月の前までに、事業の在り方がより適切なものとなるよう抜本的に見直す。 　具体的には、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつその結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討するほか、今後の新規契約については、公益的機能を高度に発揮させる観点から、事業のリモデルを行い、契約内容・施業方法を抜本的に見直すこととし、設立が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が継承されるまでの間に、検証を行いつつ、その検証結果に基づき、同独立行政法人においてその本格的な導入を行う等の措置を講じる。	森林総合研究所中期計画において、「水源かん養機能等の森林の有する公益機能持続的かつ高度に発揮させる観点から、今後の新規契約については契約内容・施業方法を見直し、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業内容に限定した契約とする。なお、平成21年度までの間は、新たなモデルの検証期間とし、その契約状況等について検証を行い、本格的な導入への対応を進める。また、既契約分については、長伐期化、複層林化などの施業方法の見直し等により、公益的機能の高度発揮を図る。」こととし、必要な措置を講じる。	
【特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業】 　現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。	森林総合研究所中期目標期間に事業実施中の区域が全ては完了しないため、中期目標の「特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の実施」の前文に「なお、両事業については、実施中の区域の事業完了をもって廃止する。」という記述が記載され明確化された。	

【海外農業開発事業】 　独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律により、業務は国際農林水産業研究センターに承継された。	
(2) 組織の見直し 【法人形態の見直し】 　平成19年度限りで法人を廃止する。 【組織体制の整備】 　各事業の廃止時のスケジュールに合わせ、必要最小限の実施体制へ再編する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律により、機構は平成19年度限りで法人を廃止した。 　森林総合研究所中期計画に、「機構から承継した地方事務所については、中期目標期間中に事業が終了する６建設事業所について廃止するとともに、事業の進展、事業の内容・規模に応じた業務実施体制に整備する。」こととし、必要最小限の実施体制に再編する。	
(3)　運営の効率化及び自立化 【保有資産の見直し】 ・奈良水源林整備事務所は、現在の場所に立地する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討する。 ・宮ノ森分室は、平成20年度内に売却する。 ・宿舎のうち、成城のほか５件については、現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討を行い、 職員宿舎第１号（杉並区）ほか７件については事業の縮小に伴い処分の検討を行い、職員宿舎第１号（札幌市）ほか１件については平成19年度内に売却し、熊本ほか１件については平成20年度内に売却する。 ・いずみ倉庫については、借り上げとの費用対効果を含め検討する。	現在の場所に立地する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討する。 　森林総合研究所中期計画に基づく平成20年度計画において「処分する」こととしていたが、国に承継する予定である。 　現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討を行うこととする。 　職員宿舎第１号（杉並区）ほか７件については事業の縮小に伴い処分の検討を行う。 　職員宿舎第１号（札幌市）ほか１件については平成19年度内に売却した。 　熊本ほか１件については、平成20年度計画において「売却する」こととしていたが、財務省協議の結果、国に承継する予定である。 　借り上げとの費用対効果を含め検討する。	

【林野分科会（Ｈ２０．８．２０）提出】

（問１０）公共調達の適正化への取組状況如何（18.8.25財務大臣通達の各項目への取組状況）。

（答）

公共調達の適正化については、平成20年６月23日林野分科会の際に提出した、資料２－１「平成19年度評価単位自己評価シート（資料集）」に掲げた「随意契約見直し計画」の中で取組状況を整理しています。

（問１１）入札・契約の適正な実施について、監事による徹底的なチェックの実施状況如何。

（答）

入札・契約の適正な実施についての監査については、監査対象事務所から事前に提出させた入札・契約に関する書類（入札状況調査表等）による事前書面監査の実施と監査対象事務所の現地において入札・契約から検査までの経過における合規性について実地監査した結果、会計規程及び入札・契約に関する諸規程等に則り、適正に実施していたと認められました。

なお、参考として、「平成19年度監事監査結果報告書」（別紙３）を添付します。

（問１２）入札・契約の適正な実施について、会計監査人による徹底的なチェックの実施状況如何。

（答）

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター（旧独立行政法人緑資源機構）においては、会計監査人によって、法人単位財務諸表並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査が行われており、監査関連証憑として入札書類等を会計監査人が確認しているところです。

具体的には、会計帳票等から抽出した契約について、適正に実施されているか確認するとともに、現地において契約の進捗状況などを確認しています。

なお、平成20年６月23日林野分科会の際に提出した資料２－３「平成19年度財務諸表等」の中に「独立監査人の監査報告書」を添付しています。

（問１３）法人の業務方法書又は会計規程等における、随意契約の基準の具体的な規定及びＨＰ上での公表状況如何。

（答）

１．随意契約の基準の具体的な規定

随意契約の基準の具体的な規定については、以下のとおりです。

なお、以下には、旧緑資源機構の規定を掲げましたが、業務承継した森林総合研究所（森林農地整備センター）の規定も同様の内容となっております。

〇独立行政法人緑資源機構契約事務細則

(随意契約の要件)

第29条　契約担当役は、規程第19条第2項第1号の規定により、災害復旧その他緊急を要する場合において､入札に付するいとまがないときは、随意契約により契約を締結するものとする。

２　契約担当役は、規程第19条第2項第2号の規定により、次に掲げる場合には、随意契約により契約を締結するものとする。

(1) 特許権、実用新案権又は意匠権に係る契約であって、競争に付することが困難と認められる契約をするとき。

(2) 特定の設備又は技術を有する者でなければすることができない工事、製造又は調査等を目的とする契約をするとき。

(3) 電気、ガス等の事業者とこれらの供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

３　契約担当役は、規程第19条第2項第3号の規定により、次に掲げる場合には、随意契約により契約を締結するものとする。

(1) 現に契約履行中の工事、製造、物件の買入れ又は役務の提供に直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であると認められるとき。

(2) 物件の改造又は修理を当該物件の工事施工者又は納入者以外の者に施工させることが不利であると認められるとき。

(3) 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。

(4) 急速に契約を締結しなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

(5) 買入れを必要とする物件が多量であって、分割して買い入れなければ売惜しみその他の事由により価格を騰貴させるおそれがあると

き。
(6) 業者が連合して不当な競争をするおそれがあるとき。

４　契約担当役は、規程第19条第2項第4号の規定により、次に掲げる場合には、随意契約により契約を締結することができる。
(1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
(2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
(3) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
(4) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
(5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
(6) 前各号に掲げる契約以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものであるとき。

５　契約担当役は、規程第19条第2項第5号の規定により、次に掲げる場合には、随意契約により契約を締結することができる。
(1) 運送又は保管をさせるとき。
(2) 外国で契約をするとき。
(3) 国、地方公共団体その他の公法人と契約をするとき。
(4) 前各号に定める場合のほか業務の運営上、特に必要があるとき。

６　契約担当役は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約により契約を締結することができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

７　契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約により契約を締結することができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

２．随意契約のＨＰ上での公表状況

森林総合研究所森林農地整備センター（旧緑資源機構）ホームページ（http://www.green.go.jp/）上で、①独立行政法人緑資源機構会計規程②独立行政法緑資源機構契約事務細則等の情報を公表しております。

なお、平成20年度以降の公表状況についても、同様に森林総合研究所森林農地整備センター（旧緑資源機構）ホームページ（同URL）上で公表しております。

（問１４）一定額以上の随意契約（理由等を含む）について、ＨＰ上での公表状況如何。また、ＨＰ上で公表する旨の業務方法書又は会計規程等への盛り込み状況如何。

（答）

業務方法書又は会計規程等には盛り込んでいないものの、実態として一定額以上の随意契約についてＨＰ上で公表しており、その詳細は、平成20年６月23日林野分科会の際に提出した資料２－４「平成19年度契約関係資料」のとおりです。

（問１５）一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し状況如何。

（答）

平成20年６月23日林野分科会の際に提出した資料２－１「平成19年度評価単位自己評価シート」及び同「資料集」の「随意契約見直し計画」の中で整理しています。

（問１６）契約に係る情報公開等を通じた業務運営の一層の効率化の状況如何。

（答）

森林総合研究所森林農地整備センター（旧緑資源機構）のホームページ（http://www.green.go.jp/）において競争入札及び随意契約の契約状況を公表しているほか、同ホームページ上で契約関係規定、入札参加名簿及び入札監視委員会情報等の入札・契約関係情報を公開しており、これらの情報公開を通じて法人内部の事務処理や外部との窓口調整の適正化と円滑化が図られており、ひいては業務運営の一層の効率が図られていると認識しています。

（問１７）競争入札及び随意契約の件数、金額、予定価格、落札率、競争入札等に移行した事例、随意契約によることとした理由、随意契約締結先の同一所管公益法人における法人出身役員数等の把握・公表状況如何。

（答）

競争入札及び随意契約の件数、金額等の契約状況については、平成20年６月23日林野分科会の際に提出した資料２－４「平成19年度契約関係資料」に整理しています。

また、随意契約締結先の同一所管公益法人における法人出身役員数については、森林総合研究所森林農地整備センター（旧緑資源機構）ホームページ（http://www.green.go.jp/）において公表しています。

（問１８）「随意契約見直し計画」策定状況及び実施状況如何。

（答）

平成20年６月23日林野分科会の際に提出した、資料２－１「平成19年度評価単位自己評価シート（資料集）」に掲げた「随意契約見直し計画」の中で対応状況を整理しています。

（問１９）入札・契約に係る事務の執行状況如何（適正に執行されているかどうか）。

（答）

入札・契約に係る事務の執行体制については、平成20年６月23日林野分科会の際に提出した資料２－１「平成19年度評価単位自己評価シート」及び資料２－１「平成19年度評価単位自己評価シート（資料集）」の中で整理しております。

また、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を確保するため、第三者からなる委員会「入札監視委員会」を設置し、委員会の会議における議事概要を公表しています。

さらに、農林水産省において「緑資源機構の入札監視のための委員会（現、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターの入札監視のための委員会）が設置され、同委員会へ当法人が設置している「入札監視委員会」の会議内容及び資料を提出し、入札の監視が適正に行われているかが確認されています。

（問２０－１）　法人の長について、

（１）入札・契約の適正実施確保の取組について、法人業務を総理する立場からの法人の業務運営の適正の確保への取組状況如何。

（答）

平成19年度においては、第三者委員による「入札談合再発防止対策等委員会」を設置して、入札契約制度や組織・人事の見直し、コンプライアンスの徹底等を内容とする再発防止対策を取りまとめ、緑資源機構の組織を上げて全力で対策に取り組んできたところです。

このような中、法人の長たる理事長は、同委員会を招集・出席するだけでなく、各委員の意見を踏まえた再発防止対策や調査報告書を取りまとめるため、自ら先頭に立って事務局を指揮したところです。

また、再発防止対策に基づく、個別の具体策の策定・実施に当たっても、

引き続き、自ら先頭に立って役職員を指揮しているところです。

例えば、コンプライアンス徹底のための「緑の行動規範」の策定に当たっては、役職段階や部門を超え、約３ヶ月にわたるグループ討議を行いましたが、理事長自ら討議に参加するなど、極めて重要な役割を果たしました。

なお、「入札談合再発防止対策に関する調査報告書」及び「緑の行動規範」については、平成20年６月23日林野分科会の際に提出した資料２－１「平成19年度評価単位自己評価シート（資料集）」の中に資料を添付しています。

（問２０－２）　法人の長として、
（２）入札・契約の適正実施確保に関して
①職員の契約事務の執行の監督状況如何
②契約事務を規律する規定等の整備状況如何
③経理や監査に係る必要な体制整備状況如何

（答）

① 職員の契約事務の執行に当たっては、「発注者綱紀保持規程」を制定し、発注担当者の法令遵守等の責務、業者との応接方法、第三者からの不正な働きかけを受けた場合の対応方法等について定めることにより、発注事務の適正性及び透明性の向上を図ることとしています。

また、本部、整備局等に法令遵守責任者及び法令遵守担当者を置き、発注担当者に対する指導、助言、協力等を行う体制を整備しています。

② 契約事務に係る綱紀の保持を徹底するため、発注者綱紀保持規程及び企業等受注者への対応についてのマニュアルの作成、入札価格の作成根拠資料の秘密保持を徹底するための通達の制定並びに公益通報者保護制度に基づき、通報・相談窓口を法人の内外に設置しています。

また、契約制度については、すべての契約手続について一般競争入札方式として契約事務を実施しています。

なお、災害等緊急性等の一部契約に限り随意契約を実施することとしています。

③ 入札契約執行体制の整備については、森林業務部門において、これまで入札契約業務の一部を業務担当部局によって執行してきましたが、平成19年度から全て経理担当部局に移管し、さらに、経理担当部局を中心とした内部牽制体制を強化したところです。

また、内部監査についても入札契約について重点的に監査を実施し、結果を入札監視委員会に報告するなど監視体制の強化を図っています。

（問２１－１）監事について、
（１）法人業務を監査する立場からの法人の業務運営の状況のチェック状況如何。

（答）

水源林造成事業、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業等の事業実施に当たり、事業の重点化、事業の計画的な実施、実施手法の高度化及び実施コストの縮減等を図ることにより、事業が計画的かつ効率的に実施され適正に行われていると認められました。

なお、「平成19年度監事監査結果報告書」については、別紙３のとおりです。

（問２１－２）監事について、
（２）入札・契約の適正実施確保に関して
①個々の契約事務の適正な執行がなされているかのチェック状況如何
②契約事務を規律する規程のチェック状況如何
③経理や監査に係る体制のチェック状況如何

（答）

① 個々の契約事務の適正な執行のチェック状況

監査対象事務所における個々の契約事務の適正な執行については、会計規程及び入札・契約に関する諸規程等に則り、適正に実施していたと認められました。

②契約事務を規律する規程のチェック状況

契約事務に係る綱紀の保持を徹底するため、発注者綱紀保持規程の制定、企業等の対応についてのマニュアルの作成、入札価格の作成根拠資料の秘密保持を徹底するための通達の制定及び公益通報者保護制度に基づき、通報・相談窓口を機構の内外に設置するなど契約発注事務の適正化に努めいていると認められました。

③経理や監査に係る体制のチェック状況

森林業務部門において、入札・契約の発注を計画する部署と入札関係を担当する部署を分離して入札関係を担当する部署を経理部に移管し、経理部において入札結果を分析するなど、入札が適正に行われているか定期的にチェックするなど内部牽制体制が確立されたと認められました。

また、内部監査についても入札契約について重点的に監査を実施し、結果を入札監視委員会に報告するなど監視体制の強化が図られていることが認められました。

平成１９年度

監事監査結果報告書

平成２０年３月

独立行政法人 緑資源機構

監　事　　上　田　信　義

監　事　　宮　澤　宣　夫

平成 １９年度監事監査結果報告書

項　　目	内　　容
監査の方針	平成１９年度の監事監査は、独立行政法人緑資源機構の業務の適正、かつ効率的な運営を確保するとともに、会計経理の適正を期することを目的として監査を実施。
重点監査事項	１．財務諸表及び決算報告書に関すること ２．契約の締結及び執行に関すること ３．水源林造成事業の実施に関すること ４．緑資源幹線林道事業の実施に関すること ５．特定中山間保全整備事業の実施に関すること ６．農用地総合整備事業の実施に関すること ７．海外農業開発事業の実施に関すること
監査の種類	定　期　監　査
監査の方法	書面監査及び実地監査
監査対象箇所	本　　部 東北北海道整備局盛岡事務所　　下閉伊北建設事業所 宇都宮水源林整備事務所　　前橋水源林整備事務所 岐阜地方建設部　　美濃東部建設事業所 金沢水源林整備事務所　　福井水源林整備事務所 中国四国整備局　　鳥取水源林整備事務所 高知地方建設部　　松山水源林整備事務所 熊本水源林整備事務所　　阿蘇小国郷建設事業所 大分水源林整備事務所
監査実施期間	自 平成１９年４月 至 平成２０年３月

監査結果及び意見	１．財務諸表及び決算報告書に関すること 平成１８事業年度の決算内容について、監査した結果、収入支出、財務諸表及び決算報告書についていずれも適正であると認められた。 なお、このことについては、平成１９年６月１８日付けをもって「平成１８事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書」により報告しているところである。 ２．契約の締結及び執行に関すること このことについて、平成１８年度の報告に、幹線林道事業の調査測量等の業務の発注に関して公正取引委員会の調査を受けていたことから、今後の適正な業務運営を図る上においても入札制度等の見直し並びに内部統制等の充実について、より一層の取り組みが必要であるとしていたところである。 その後の調査を経て、東京地方裁判所の官製談合関与者に対する独占禁止法違反の罪で有罪判決、公正取引委員会の受注法人に対する排除措置及び課徴金納付命令、また、機構による内部調査の結果などから、幹線林道事業の調査測量等の業務の発注に関して独占禁止法に違反した不正な入札談合があったことが認められた。 機構では、事件発覚後、事件の発生原因の究明及び今後の入札談合の再発防止に向けた改善措置等として、外部有識者による「入札談合再発防止対策等委員会」の設置、入札制度の見直しやチェック機能の強化等含めた「入札談合再発防止対策実施方針」の策定及び「緑資源機構発注者綱紀保持規程」の制定、内部統制については「発注担当者法令遵守等マニュアル」の制定、更には「緑の行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」の制定を行い、徹底した再発防止に向けた取り組みが強化されていることが認められた。 ３．水源林造成事業の実施に関すること 水源林造成事業における植栽、保育及び間伐等の施業について、事業の重点化、実施手法の高度化及び実施コストの縮減を図ることにより、事業が計画的かつ効率的に実施さりており適

監査結果及び意見	正であることが認められた。 なお、平成２０年度に独立行政法人森林総合研究所への事業承継予定、更にはその２年後に予定される国有林野事業の独立行政法人へ事業が継承されるなか、今後の水源林造成事業の更なる重要性と必要性を明確にするため着実な事業の実施が必要であることが認められる。 ４．緑資源幹線林道事業の実施に関すること 幹線林道事業の調査測量等の業務の発注に関しては前項２に述べたとおり、独占禁止法に違反した不正な入札談合があったことが認められた。 建設工事等の事業執行等については環境の保全及び資源の活用に配慮した工事を行うとともに事業の重点化、実施手法の高度化及び実施コストの縮減を図ることにより、事業が計画的かつ効率的に実施されており適正に行われていることが認められた。 なお、幹線林道事業は平成２０年度以降、独立行政法人が行う事業としては廃止されることにより、機構が施工管理中の既設道において行う既設道移管円滑化事業については、着実な工事の実施により円滑に地方公共団体へ移管できるよう林道としての機能の確保を図る必要があることが認められる。 ５．特定中山間保全整備事業の実施に関すること 阿蘇小国郷区域の森林整備及び農林業用道路整備並びに農用地等整備が一体となって実施されている事業について、環境の保全及び地域資源の活用に配慮した工事を行うとともに、計画的な実施及び実施手法の高度化、実施コストの縮減を図ることにより、事業が効率的に実施されており適正であることが認められた。なお、早期の事業効果の発現を推進するうえにおいて、今後、事業の着実な実施が必要であることが認められる。 ６．農用地総合整備事業の実施に関すること 区画整理及び農業用道路等の農業基盤整備事業について、環境の保全及び地域資源の活用に配慮した工事を行うとともに、

監査結果及び意見	計画的な実施及び実施手法の高度化、実施コストの縮減を図ることにより、事業が効率的に実施されており適正であることが認められた。 なお、早期の事業効果の発現を推進するうえにおいて、今後、事業の着実な実施が必要であることが認められる。 7．海外農業開発事業の実施に関すること 砂漠化防止対策及び土壌浸食防止対策における調査・技術・手法の開発や普及等の取り組み、村づくり・復興支援における農民の組織化・意識の改革等への取り組みなどを行う事業について、事業の重点化及び実施手法の高度化を図ることにより、事業が海外事業評価委員会及びセミナー等で評価されるなど、事業が着実に実施されていることが認められた。